

210.04  
Kaillie  
K



219276

栗里先生雜著卷十一

男栗田勤輯

○郷名同唱考(一名南留別志)

余さきに和名鈔郷名考をかけるころ天下諸國に同名の郷多きは決めて彼と此と  
由縁ある事ならんと思ひよりしかば同唱の郷名を集めて考へたる一の證據  
を得てやがて他の郷名を推測らるゝものなきにしもあらずとて思ひ  
得られぬは疑を闕ていはぬも多かれどなほ物徂徠がなる  
臆見を記したるもありこは臆見をよしとするにはあらずとて思ひ  
の故よしを知るたつきともなりなん歎とてのしわざなり故この書の名を郷名同  
唱考とも南留別志ともいへるにそありける江湖博雅の君子余の淺陋を棄すして  
地名の原由を教へらればいとうれしきわざになん

安藝

安藝國安藝郡ありて土佐國に安藝郡あるは安藝國の地名を移せるにや神名式安藝  
國安藝郡に多家神社あり土佐のこの郡にも多家神社ある由ありて聞ゆればなりま

栗里先生雜著卷十一



た近江國蒲生郡安吉郷も式に同郡奥津島神社(名神大)あり安藝伊都伎島神社あるに縁あり豊後日高郡安伎國崎郡阿伎美濃惠奈郡陸奥安達郡に安伎郷あるも故あるべけれど證を得ず

他田 秋田

出羽秋田郡肥後他田郡筑前怡土郡飽田薩摩高城郡飽多共に同義の地名と聞ゆさて他田とは常陸風土記に多珂郡云々其道前里飽田村古老曰倭武天皇爲巡東陸頓宿此野有人奏曰野上群鹿無數甚多其鬚角如盧枯之原比其吹氣似朝霧之立又海有鯨魚大如八尺并諸種珍味遊理○多於是天皇幸野道橋皇后臨海令漁相競捕獲之利別探山海之物此時野獵者終日驅射不得一空海漁者須臾方探盡得百味焉獵漁已畢奉進御膳時勅陪從曰今日之遊朕與皇后各就野海同爭鮮福(俗語曰佐知)野物雖不得而海味盡飽喫者後代追跡名飽田村とあり出羽にまた飽海郡あり飛騨荒城郡に飽見郷あるも飽海は海に屬し飛騨なるは山に屬せるにていつれも飽肉の義ならん

朝夷

駿河益頭郡遠江城伺郡常陸信太郡に郷名あり安房朝夷郡ありアサヒナと訓事人の知るが如し

○ノ處字ノトケタルア

常陸なる朝夷郷の地は岡城連続して東南に面し最朝陽に向へるを以て名を得たるにやあらんと云り七國の事は地勢詳かならねど同義なるべし

近江國淺井郡朝日郷も同義と聞ゆ續拾遺集に仁治二年大嘗會悠紀方風俗歌に朝日山あきらけき御代のはしめの朝日山天てる神のひかりさしそふ(大藏卿爲長)とよめるをもて地形を證すべし

朝來

但馬國朝來郡朝來郷あり神名式に朝來石部神社あり日下部系圖に表米の子孫本郡の大小領に任する事みゆ播磨國飾麻郡安相郷あり風土記に安相里とみえ品太天皇の御世但馬國造阿胡尼命伺但馬國朝來人到來居於此處故號安相里とあれは播磨の郷名は但馬の朝來より移りし事明らかし紀伊國名草郡且來郷あり訓義なけれどアサコなるべし牟婁郡にも朝來村ありてアソンと唱ふるはサコの反會なればかくも云ひしとみゆ

朝倉

筑前に上座下座二郡ありて上アサクラ下アサクラと云り續風土記に西の方は朝開き故の名なり又朝倉山によれりとも云り



土佐國土佐郡朝倉郷神名式朝倉神社あり、土左風土記に土左郡有朝倉郷郷中有社神名天津羽々神天石帆別命、(今天石門別神)子也とみえ、伊豫國越智郡朝倉郷あり、かならず由縁ある郷名と聞ゆ、上野國那波郡朝倉郷あり、

麻生

常陸行方郡麻生郷風土記に麻生里古昔麻生子湑沐之涯圍如大竹長餘一丈とあり、麻の生ふるより負る名と聞ゆ、豊前國下毛郡麻生郷も同義なるべし、

安食

近江國犬上郡安食郷あり、神名式同郡阿自岐神社二座あり、此は神名より起れる地名と聞ゆ、其は同式出雲國出雲郡阿須岐神社(今阿式明神といふ)同社神阿須岐神社同社阿遲須岐神社などある同神なるべし、尾張國春都郡にも安食郷みゆ、備中後月郡足次郷も同義ならん、

安宿

河内國安宿郡(安須加倍)とあり、此安宿は大和に飛鳥あるに對へて遠飛鳥と云るに起れり、されば舊の名は大和に對へたる名なり、さてこを安須加倍と云るは、飛鳥部氏人の住るより名に負るか、三代實錄に、(元慶四年九月)河内國飛鳥部神社、賜田一町云

阿宗 飛鳥部造の族にて、世々此國に住り、安蘇國豊田郡安宿郷も、飛鳥部氏に由縁あるへり、

安蘇 信濃小縣郡阿宗郷は、肥後阿蘇郡に起れる名と聞ゆ、科野國造は火國造阿蘇國造の族人にて、此國を治めし故によれるものなるべし、備中賀陽郡阿宗郷は未だ考へず、

足立 下野安蘇郡も、信濃に近ければ、科野國造の所縁ありて地名に負る歟、又本郡麻績郷もあれば、安蘇は麻の義にて、麻生など云ふに同じかるべし、陸奥國色麻郡出羽國最上郡共に同名の郷あれと證なし、

武藏國足立郡陸奥國安達郡、文字は異なれども、同義なるべし、されど其義未だ思ひ得ず、續後紀に陸奥安達連など云ふ、姓みえ、萬葉にみちのくのあた、ら真弓ともあれば、彼國の俘囚の武藏に住て、足立と云りしにもやらん、詳かならず、

河内國澁川郡跡部郷あり、此地は物部守屋大連の別業のありしと云ふ、阿都是なり、然



れは物部氏の本居の地とみゆ、姓氏錄攝津と和泉の神別に阿刀、連あるは、此地より分  
れ住しものありしにて、何れも倭速日命の後也、跡部の跡も此阿都に同じく、物部の兵  
士と共に天皇の大御跡の御供仕奉る部なりしなるべし、舊事記に、天物部廿五部の人  
と同じく、皇孫に仕奉れる跡部首阿刀造等も此に由あり、神名式に、同郡跡部、神社ある  
は即阿刀、連氏の祖神とみゆ、伊勢國安濃郡、美濃國武藝郡、信濃國小縣郡、豊後國大分郡  
共に跡部郷あり、美濃には多藝郡物部郷ありて、國史に物部多藝連みえ、安八郡物部郷  
あり、物部明神あり、本巢郡に安塔、穂積物部郷あれば、決めて物部の族類の移り住し所  
と聞ゆるを以て、伊勢信濃豊後なるも、准へて知るべし。

阿拜

伊賀國阿拜郡(安倍)とあるは、書紀に大彥命是阿倍臣云々、阿閉臣云々、伊賀臣、凡七族  
之始祖也とみえ、神名式に、伊賀阿拜郡、取國神社と云もあるは、大彥命を祀れるにて、阿  
拜臣の居りし地なる事知るべし、この阿閉臣の族なる阿倍氏の事は、陸奥地方に多か  
りし由、國史に見えたり、さて駿河國安倍郡あるは、この族の此に移り住て、地名にも負  
せしものなる事類を以て、推考へし。

安濃

伊勢と石見との郡名に安濃あり、大神宮儀式帳に、安濃縣造具桑、枝乎汝國何間賜支、白  
久草蔭、安濃、國止、白支、とある、安濃は、安は序辭にて、濃は野の義と聞ゆれば、野をほめて  
安濃と云るにや、石見の國なるも、廣き原ありしよりの地名なりと云へば、安濃の原野  
なる由は明かなり、さて伊勢國安濃郡人、爪工、仲業、賜安濃宿禰神魂、命之後也とある、安  
濃宿禰は、石見國造同祖なるも、此に由あり。

安曇

信濃國安曇郡あり、安曇は古事記(御身濃の條)に、底津綿津見神、中津綿津見神、上津綿  
津見神、此三柱、綿津見神者、阿曇、連等之祖神、以伊都久神也、故阿曇、連等者、其綿津見神之  
子、宇都志日、金拆命之子孫也、とある、記傳に、日金は式に信濃國更級郡水鏡斗賣神社、和  
名抄に同郡水鏡(比加奈)郷あり、(又斗女てふ郷もあり)此より出たる御名なるべし、  
其故は彼國に安曇郡もありて、其郡に穂高神社(名神大)式に見えて、姓氏錄に、安曇宿  
禰海神、綿積、玉彦神、子穂高見命之後也、又安曇、連綿積神命、兒穂高見命後也、とあれ  
ば也、拆は佐久郡あり、此によれるにや、阿曇とは海つ持と負せしか約りたるなるべし  
と云り、されど阿曇は熱海など云ふが如き意はへなるべく思はる、海神の子孫にて、諸  
國にある所の熱海(即溫泉)を牽りしより、名に負るならん、伯耆國會見郡安曇郷、近江、



國伊香郡安曇郷筑前國糟屋郡阿曇郷あり上に云る此三柱綿津見神者阿曇連等之祖神以伊都久神也とある神は筑前國志加海神社とある神是なれば阿曇氏は此に住るもありし事著し。

始羅

大隅國始羅郡始羅(阿比良)とあり。こは神代卷に日向吾平山上陵神武紀に日向國吾田邑吾平津媛とある吾平がもてて古へ日向なりしが大隅に屬て此名ありまた大隅郡始羅とあるも熊毛郡阿枚郷薩摩國日置郡合良郷もみな日向をもてて起りし地名なるべし。

海部

伊勢國河曲郡海部郷また尾張國海部郡あり尾張は舊事記に天春男命尾張中島海部直等祖とも熱田縁起に以海部氏爲神主海部是尾張氏別姓ともあれば尾張の海部は二流あり越前坂井郡海部郷は東大寺天平神護二年の文書に海部郷戶主海得足とあり姓なければ詳ならねど海神の流なるべし隱岐國海部郡は同天平二年の文書に郡司海部直大伴少領阿曇三雄あり紀伊國海部郡は欽明紀十七年に紀伊國置海部屯倉とあるによれる地名なるべし豊後國海部郡は續紀延暦四年正月癸亥同郡大領海部

漢部

公常山と云みえたれば此氏の住るによれり各國の海部數多なるが中には出自異なるもあめれど大凡應神の御世に定賜海部云々伊勢部とある時の海部の住りし處と聞ゆ伊勢なるも此時海部と同じく定められし伊勢部にて同族なるにやあらん筑前國怡土郡那珂郡宗像郡の海部郷は志加海神に由あるべし上總國市原郡越前國坂井郡土佐國高岡郡の海部郷隱岐國海部郡も大かた海部の住るによれりとみゆ安藝國安藝郡安滿淡路國三原郡阿万も字は異なれど同じく海部なるべし。

荒木

丹波國桑田郡安藝國安藝郡ともに淡部郷あり淡人の居りしによりて負し地名なるべし美作國苦東郡綾部郷も文字こそ異なれ義は同じかるべし。

英多

遠江國城飼郡能登國羽咋郡伯耆國八橋郡筑前國宗像郡筑後國三潁郡ともに荒木郷あり飛騨國荒城郡あるは其義詳かに知るべき由なれど新墾の地によりて名けしものなるべし。

アガタと訓べし河内國河内郡伊勢國鈴鹿郡安濃郡(儀式帳に安濃縣造とある縣な



り、飯高郡、(同飯高縣とある是なり)遠江國濱名郡、(神名式英多神社あり、藤氏世々この神主たり)伊豫國濃溝郡、大隅國臼杵郡、ともに英多郷あり、何れもアガタと訓むべし、縣の義と聞ゆれば古へ縣を置れし處の遺名なるべし、紀伊國在田郡、英多はもと郡名と同じく、もと安禰なりしを、平城天皇の御諱を避て、在田と改し、時郷名も英多と改めて、アタと呼しとみゆ、美作國英多郡、英多郷あり、こは安伊多と訓り、在田の義か、又はアガタの轉か、詳かならず、

青木

筑前下座郡、筑後三浦郡、ともに青木郷あり、いかなる義にて名けたりとも、ものに見えされば、考ふべき由なけれど、上古の時に、筑紫の日向の橘の楳原と云る、楳木に由ある名にはあらざるか、

伊香

近江國伊香郡は、帝王編年記に、近江伊香郡、與胡郷伊香、小江に、天女の降浴するを見て、伊香刀美、感愛の情を生し、天女の衣を隠しけるに、天に昇る事を得ず、終に留りて、伊香刀美の室家となり、二男二女を生りし事、是伊香連等之先祖也とみゆ、此伊香刀美は、藤原系圖に、天兒屋根、命五世孫、伊賀津臣、命とある、同人なり、姓氏錄、伊香連もあり、此人の

故事によりて、地名となりし歟、又伊香の地に住りし故に、名に負ひしか、詳かならねど、この伊香刀美より、伊香連姓も起りしと見ゆれば、神名式に、伊香具神社あるも、此人を祭れりしにやあらん、さて河内國茨田郡に、伊香郷ありて、津島郡神社あるは、姓氏錄、津島直天、兒屋根、命十一世孫、雷大臣、命之後とみえたるに、由あれば、近江よりうつれる地名にて、此にも伊香連の居りしにやあらん、殊に中臣氏の祖とます、枚岡神社の此國に、ますをも思ふべし、丹比郡、狹山郷は、兒屋、命十世孫に、臣狹山命あり、その神の本居なるべく思はる、に、神名式、同郡狹山神社あるにも、由縁あればなり、

何鹿

丹波國の郡名にみゆ、イカノカとよめり、法王帝説に、伊加留我乃止美能乎何波乃云々、また伊加留加宮、皇極紀に、班鳩とあり、法隆寺を、鶴寺と云るも、鳥の名に起れり、播磨に、鶴郷と云もみゆ、されば丹波も鳥の名に起りし事知るべし、丹波志に、此郡鶴多く産栖す、因て名くとも云り、

生葉

筑後の郡名に生葉あり、筑後風土記に、昔景行天皇巡國既畢、遠郡之時、膳司在此村、忘御妻云々、天皇勅曰、惜乎朕之酒盞、(俗語云酒盞爲宇枳)因曰、宇枳波夜、後人誤號生葉郡と



あり、景行紀にも此事みゆ、淡路、國津名、郡育波郷あり、同名なれど義は異なるか、淡路なるは、的臣氏などの住るに、よれるか考ふべし。

生馬

出雲島根郡生馬郷あり、風土記に、神魂命御子八尋、長依日子命、詔吾御子平明、不憤詔、改云生馬とみえて、式に生馬神社ある、下野都賀郡にも生馬郷あり、由縁あるか。

池邊

讃岐寒川郡にも下野寒川郡にも池邊郷あり、また同國河内郡にも同名あるは、地勢によりて、號けしと聞ゆ、池の邊なる由なるべし。

石禾

但馬國養父郡、甲斐國山梨郡、ともに同名の郷あり、イサハと訓む、イは假字にて發語歟、さらば澤と云義を取れるにもやあらん、陸奥國の膽澤郡も同義にや、播磨國宍禾郡は、風土記の説もあれど、獸類多き由にて、肉澤なるべし、(播磨事始)と云り、是によらば、石禾はシサハの義に同じき歟、よく考ふべし。

夷瀧 (伊志美、上總郡名)

夷針 (常陸茨城郡郷名)

伊參 (相模高座郡、上野吾妻郡郷名)

伊秩 (出雲神門郡郷名)

文字異なれども、皆同義なるへく思はる、上總の夷瀧は、古事記に、天菩比命之子建比良鳥命、上苑上國造、下苑上國造、(本國に海上郡あり)伊自牟國造等之祖とある、伊自牟にて、書紀また國造本紀に、伊甚と作る是なり、天菩比命は、出雲國造の祖にて、此國造と同祖なれば、神門郡伊秩郷も假名違へなれど、同義なるべし、風土記抄に、伊秩をイシミと訓たり、又式に、出雲郡伊甚神社ありて、今も伊自見村にあるを思ふべし、相模上野の伊參は、傍訓に、イサマとあれど、是もイジミならん、常陸の夷針も、上總の例によりて、イジミと訓へし、式に、茨城郡夷針神社あり、此社所在詳かならねど、本郡和泉村なる愛宕社、是ならむとも云り、さらば和泉郡イジミなるべし、且本國に新治郡あり、新治國造は、天穗日命の裔にて、同郡に稻田神社あるも、出雲國に縁故あり。

池田

河内國茨田郡、和泉國和泉郡、共に池田郷あり、姓氏錄(河内和泉)に、池田首は、景行天皇皇子大碓命之後也とある、姓に由あり、美濃池田郡あり、又可兒郡に池田郷あるは、古事記(景行段)に、大碓命者守君大田君云々之祖、書紀に、此皇子の事を、遂封美濃、仍如封地と云るにも由あり、尾張、春日、郡池田郷も、美濃に近ければ、同義歟、上野邑樂郡、那波郡、下總、千葉郡、讃岐山田郡、伊豫周敷郡、筑前精屋郡にも同郷名あれど、此は地勢によれる名



なるへし

石津

和泉大島郡石津郷あり、美濃石津郡あり、和泉は、姓氏錄(和泉皇別)に石津連天穗日命十四世孫野見宿禰之後也と見え式に石津太神社あり、美濃は鹿袋に引る舊記に、卷向日代宮の御宇天皇の御世、石津田連と云人を遣して、あやしき者を斬らしむ、とあれば、共に穗日命の裔なる石津連に由縁あり、武藏多磨郡石津郷は、この國の國造は穗日命の末なれば、同氏に縁あるか、肥後玉名郡なるは、未だ考へず、

石井

磐井、(陸奥國磐井郡磐井郷)

山城紀伊郡、河内讚良郡、攝津武庫郡、伊豫久米郡、周敷郡、因幡法美郡共に石井郷あり、また安房平群郡、上野碓氷郡、下總海上郡、猿島郡の郷にも同名あり、清泉などのあるよりの名なるへし、豊後國海部郡石井は、風土記に無石堡と云りしを、訛りて石井と云る由なれば、義異なり、

石田

遠江に磐田郡、伊勢安濃郡、上總望陀郡、下總海上郡、下野芳賀郡、佐渡雜太郡、讚岐寒川郡、伊豫伊豫郡、筑前怡土郡、席田郡、因幡八上郡に、石田郷壹岐に石田郡あり、いかなる由に

「イシト  
モアランド」

て名けしにや、石ある田の意歟、また田をはめて石田と稱へたるか、

石川

陸奥白河郡に石川郷、加賀に石川郡あり、石川の清河など云ふ意はへの名ときこゆ、石作

石棺作いしかんの居りし地名にやあらん、山城乙訓郡、尾張の中島、山田二郡、ともにこの郷名あり、姓氏錄山城神別に、石作、火明命之後也、神名式に、乙訓郡石作神社あり、尾張なるは兩郡ともに石作神社あり、火明命を祭れる社と聞ゆ、尾張國造も、石作氏も同祖なれば、その由縁にて、此氏人の此に住けるより、氏神をも祭り、やかて地名にもなれりしなるへし、なほ葉栗丹羽兩郡にも石作神社あり、

磯部

上野碓氷郡磯部郷あり、神龜三年碑に、磯部牛廣、續紀神護景雲元年本部の上野磯部公、黑登賜姓上毛野朝臣とあれば、豊城入彦命の裔にて、磯部氏住るよりの名か、參河國渥美郡磯部郷、式に磯部天神あり、是も豊城命に由あるか、考へず、美濃席田郡、但馬朝來郡、越前坂井郡、信濃埴科郡、磯部郷は、いかなる由にか、或は水邊に依れるもあるへく、又岩壁などによれるもあるへし、但馬なるは式朝來石部神社、刀我石部神社などに由あるへし、



石上

大和山邊郡石上郷あり、石上振神宮のある處なり、備前國邑久郡石上郷は神代卷に素盞鳴尊斬蛇之劍今在吉備、神部許とみえ、神名式同國赤坂郡石上布都之魂神社もあれは、その由縁にて、大和の地名を此に負なるべし、常陸那珂郡石上郷、下野那須郡石上郷あるは、イシカミにて、石の出る由歟、または石の多き地によれる名なるへし、

伊蘇

伊勢渡會郡に、此郷名あるは、内宮儀式帳に玉岐波流磯宮坐只とある是にて、豊宮川の磯を云り、相摸餘綾郡なるはいはゆる餘綾の磯にて、大磯小磯など云る地と聞ゆれば、何れも磯の義なり、

迎達、(伊多知)(播磨國飾磨郡郷名)

伊達

(陸奥國郡名)

播磨なるは、風土記に、因達里息長帶比賣命欲平韓國渡坐之時、御船前坐伊太代之神在、於此處、故因神名以爲里名、(坐字は今私に補へり)とある、伊太代之神とは、飾磨郡射楯兵主神社二座とみえて、五十猛神と大己貴命を祭れるに似たり、イクタとは五十猛命なり、神名より起これる名なり、陸奥なるも播磨の地名より移れるなり、神名式陸奥色

麻郡伊達神社あるにて、色麻郡の播磨の飾磨郡に由あるは、云までもなく、神名の射楯神に同じきを以て、この伊達は、彼國の地名をうつせるものなる事を辨ふへし、阿波國麻殖郡射立郷とあれど、押小路家文書に、イクタとよめり、決して同義の名と思はるれど、いまた證を得ず、紀伊國名草郡伊太杵會郷ある即同神を祀れるによりての郷名なれば、伊達等の郷名の原とも云ふへき處なり、

壹志

伊勢の郡名にあり、古事記(孝昭段)に天押足日子命者伊勢飯高君壹師君之祖也、とみえたるは、此に住るより、姓に負りとみゆ、遠江長上郡に壹志郷あるは、證なければ、決めては云かたけれど、壹志君氏などの來り住る事あるによれる名なるへし、

水泉

出水、(越前大野郡郷名薩麻郡名)

和泉、(國名郡名阿波那賀郡)

山城相樂郡の郷名にみゆ、崇神紀に、武埴安彦與官軍夾河挑戰故時人號其河曰挑川、今曰泉河訛とあれは、挑川の義とみゆれど、泉の義にて名つけたる歟とも思はる、和泉國和泉郡の名は、式に泉井上神社あり、社記に神功皇后征新羅之年、此清水涌出、因號和泉郡とみえ、内山真龍の國號考に、和泉は國府の清水井に基くと云り、越前薩摩共に出水あり、是も文字の如く、水によりしか、又越前丹生郡泉郷あり、阿波國なるも同義ならん、



出雲 姓氏錄高麗國人の裔に、出水連あれど、こは地名より出し氏なるへし、

出雲國は素盞鳴尊の八雲立の御歌より起りて、八束水臣命の御言に定れる事、人の知るが如し、山城愛宕郡に、出雲郷あるは、かの國より出雲臣氏の此に移住しより名けたりけむ事、東大寺文書なる神龜三年の租帳に、出雲臣氏の人あまた見えたるにて、著し式に出雲井於神社ありて、素尊を祀れり、出雲高野神社と云もあり、こは此神社あるに、よりて出雲の氏人の來り住るにか、又は出雲氏の居りしより、此神を祭れるにや、詳ならねど、氏人によりて、神社出來しなるへし、

出石

但馬の郡名に出石あり、古事記(應神段)に天之日矛持渡來物者云々、并八種也、(此者伊豆志之八前大神也)とみえ、神名式に、伊豆志坐神社八座とあり、出石の名義は、古事記傳に、此地の山より異き石出つ、形おのつからに、皆方にして、石匠の作りなしたらんが如し、大小長短厚薄かはりはあれども、悉く方にして圓なるは、一ツもまじらず、色は薄鼠色して、肌こまやかなり、と云るか如く、此石出るによりて、地名となれるなり、美濃國山縣郡にも、備前國御野郡にも、出石郷あり、天之日矛に由あるか、共に美濃御野なるも、

出部 おほろけならぬ心ちせらる、

出部

備中小田郡、後月郡、伊豫浮穴郡、ともに出部郷あり、しか姓によれる地名か、續紀九(廿七丁)に從八位上出部直佩刀あり、されど姓氏錄にこの氏なければ、考ふべき由なし、  
怡土(筑前國郡名、また宗像郡郷名) 伊都(紀伊郡名)

筑前の怡土は、神功紀に、伊都縣主の祖五十述手の事をほめ給ひて、曰、伊蘇志故時人號五十述手之本土、曰、伊蘇國、今謂伊都者、訛也、とみえたるか如し、宗像郡の郷名は、此伊都縣主の族の居りしによりて名けしか、紀伊國なるは、續風土記に、絲の義なるへし、本國に、絲の縁ある事、延喜式に、凡、夏調絲云々、紀伊等十二國、並上絲とあり、筑前の怡土郡も、絲の義なり、應神紀、吳國より縫工女を求めし時の事を、四十二年、阿知使主等、自吳至筑紫、時胸形大神乞工女等、故以兒媛奉於胸形大神とある、筑前宗像にして、其國絲によき地なれば、縫女も留りしなるへし、といへるはいか、あらん、されどよしありげに聞ゆれば、記しつ、

因幡

國名か、天武紀に、因幡國、貢瑞稻などの義にて、稻場なるへし、美稻の出る處なる由と聞



ゆ、法美郡稻羽郷も、上總國海上郡稻庭郷も同義ならん。

稻木、(尾張丹羽郡)

稻城、(出羽河邊郡)

尾張なるは、もこ稻置の事を掌れる人の居りし地にや、景行紀に尾張之乳近稻置と云もあればなり、古事記(垂仁段)に、稻木之別尾張國之三野別などある氏も、稻木に居れる由なり。

稻積

薩摩國河邊郡、大隅桑原郡、(この郡の郷名に桑善豊國あり)ともに同郷名あり、穗積な

と、同義と聞ゆれば、こも稻を積置るよりの名なるへし、播磨風土記に、揖保郡稻積山あり、大汝少日子二神、此山を望見て稻種を積ましむ、山形亦似稻積、故號曰稻積山とみ

ゆ、

磐城

陸奥の磐城郡、名取郡、桃生郡、宮城郡、ともに磐城郷名あり、國造本紀に、石城國造みえ、常陸風土記に、孝徳天皇癸丑年の事を、以所部遠隔往來不便、更分置多珂石城二郡、(石城郡今存陸奥國界内)とあり、もこ常陸の城なりしなり、さて磐城とは、其地勢の堅固なる義を取れるか、又は磐もて垣なせる由か、磐城志に、廣瀬蒙齋云、石城は石の脇の事なる

べし、前に岩が崎郡(今岩前)あり、後に石背郡(今岩瀬)あれば也、と云り、朝日一貫齋云、岩城は其地勢西南皆高山重疊して、恰も屏堵の如くなるによりて起りしならん、と云り、この石城國造は、天津彦根命の裔にて、周防の國造と同祖なるに、同國熊毛郡に、石城神社あるは、いと由あり、天津彦根命を祭れるものなるへし。

磐瀬

陸奥の磐瀬郡、賀美郡、標葉郡、ともに磐瀬郷あり、上に云る如く岩前郡あるに准へて、磐瀬の石背なる事知るへし、國造本紀に、石背國造と作る字義に同じ、この國造は、茨城國造の同族にて、天津彦根命の裔なり、常陸の茨城よりその族人石城に移り住るが、その國造となり、また石城より此に住るか、石背國造にもなれるにやあらむ、其族に陸奥磐瀬臣と云るもあり。

石見

この國の名は、那賀郡石見郷の十三年の鼻と云處、濱田の本城の裏數十丈の石壁あり、長さ二町餘もあるへし、又同郡伊甘郷の海中に、千疊敷といふ奇石あり、されは石見は石海の義なりと小篠敏が云る、従ふべし、式に、那賀郡石見天豐足柄姫命神社とて、石見郷にあり、岩神明神といふは、此に由あり、播磨國揖保郡に、石見郷あり、こは風土記に、阿



倭連百足が石海の人夫を召して其地を開墾せしによるごみゆれば即石見の國名を負るなり相模國大住郡なる石見郷名はいかなるにか未だ考へず

飯野(附飯田飯岡飯豊)

伊勢の郡名また陸奥磐城郡の郷名にありいかなる由もて名けしと云事詳ならねど倭姫世紀に伊勢の飯高郡の事を倭姫命飯高止白事貴止悦賜支とあるが如く古へは稻穀を専ら重みしける故に飯野と云ひて其物の豊饒を祝きたるより云る名なるへし相模國足柄下郡飯田美作國勝田郡飯岡陸奥國宇多郡飯豊などの郷名もはざたる言の地名と聞ゆまた陸奥國風土記に白川郡飯豊山此山者豊岡姫命之忌庭也とも又古老曰昔卷向珠城宮御宇天皇二十七年戊午秋飢饉而人民多亡矣故云宇惠々山後改名云豊田又云飯豊とあるもやがて祝言なり

揖保

播磨國揖保郡揖保郷名は風土記に葦原醜男命(即大己貴神)の粒を落したるに起れりと見ゆれば遠江國磐田郡飯寶郷も粒に由あるべし周防國玖珂郡伊寶郷は伊寶の誤なる事延喜八年の戸籍にて明かなり參河國賀茂郡伊保郷あり式に射穂神社ありて今伊保村にますは祭神詳かならねど同郡に兵主神社ありて大物主神を祭ると云

伊福

大和宇陀郡伊福郷は姓氏錄大和神別に伊福部宿禰天火明命子天香山命之後也とあれば此氏人の住る處なる事著し尾張海部郡なる伊福郷は伊福部宿禰尾張連同祖火明命之後也とみえて尾張國造同族なれば此に由あり天平六年の正稅帳(東大寺文書)に葉栗郡主帳伊福部大麻呂と云ふ人みえ拾芥鈔に尾張美濃二國造殷富門伊福部氏とあるもの此國にこの氏人ありし徴とすへし遠江國引佐郡の郷名もこの氏人の住るによれる歟天平十二年の文書に當國濱名郡伊福部乎麻呂見えたり美濃池田郡なるは式に伊富岐神社あり上に引る拾芥鈔と合せて伊福氏住りし事を知るへし東大寺大寶二年の文書に山方郡五百木君木枝また五百利部黒立賣などあるも同氏なり備前御野郡なるは式に尾針神社あり尾治針名眞若比女神社ありて尾張連の祖神なる事著きに伊福郷あるは上に云る趣と合せ考ふへし安藝佐伯郡なるは續後紀天長十年に佐伯郡人伊福部五百足同姓豊公あるにて同義なるを辨ふべし

忌部

紀伊國名草郡阿波國麻殖郡ともに忌部郷あるは忌部氏によれり紀伊は古語拾遺に



天富命率手置帆負彦狹知命之孫以齋斧齋鉏始採山材構立正殿故其裔今在紀伊國名草郡御木龜香之郷とある是なり式に紀伊名草郡鳴神社名神大月次相嘗新嘗とみえ此社今鳴神社にあり村は忌部郷の内なる事國造家の舊記にみえこの社より永享の頃まで榊杵を奉れる氏人ありし事大嘗會記に見えたれば忌部氏の祖神を祭れる事明らかし紀伊續風土記に御木は今の宮郷井邊村にて龜香は今の宮郷黒田村の小名に残れりとありまた式に阿波國麻殖郡忌部神社名神大月次新嘗或號麻殖神或號天日鷲神とみえ古語拾遺に太玉命所率神名曰天日鷲命阿波忌部祖也また天富命率天日鷲命之孫求肥饒之地遣阿波國殖麻種其裔今在彼國當大嘗會之年貢木綿麻布及種々物所以郡名爲麻殖之縁也とありて今も本社は忌部郷山崎村にありと神社縁にもみえたり出雲國意宇郡忌部郷は出雲國造の忌部まはる湯のある處なるによりて名けしよしなれば別かされと忌部の居りし處なる事は違ひあるましくこそまた大和國高市郡太玉命神社四座並名神大月次新嘗とみえて今忌部村と云ふにありと云りこは大和に住る忌部氏人の祭れる本社なるべし

有智 宇智

山城綴喜郡有智郷は書紀雄略卷に山背内村神名式に内神社二座などある地にて

といかなる由に出たるか考へず古事記に味内宿禰此者山代内臣之祖とあれば味内の名は此地名より起れりとみゆ武内宿禰の内も同じかれば内神社はこの山代内臣の氏神にてもあるへし大和宇智郡は姓氏錄大和皇別に内臣あるは山代より其族人の移り住るより地名となれるものなり遠江山名濱名兩郡に宇知郷あるは詳に知りかたければ神風抄遠江國宇治の御厨とみえたり伊勢度會郡の宇治を負るにや宇治も伊勢風土記に宇治郷者伊勢國度會郡宇治村五十鈴河上造作宮社奉齋大神因是以宇治郷爲内郷今以宇治二字爲郷名とありて内の義なりされと山城大和の内とは義異なるへし美濃武藝郡有智郷も神風抄に有智御厨とあるによらは遠江宇治郷に同じきが

宇治

山城宇治郡宇治郷は山城風土記に宇治若郎子造桐原日桁宮以爲宮室因郷名號宇治本名曰許乃國矣とあり宇治若郎子の御名より起れる事著し久世郡なる宇治郷は隣郡の名によれるものと聞ゆ畿津八田郡宇治郷とある八田は若郎子の同母妹矢田皇女の御名代と聞ゆれば宇治も皇子に由あるへし備前上道郡因幡巨濃郡に同名の郷あるは宇治宿禰などの住るによれるならん此姓は饒速日命の裔にて山城に住るよ



り姓に負りと見ゆ、攝津八田郡は、矢田部にて、皇女の御名代なる事上に云り、然るに宇治と同祖なる矢田部連も、皇女の御名代の名を負て其事を掌れりと聞ゆれば、此姓も共に由ある事なり。

有度(駿河郡名) 宇土(肥後郡名) 薩摩高城郡名

駿河なる有度は、孝徳紀に菟瀨とあれは清みて唱ふるにや、万葉集延喜式には、有度とあり、童蒙抄に、むかし駿河國の有度濱に、神女あまくたりて舞しをうつして、今の世には駿河舞とて東遊にする也、などあるも、此地なり、有度部と云氏の本國にあるも、地名を負るなるべし、新風土記に、有度は、楠所の義、楠とは稲苗を殖ると云意、此地の田地すべて水田に宜く、安倍の方より水利もよく通ひて、水旱の患なく、稲をうるに宜しければ、然名けしなるへしと云り、肥後薩摩なるも同義にや、よく考ふへし。

宇良

隠岐知夫郡、駿河々々郡、ともに宇良郷あり、いづれも海濱にそへる所にて、浦の義なるへし、隠岐視聽合記に、浦之郷は、東南に向ひ、入海の濱なりとあり、陸奥標葉郡にも同郷名あり。

殖田

殖木

讃岐山田郡、土佐長岡郡、武蔵足立郡、豊後大分郡に殖田郷あるは、殖田にたよりあるよしの名、筑後御井郡、肥後飽田郡、殖木郷は、木を殖るによき地なるによれりと聞ゆ。

宇和

伊豫の郡名にあり、こは三代實錄に、宇和津彦神見ゆ、此神名より起れるか、土佐幡多郡に宇和郷あり、隣國なれば、此神に由ありて名けしならん、さて播磨風土記、安永郡伊和村(本名神酒)大神醸酒此村、故曰神酒村、又云、於和村、大神國作訖以後、云於和等、於我美岐、故曰於和とあり、於和とは嗟嘆の聲にや、たとへば、今人勞つき事をなし終て、ヤレくと歎ア、とか云ふか如き意なるへし、是によるに、伊和於和共に同言に似たり、此大神は大己貴神なり、この神を播磨にて、伊和大神とも云り、伊和やがて宇和にも通ひて聞ゆれば、宇和津神は、此神を祭れる者なるへくを思はる、出雲風土記、意宇郡八束水臣津野命の國引の事を云る條に、今者國引訖、詔而意宇、社爾御杖、立而意惡詔、故云意宇とあるも、上の於和と云語に同じきを見るへし。

江田

上總市原郡、備後三谿郡、肥後玉名郡、日向宮崎郡、ともに江田郷あるは、江にそへたる田



のよしにや、大凡さる地形によれる名なるへし、また江は善にて、良田の義なるものあるへし。

依智(遠江周智郡) 愛智(近江郡名)

ともにエチと訓す、近江なるは、續紀に依智郡ともありて、遠江と同じ書さなるも由あり、此地に依知秦公の氏人住めりし事みゆれば、其氏人の遠江に移り住るより、地名に負る歟、また何れも淡海の國なれば、愛智は湖水によれる名にやあらむ、  
荏原

武藏の荏原郡、幡羅郡、備中後月郡、伊豫浮穴郡、ともに同名の郷あり、荏と云ふもの、多かりし地なりけむ、和名抄に、荏野王案云、葉大而毛、其實白者曰荏、(和名衣)また葉細而香、其實黒者曰蘇、(新抄本草云、和名乃良衣、一云奴加衣)此二物雖一類、其狀不同耳、とあるもの是なり、

板津

攝津住吉郡、武藏男衾郡に同郷名あり、武藏なるは、衣奈都と訓あり、エノツなるへし、日本後紀弘仁四年四月に男衾郡板津郷あり、板津は文字の如く、其津口などに板木ある由か、又は板を江に假れるもあるへし、常陸風土記、信太郡板浦之津と云あり、今は江戸

崎と云り、然らば板は江ならんも知るへからず、なほ考へて決むへし、  
岡本

河内交野郡、相模足柄上郡、近江淺井郡、越前足羽郡、丹生郡、越中婦負郡、能登羽咋郡、ともに岡本郷あり、地形によれる名なるへし、

小川 小河

伊勢登志郡、下總香取郡、武藏多摩郡、陸奥安積郡、丹波桑田郡、讃岐鞆足郡、肥後合志郡、ともに小川郷あり、駿河益頭郡、伊豆田方郡、上總畔蒜郡に小河郷あり、何れも小川ありて、その川水の清潔なるをほめて名けしなるへし、

小坂 小島 小田 雄田

駿河富士郡、備中淺口郡、但馬出石郡に小坂郷あり、武藏多摩郡、加美郡、阿波板野郡に小島郷あり、上總埴生郡、陸奥白河郡、小田郡、備中小田郡、豊後球珠郡、みな小田郷あり、攝津武庫郡、雄田郷あるは、共に坂また島あり、田ある處のさまを、稱美たるものと所思し、小野、小橋、(橋は島なるへし)小沼、小山の類、諸國に多きもの、准へて知るへし、

麻績 小見

信濃更級郡、伊那郡、陸奥伊具郡に麻績郷あるは、麻績といふ氏人の住けるより負る歟、



又は麻の生るよき地なるによりて麻績人の居りしにてやあらむ下總國海上郡に同郷あるは麻の生る地と聞ゆ古語拾遺に好麻所生故謂之總國云々今爲上總下總二國是也とみえ又穀木所生故謂結城郡ともありて國內に此郡名あり又埴生郡に麻生郷と云もあればなりこの麻績郷を今小見村と云によらば常陸國茨城郡小見郷も麻績の義なる事著し下野安蘇郡麻績郷も同じ安蘇は麻生の義と聞えたるにこの麻績も今は小見村と云り伊勢多氣郡麻績郷は古語拾遺に令長白羽神種麻以爲青和幣この注に伊勢麻績祖とあり令義解孟夏神衣祭の條にも麻績連等績麻以織敷和衣以供神明故曰神衣などもあり

尾張

國名の尾張は小墾にて田地に開墾せる由の名なり神名式に山田郡尾張神社を國內帳一本に尾張田また小針ともかけり萬葉に小治田之年魚道之水平云々續紀に山田郡人小治田連葉等八人賜姓尾張宿禰と有にて小治田は尾張の義なる事を知るべしさて火明命の裔世々此國造たりし故に尾張を姓に負り河内安宿郡備後邑久郡どもに同名の郷あるは姓氏錄河内神別尾張連みえて火明命の後なり是河内の尾張に由あり式帳備後御野郡尾針神社また尾治針名真谷比咩神社あるも尾張連に由あれば

同名なり信濃水内郡なる郷名は乎波利倍にて皇別彦八井耳命の後なる尾張部なれば神八井耳命の御兄弟の由縁にて火明命の尾張とは事ことなり

香美(土佐郡名)

各務(美濃郡名)

覺美(攝津兔原郡)

香美の名は鏡にて天火明命にも尾張にも由あり式帳尾張中島郡眞墨田神社あり尾張の天火明命に縁ある事上に云り眞墨田の白銅鏡なるべき事も著く其神やかて天照國照天火明命なるへく(此事宗廟社稷問答にみゆ)其御子天香語山命の鏡を造りしと云故事伊勢神宮の書に見ゆ美濃に各務郡ある各務も鏡にて式帳當郡村國神社今も各務村にありまた村國眞墨田神社あるも由あり村國神社は天糠戸神と云傳へたるも偶然にあらず火明命の孫に天忍男命あるに土佐國香美郡天忍穗別神社あり假名は違へれどかゝる事は國語のなまりにてかくも云へし阿波々々郡に香美郷あり麻殖郡天村雲神ますも火明命の御子に由縁あるへく思はれたり攝津兔原郡覺美郷もかゝるなり此郡河内國魂神社は何れの神にか詳ならねど或は火明命なるへし同國島下郡新屋座天照御魂神社あり河内國若江郡若江鏡神社御野縣主神社と並べ記せるも故ありげなり

縣々 方縣



伊勢安濃郡縣々郷は、一に片縣ともあり、勢陽雜記には片田村とあり、美濃郡名また郷名方縣に同じかるへし、方縣とは、肩縣とも片縣とも書か如く、偏縣にて、高田と水田とある地歟、また一方は上田にて、一方は平地なるを云ふにもやあらん、

片岡 片野

上野の郡名に片岡あり、相摸大住郡、近江伊香郡、下野鹽屋郡とも同郷名あり、片岡は即片偶にある岡の義と聞ゆ、美濃山縣郡、上總武射郡、河内交野郡なる片野も准へ知るへし、中臣連の族に伊香連あり、中臣方岳連あるは、近江伊香郡片岡の地名を負るものなり、河邊、川合、川上、川口、河曲、川津、河沼、川俣、川島、件の地名諸國に多し、河邊は河に近く添へるを云ひ、川合は水の落合ふ處にいひ、川上は水上にて、川口は水の入口をいひ、河曲は河の隈なるへく、沼の如く停れるを河沼とし、水の分流あるを川俣といひ、洲あるを川島とは云なるへし、

河内 川内

國名の河内は、古へ凡河内と云ひて、書紀に大河内とあり、倭の京にて山代の大河（即淀河）の此方にある國なれば、名に負り、諸國に河内と云ふ郷名ともある、みな同義なり、賀美 加美

山城宇治郡、大和宇智郡、城下郡、吉野郡、高市郡、葛下郡、河内大縣郡、澁川郡、安宿郡、和泉日根郡、攝津武庫郡、伊勢河曲郡、遠江城飼郡、甲斐山梨郡、都留郡、武藏郡名、常陸多珂郡、陸奥郡名、また小田郡、越前大野郡、美作久米郡、備前兒嶋郡、播磨多珂郡、丹波何鹿郡、筑前夜須郡、並にこの郷名あり、

資母

大和吉野郡、河内安宿郡、伊勢河曲郡、但馬出石郡、播磨多可郡、ともに此郷名あり、すへて諸國にこの地名多きは、其地形によりて、或は一郡を二村に分け、また一郷を上下に分ちて、さて其上なるを賀美郷、下なるを資母と云りしものなり、たとへば郡名には大和國城上（之妓乃加美）郡、城下（之妓乃之毛）郡、攝津國島上（志末乃加美）郡、島下（准上）郡などあり、郷名には山城國葛野郡上林（加無郡波也之）下林（之毛郡波也之）愛宕郡上栗田下栗田、また出雲（以都毛在上下）あるの類もて辨ふへし、

甲努（備中小田郡） 甲奴（備後郡名郷名）

備後なるは、續紀和銅二年十月に郡を建し由みゆ、されどカフノと云る義未だ思ひ得ず、

甲可（河内讚良郡） 甲賀（近江郡名、志摩英虞郡郷名）



いつれもカフカと訓へし河内なるは小松寺縁起また東大寺古文書にも甲可郡あり  
近江なるは天武紀上に鹿深倭姫世紀に甲可日雲宮績紀に甲賀郡などあれど名義詳  
かならず。

蒲生

近江に蒲生郡あり神代卷に天津彦根命蒲生稻置祖也とあるは是なり因幡巨濃郡豊  
前企救郡に同郷名あり思ふに蒲といふ草の多く生る處にやありけむ武藏荏原郡肥  
後神崎郡筑後山本郡に蒲田郷みえ駿河富士郡蘆原郡に蒲原郷ありまた越後の郡名  
にも同名あり其に蒲草に由ある地なるへしさて越後なるは蒲原(加牟波良)郡とみ  
ゆればしか唱ふる事は著きを神名式磐船郡蒲原神社ありて式社案内と云ものに郡  
五里餘庄内堺勝木村にあり蒲は三嶋郡にてカッポと云磐船郡にてカッポと云ふ海  
府庄内にてガッギと云ふ村名勝木は上世の遺訓歟と云り附て参考に備ふ。

神戸

垂仁紀二十七年に更定神地神戸以時祭之とみえ神祇令に凡神戸調度及田租者並充  
造神宮及供神調度其稅者一准養食また戸令養解に謂戸一家爲一戸也とあれば神社  
に民戸を附置きて其調度田租をもて神宮を造り又神を祭る調度の用に供へしもの

とみゆ國々に神戸と云もの多きはその國に縁故ある大社に奉れる神戸の自ら一郷  
をなせるが遂に郷名とはなりしなるへしされどなほ紀伊國名草郡に國懸神戸あり  
津麻神戸あり島神戸大屋神戸日前神戸伊太杵會神戸須佐神戸出雲能義郡賀茂神戸  
風土記意宇郡に賀茂神戸云々所造天下大神命之御子阿遲須須高日子禰命坐葛城賀  
茂社此神之神戸故云鴨(神龜三年改字賀茂)などの類にて其神社の神戸と正しく知  
らるるもあれば和名抄を讀もの其心すらひして見るべきなり。

神田

美濃賀茂郡丹波多紀郡長門豊浦郡備後品治郡ともに神田郷あり神田は神功紀に皇  
后則靈神教有驗更祭祀神祇躬欲西征爰定神田而佃之と云ふ事みえたり是神田を獻  
る事の始めなりさて朝廷にて神を敬ひ奉るが爲に神田を寄し神戸を増したる事皇  
大神宮の神三郡及び鹿島香取杵築國懸宗形などの諸大社に神郡とて一郡を進むる  
の類史に見えたるか如く其它諸社にも神田を奉りし事新抄格勅符を見ても知るへ  
しそのかみ奉れる神田は收授の限にあらざる由令にあれども後には公田となりて  
舊名のまゝに一郷としたるもありしなるへしかくて美濃丹波は式に神田神社あれ  
は社號によれるか長門に住吉笠荒御魂神社備後は多理比理神社の神田にてもあり



しなるへし。

賀茂

諸國に賀茂と云郷名の多かるは、山城の賀茂御祖神社、賀茂別雷神社と、大和の鴨郡味波八重事代主命神社との神地神戸の地か又は其神奇氏人の住るに本つきし者なるへく思はる。故先づ建角身命にかゝれる者を云ひて、次に大和の鴨の事に及ふへし。山城愛宕郡賀茂郷は、袖中抄に引る賀茂縁起の文に、賀茂建角身命の賀茂川より上り坐て定坐久我國之北山基、從爾時名曰賀茂也とあるか如く、賀茂神は其時より鎮座まじけり。今も上賀茂西賀茂下賀茂など呼て、古よりまぎれなく世に知られし處なり。鴨縣主賀茂縣主などは神孫にて其地名を負たりしもの也。相樂郡賀茂は、山城風土記に、賀茂建角身命至岡田之賀茂とみえたるは即この地にて、神名式に岡田鴨神社とある是也。淡路津名郡賀茂郷は、神名式に賀茂神社みえ、今三原郡上賀茂村に別雷命を祀ると云り。美作勝田郡賀茂郷は、山城賀茂社記に、寛治四年以美作國倭文河内便保庄爲賀茂御祖別雷兩社之御厨ともあれば、由あり。今この郷に賀茂神社あり。安藝賀茂郡賀茂郷に賀茂社あり。藝藩通志に、上古賀茂神領の地なるによりて、名を得たりと云へり。山縣郡賀茂郷も縁あるへし。丹波氷上郡賀茂郷は、今鴨社ありて、庄内に賀茂大明神あり。

式に神野神社ありて、此郷に屬るも、神野神伊可古也。姫に由あり。山城風土記に、賀茂建角身命娶丹波國神野神伊可古夜日賣生子名曰玉依日子次曰玉依日賣と云るを見て知るへし。

賀茂

參河國賀茂郡賀茂郷みえ、同郡に兵主神社あり、祭神大物主神と云傳ひ、賀茂郷にも賀茂郷あり。こは姓氏錄に、賀茂朝臣大神朝臣同祖大國主神の後也。大田々爾古命孫大賀茂郡美命一名大賀茂足尼、率齋賀茂神社とあるこの賀茂神社は、大和國葛上郡鴨郡味波八重事代主命神社にして、即大己貴神の御子神なるに縁ありて、聞ゆ。伊豆賀茂郷は、書紀神代卷に、事代主命化爲八尋熊罥通三島溝織姫とある山ありて、聞ゆるに、本國に三島神社あり、又賀茂郷三島郷あるも、事代主命にかゝれることしるへし。阿波名東郡賀茂郷は、式に名方郡多祁御奈刀禰神社ある、即建御名方神によれる事、郡名の名方も其由なるへく思はる、を以て、事代主神によれる賀茂と聞え。伊豫新居郡賀茂郷も、續紀天平寶字二年三月壬午、伊豫國神野郡人少初位上賀茂直馬主等、賜賀茂伊豫朝臣姓、また神護景雲二年四月辛丑、伊豫國神野郡人賀茂直人主等四人賜姓伊豫賀茂朝臣とみえたる朝臣以始なるによりて、事代主命の裔なる事も知られ、佐波加茂郡賀茂郷



は群ならねど同郡佐爲郷あるを思ふに、大和狹井神社に縁あれば、大野郷大野村なる賀茂大明神は決めて事代主命なるへし、美濃賀茂郡も、事代主命に由ある事、本郡に美和郷あるにて知るへし、この它美作苦東郡賀茂、安房長狹郡賀茂、越前鹿蒜郡賀茂はいかなるにか未だ考へ得ず、播磨國賀茂郡上鴨郷は、應神天皇の御世、雙鴨栖を作りて卵を生せるによりて郡名となれる由、風土記にみえたれば、自ら異なり、されど成務天皇御世、針間鴨國造を定賜とあれば、時代かなはずいか、あらむなほよく考ふへし。

鴨部

鴨部は速須佐男命の裔（續日本後紀）大國主神の裔（姓氏錄）鴨建角身命之裔（姓氏錄）高鴨阿遲須伎託彦根神（續日本紀）より出たるもあるへければ、一期には定めかたし、讃岐寒川郡鴨部郷は、鴨縣主系國禰宜祐俊譜に、建長六年十月廿八當宮御幸之時、讃岐國鴨部祐俊、子孫可相傳之由被下宣旨とあれば、建角身命に由縁あり、之によらは阿野郡鴨部も同じかるへし、土佐土佐郡鴨部は、土佐風土記に有土佐高賀茂大社、其神名爲一言主尊、其祖未詳、一説云、大穴六道尊子味鋺高彦根尊とみえ、續紀天平寶字八年十一月庚子、復祠高鴨神於大和國葛上郡云々とありて、賀茂朝臣田守等が迎へ奉れる事あり、これ高鴨神に由あり、伯耆會見郡鴨部伊豫越智郡鴨部は未だ證を得ざれど、事代主

命の由縁なるへし。

輕部

和泉國和泉郡輕部郷あり、姓氏錄和泉皇別に、輕部倭日向建日向彦八綱多命之後也云云とある、この姓を負るなるへし、下野河内郡輕部郷は、豊城入彦命に由あれば、輕部君の族の住りしによれり、八綱多命の後なるへし、又古事記（允恭段）に、爲木梨之輕太子御名代定、輕部ともみゆれば、御名代の爲に置る部曲の居りし地もあるへし、下總國海上郡、但馬國養父郡、備前國赤坂郡などの輕部郷は、何れの方にや。

神前 神崎

常陸久慈郡神前郷は、石神村の近くにて、其地久慈河に臨めり、石神のます崎なる由と聞ゆ、伊豫の伊豫郡豊後の大分郡同名あり、思ふに神社のある出崎などの地形によるものなるへし、近江神崎郡神崎郷あり、温故錄に、愛知川神崎村に流る、川尻村の洲崎に神社あり、故に名とすとあり、播磨神崎郡は、風土記に伊和大神之子建石敷命、山狹村於神前山、山狹村上下に脱文あるへし、乃因神社爲名とあり、讃岐寒川郡神崎あり、神名式神前神社みゆ肥前の郡名にも神崎ありて、風土記に荒神和平たるより神崎郡と云る由みえたれば、いつれも神の坐す崎なる由の名なり。



神代

常陸眞壁郡下總海上郡伯耆久米郡備中哲多郡備後三上郡肥前高來郡共に同名の郷あり常陸はカミシロと旁訓あり今龜熊村と云り古へ神稻代の地なりしより稻を省きて神代と云しとみゆ然ればカミクマと訓しなり備後の龜石郡を桓武紀に神石に作ると同じ稻を久萬と云は和名抄精米和名久萬之禰とあり神代卷に稻をとりて奉りし人を天熊人とある是にて後世供米をオクマと云も字音には非ざる也石見邑智郡淡路三原郡に神稻郷ありて久萬之呂と訓るは神稻代の代を省きてクマシロと云りしなり下總はカミシロ今はカジロとよめり伯耆はカミシロ備中備後はカムシロとよめり備後に神代八幡と云もあり是も神稻代なりしを字のまゝにカムシロとよめりし也

河後 河面

伊勢三重郡に河後郷あり備中郡宇郡に河面郷ありともに河の前後によれる地勢なるへし

笠間

大和宇陀郡(舊事紀天孫本紀に物部麩昨宿禰の妻を宇太笠間連大幹命女とあり)伊

勢員辨郡加賀石川郡ともに笠間郷ありこの笠間は笠間神にて大宮咩神に由あり越前坂井郡加賀石川郡共に笠間神社あり其神社大宮咩命を祭ると云へり拾芥抄宮祭文に宮咩五柱笠間乃廣前云々執政所抄にも大宮津彦大宮津姫云々五柱乃皇大神云々笠間乃大刀自爾申給久とある是なり常陸新治郡に笠間と云ふ地名あり親鸞繪傳に笠間郡とみゆ伊勢はいまた證を得ず大凡笠間と云は、大宮咩命を祭れるに由ある地名なりされと笠間の名義いまた考へ得ず

風早

伊豫風早郡あり風速國造は物部伊香色男命の後なる由みゆ壹岐國壹岐郡風早郷あり神名帳同郡佐肆布都神社同佐肆布都神社ありて物部に由縁あれば風早氏の住りしにや風早はもと其地形の風速き由によれる名なるへし

柏原

駿河々々郡上總長柄郡近江伊香郡肥後菊池郡に同名の郷あり播磨佐用郡にも同郷ありて風土記に由柏多生號爲柏原とあり除も准へて知るへし

春都

尾張春都郡備後惠蘇郡沼隈郡丹波冰上郡ともに同名の郷あり古事記(垂仁段)に五



十日帶日子王者春日部君之祖とある春日部氏に由ありて其部民の居りし地なるべし。

加世 加西

尾張國山田郡肥後國益城郡に此郷名あり和訓栞にかせは和名抄に甲藏をよめり、難馬樂の歌に見えたり、今肉膏をうにといひ、殺をかせと云ふ、實は海膽也と云る、甲藏とも聞えず、また元正紀延喜式に持をよめり、文永遷宮紀に糸一持、卷糸器也とみゆ、山城國鹿背山とも、類聚國史に持山とかけり、沙石集に木をカセのやうにしたると見えたり、また群阿を今カセとも云ふ、又短木を岸にうつを地がせといふ、政爲の歌にもかせとよめり、とあるこの持、また群阿などに由れる地名にもやあらん、決めかねつ、なほ考ふるに、薩摩出水郡加案久利大明神あり、神社傳記に當社古器罎口に加世久利と書り、或云この神山を加世久利と云ふ、此山より海原を見るに布加世をくるやうに海水の見ゆる故に加世久利と云也、又加世布利とも云ふとみゆ、加世郷もかゝる義にて名けしなるべし。

賀太(紀伊海部郡) 賀駄(筑後御井郡)

この二國同名の郷あり、紀伊なるは續紀に賀陀とありて、筑後と同じき唱へなれど、賀

は何れもカタなるべし、賀太は遠千瀨の義にて、加太浦を形見浦とも古歌によめれば、形見とも云が本語ならん、形見は海面上にて、即形海の義俗に片浪の事なり、と續風土記に云ゆ、筑後も雅知すべし、伯耆八橋郡相模大柱郡方見郷ある也、海海にはあらざるか考ふべし。

勝部

因幡國氣多郡勝部郷あり、出雲國に神門郡勝部臣弟磨(東大寺文書)出雲采女勝部造真土(日本後紀)大原郡大領神部臣(出雲風土記)など云ふが聞ゆ、何によりて負る姓にや、隣國なる伯耆久米郡にも同郷あり、三代實錄に、勝宿禰神みえ、神名帳因幡國氣多郡に、加知瀨神社ありて、共に登火々出見尊を祭る由云傳ふるは、此に由あり、もしくは此神名によりて、其神族の勝部を氏に負るなり、勝宿禰神社のほとりに勝宿判、また勝部田と云ふあり、上總國周准郡勝部郷勝川郷あるは、上の二國に由縁ある名にや、越前國今立郡勝部勝戸二郷あり、こは上勝、百濟國人多利須々之後とある氏人の住るなどによれるか、又この勝部は、服部なりと云説もあれば、自から別なるにや。

可知(越前丹生郡 備前土道郡) 賀地(越後沼垂郡)

この可知なといふ郷名も、上に云る勝部、また勝氏の人に由あるか詳ならず。



勝田

美作郡名、また郷名、カツマタとよめり、勝間田なり、遂江國美原郡勝田も、カツマタなり、勝田とは田になれるよりの名にて、カツマは古へにありて、櫛を云りと聞ゆ、美作風土記に、日本武尊落入櫛於池給、因號勝間田池、云々とあればなり、また阿波風土記に、勝間井冷水出于此焉、所以名勝間井云、由者昔倭建天皇命乃依大御櫛筒之忘、而勝間栗人者穿井、故爲名也、とあるを、萬葉緯に、櫛筒者勝間云也とあり、是を美作風土記と合せ考ふる時は、勝間は櫛の古言なりし事知らるゝなり、三國に同じ傳説のあるは、地名の同じきによりて、一方なるが二方にうつりたるものなるへし、さて周防國佐波郡勝間、郷讚岐國三野郡勝間、郷あり、いづれも同義なるへし、一説に珥餘田と云るは、語に泥める説にはあらざるか、

播守

和泉和泉郡河内高安郡ともに同郷あり、こは誰も知れる如く、古語拾遺に、天祖彥火尊、姉海神之女豊玉姬命、生彥瀲尊、誕育之日、海濱立室于時、播守、速遠祖天忍人命供奉陪侍、作等掃蟹、仍掌鋪設、遂以爲職、號曰蟹守、(今俗謂之播守者、彼詞之轉也)とあるにもとづける氏にて、其氏は、姓氏錄に、左京大和河内和泉などに住る由みえたるか、其氏族の

住るによりて、自ら地名ともなれるものなり、

紀伊

紀伊は木によれる名なる事は、書紀に、素戔嗚尊帥其子五十猛神降於新羅國、云々、初五十猛神天降之時、多將樹種而下、然不殖、韓地以持歸、遂始自筑紫、凡大八洲國之内、莫不播殖而成、青山焉、所以稱五十猛神爲有功之神、即紀伊國所在大神是也、また素戔嗚尊之子曰五十猛命、妹大屋津姬命、次爪津姬命、凡三神亦能分布木種、即奉渡於紀伊國也、然後素戔嗚尊居熊成峯、而遂入於根國者矣、と見え、神名帳に、紀伊國名草郡伊太祁曾神社(名神大、月次相嘗新嘗)大屋都比賣神社(名神大、月次新嘗)都麻都比賣神社(名神大、月次新嘗)あり、さて右の如く、木種を分播たまふ神の坐、故に、木國とは名けしなり、また書紀に、素戔嗚尊曰、韓郷之島、是有金銀、若使吾兒所御之國、不有浮寶者、未是佳也、乃拔鬚髮散之、即成杉、又拔散胸毛、是成楡、尻毛是成檉、眉毛是成櫻、樟、已而定其常用、乃稱之曰、杉及楡、樟、此兩樹者、可以爲浮寶、楡可以爲瑞宮之材、楸可以爲顯見蒼生、與津葉、戸將隊之具、夫須噉八十木種、皆能播生、とありて、この國は特に良材の生ふる地なる故に、神武天皇、檀原の宮造りにも、此國の楡木をとりて用ひたまへりとみゆ、古語拾遺に、建都檀原、經營帝宅、仍令天富命(太玉命之孫)率手置帆負、彥狹知二神之孫、以齋斧齋鉏、始採山材、構立正



殿故其裔今在紀伊國名草郡御木倉香二郷(古語正殿謂之倉香)採材齋部所居謂之御木造殿齋部所居謂之倉香是其證也また山城國紀伊郡紀伊郷あるは、いかなる由にか、  
いまた考へず唯聖徳太子傳曆に此の紀伊郡を木郡とかけるともみゆれば、紀伊の國名  
に同義なるも知るへからず或は紀伊國造同族の來り住しによれるか、證なければさ  
ためかたし、讚岐刈田郡紀伊郷は、武内宿禰の紀氏の族の居りしによれる事三代實錄  
貞觀九年十一月廿日、新田首安雄賜姓紀朝臣安雄自言武内宿禰之裔也また仁和二年  
五月廿八日、安雄父本姓刈田讚岐國人至于安雄賜姓紀朝臣爲京非人とあるにて知ら  
るればなり。

私市

丹波國何鹿郡私市郷キサイチと旁注あり、船井郡に木前郷あり、東寺文書(延喜十七  
年)の文に、木前郷私市村とあり、因幡國八上郡にも同郷あり、私部の居れるによりて、  
地名となりしなるへし、肥後國飽田郡私市郷と云ふもあり、私市は皇后宮のキサキと  
云にあてたる文字なるへし、敏達紀に、六年二月、詔置は肥部私部といへり、日記部に  
かひての號なれば、公と私と云ふか如く、彼日記部は皇親の御上にかゝれる事を仕奉  
り、この私部は、皇宮の私親の奉祀を承はれる故に、私といへりとみゆ。

城田(伊勢度會郡 豊前田河郡) 木田(武藏國荏原郡) 黄田(同兒玉郡)

喜多(伊豫郡名 讚岐山田郡)

いづれも詳ならず、城田は城柵などのありける地方の田あるによりて名に負る歟、黄  
田喜多なども同し義なるへけれど、證なければ、決めかたし、一説に北方を云ふ由にも  
見ゆれど、いかゝあらん。

郡家

攝津河邊郡、東生郡、西成郡、武藏入間郡、比企郡、足立郡、久良郡、男衾郡、大里郡、美濃可兒郡、  
大野郡、加賀江沼郡、讚岐那珂郡、淡路津名郡の下に、郡家とありて、多くクウケと訓り、郡  
家は、その郡の廳なれば、大領少領主政主帳の臨みて一郡の政をせし處を云り、天下の  
諸國一郡毎にありしものなるべけれど、その郡廳のありける地を、郡家と名けて、一郷  
に建たるは、この它にみえされば、いと少なかりしにやあらん、大凡和名抄に、一郡の下  
に郡名と同しき郷名あるは、きはめて郡家を置し處なる事、古人已に成説あり、地理を  
考ふるもの、其こゝを辨ふべきものなり。

日部(草壁日下部) 日下

日部は和泉大鳥郡、尾張愛智郡、下總匝瑳郡、因幡知頭郡、八上郡に日部郷あり、常陸那珂



郡に日下部郷あり、草壁は筑前嘉麻郡備中小田郡筑後山門郡にこの郷あり、日下は伯耆河村郡會見郡備前上道郡にあり、さて和泉は古事記(神武段)於今者云日下之譽津也、とある是なるへし、(記傳)今草部村といふあり又玉垣段)日下之高津池、姓氏錄、和泉皇別、日下部首、日下部宿禰同祖、彦坐命之後也、とみゆ、此氏人の住るより起れる地名なるへし、舊紀(神武紀)河内國草香邑、また草香津とある處なるへし、常陸は東大寺文書に、茨木郡仕丁日下部友敷みゆ、此氏に由あるへし、因幡は其國造の祖、やがて彦坐命なれば、日下部氏に由ありて負るなり、伯耆も隣國なれば、由あるへし、備前備中筑前筑後はいまた徴を得ず、

栴田(伊勢多氣郡 越中射水郡)

伊勢の栴田は、倭姫世紀に、(倭姫の)御栴、落給、其處乎、栴田止、號給、式に栴田神社あり、この栴を落したる故事によれるものなり、越中は三代實錄(貞觀十年七月)栴田神あり、傳説に稻田姫命の故事を云り、

訓世

山城乙訓郡久世郡、ともにこの郷名あり、美作大庭郡にも訓世郷あり、いかなる由にて名けたるか未考へ得ず、

百濟

河内錦部郡に百濟郷あり、また攝津の郡名にもあり、いつれも百濟人の居住せるによりて地名とはなれるものなるへし、姓氏錄河内蕃別に、錦部連三善宿禰同祖百濟國遠古大王之後也、とあるにて、錦部郡も百濟人にも由ある事知るへく、百濟朝臣百濟公は百濟王都慕王より出しものにて、其氏人の河内に居りし事は、弘仁三年正月、右京人飛鳥戸造善宗、河内國人飛鳥戸造名繼、賜姓百濟宿禰、三代實錄貞觀五年十月云々、河内國高安郡人飛鳥戸造有雄等、並賜姓百濟宿禰、其先百濟國人比有之後也、とあるにて、隣國なる攝津國にも遷り住し事思ふへし、

來繩

豊後國崎郡來繩郷、直入郡球瀆郷あり、風土記に、此村有泉、景行天皇行幸之時、奉膳之人、擬炊於御膳、令汲泉水、即有蛇霧(謂於筒美)於是天皇勅云、必將有異、莫令汲用、因斯名曰、泉因爲名云々、とあり、肥前山鹿郡に來民郷ありて、此郡中に温泉郷あり、これも泉の義なるへし、出雲國楯縫郡玖瀆郷あり、風土記に、所造天下大神命、御飯田之御倉將造給、處、還巡行給、爾時波夜佐雨、久多美乃山詔給之、故云忽美、と云るは、速雨の降るといふにかけたるなれと、義は泉にやあらん、能登國球珠郡草見郷、豊前仲津郡葛見郷



は文字異なれども來繩の義に同じかるへし。

桑田 桑名 桑市 桑村 桑津

桑田は丹波桑田郡桑田郷豊前築城郡桑田郷あり丹波には郡中に桑田神社あり桑名は伊勢の郡名にて桑市は但馬朝來郡の郷桑村は伊與の郡名にして桑津は攝津豊島郡の郷名なりいつれも證を得されと雄略紀に十六年詔使宜桑國縣植桑とあるか如く桑に宜しき地名なりしなるへし。

桑原

大和葛上郡下總葛飾郡近江高島郡備後世羅郡紀伊々郡那肥後託磨郡葦北郡大隅肝屬郡また桑原郡(この郡内に桑善郷あり)土佐吾川郡安藝佐伯郡筑後上妻郡伊豫温泉郡播磨揖保郡にいつれも桑原郷あり播磨風土記に云揖保郡桑原里(舊名倉見里)土中上品天皇御立於槻折山覽之時森然所見倉故名倉見村今改名爲桑原一云桑原村主等盜賊容郡按見將來其主認來見於此村故曰按見とあれはこの播磨なるは桑原村主などの居りしによれる名ときこゆ姓氏錄に桑原宿禰高祖七世孫萬德使主之後也また桑原史新國人遠何之後也桑原直桑原村主同祖などあり神功紀五年新羅倭人等今桑原云々凡四邑漢人等之始祖也などもあれはこの氏の族もあるへしまた上

にも云る如く桑によき原野によりて負るもあもへし。

熊毛

大隅國熊毛郡熊毛郷周防國熊毛郡熊毛郷あり周防同郡に熊毛神社あり熊は熊野なとの熊にてくま／＼しき由なるへく毛は木にて木の多きをもて云るならん熊毛とみるはなほ熊野と云ふ地名に同じかるへしまた熊は神稻をクマシチとも訓むか如く毛は食にて神に獻る御食の由にて神田ありし處を云ふ名にやあらむ天武紀の太名に坂上直熊毛と云もみえたり。

神稻

石見國邑知郡淡路國三原郡ともに神稻郷あり石見は久末之呂淡路は久萬之呂とよめり和名抄祭祀具に糠米云々糝米云々和名久萬之禰と云る如く神稻代の義にて神稻を作る田所なり神に供ふる稻をクマシチとも云ひ神稻代を省きてはクマシロとも云りしなり。

熊野

丹後熊野郡ありて神名式に同郡熊野神社あり紀伊牟婁郡熊野神に由あるへし但馬二方郡熊野郷あるこの二方國造は出雲國造同祖なればこれも熊野神に由ありて名



けしと見ゆ、紀伊牟婁郡は、上古熊野といふ、今も通稱とするなり、神代卷に紀伊熊野存馬村、神武紀に熊野神邑、古事記に熊の出し事もみえ、熊野神はこの郡中にませり、即ち素戔鳴尊なり、この神は木種をうるし神にて、その御子神たち木に幸ひまし、て、紀伊國にませる事、また紀伊の國の木によしある事、已に（紀伊）云り、さて熊野の熊は隈にて古茂流の義なれば、山川深林の翁鬱せるさまを云り、出雲國に熊野神社あり、飯石郡熊谷郷あり、この熊も同じ義なるへし、風土紀に、甚久麻々々志枳谷在、故云熊谷也、とみゆ、下野那須郡熊田郷もさる義なるへし、

久米

伊豫久米郡は、清寧紀に伊豫來目部小楯みえ、國造本紀に、久米國造神魂尊十三世孫伊與主命とあり、小楯はこの族なるへし、姓氏錄、久米直神魂命八世孫味日命之後也、とあるも、同じ出自と聞ゆ、喜多郡久米郷あるも、此久米による事なるへし、大和高市郡久米郷も、神武紀に使大來目居于畝傍山以西川邊之地、今號來目邑、此其縁也、とあるにて、久米氏に由縁ある事明けし、この大伴久米の族にあらずして、久米と云ものあり、常陸國久慈郡久米郷は、久米物部より出たるなるへし、其は久自國造の物部連同祖なるにて、地名に負る故をも辨ふへし、美作久米郡久米郷あり、周防郡濃郡伯耆久米郡、肥後球麻郡

遠江磐田郡、筑前志麻郡、伊勢員弁郡、ともに久米郷あり、其部曲の人の居りしより負るにや、

栗原

甲斐巨麻郡、陸奥栗原郡、越後頸城郡、下總匝瑛郡、葛飾郡、常陸筑波郡、長門豊浦郡、美作眞島郡、いづれも栗原郷あり、栗木にいとよき地にて、負る名ときこゆ、美濃國不破郡にも同郷あり、續紀天應元年七月に、中臣氏の族に、不破郡栗原地を賜ひて、中臣栗原連の姓を負る事みゆ、

栗田

美濃國大野郡、栗田郷、クルスタと見ゆ、國內帳に栗栖田天神あり、また本巢郡栗田郷あるを、東大寺文書に、栗栖太里とあれば、是もクルスタなるへし、クルスは栗林なれば、栗栖田はそのほよりなる田のよしと聞ゆ、筑前國夜須郡栗田郷は、クリタとあり、義は同じかるへし、

栗栖

大和忍海郡、栗栖郷は、履中紀に、攬食栗林とある地なり、紀伊牟婁郡、栗栖郷あり、播磨揖保郡にも同名あり、風土記に、所以名栗栖者、難波高津宮天皇、勅賜刊栗子、若倭部連池子



車持

即贈退來植生此村故號栗栖とあるにて其義明らかなり  
上總長柄郡車持郷あり上野國に近し姓氏錄に車持公上毛野朝臣同祖豐城入彦命之  
後とあれは上野より此氏人のうつり住めるによりて地名に負るなるへし越中新川  
郡にも同郷名あり

馴霸(伊勢朝明郡)  
訓覓(安藝高宮郡)

このクルベまたクルベキは本草和名に撲奈久留倍支とありこの草によりて負るか  
和名鈔蚕絲具に縵車唐韵云縵(訓久流)絡絲取也また反轉辨色立成云反轉(久流閉枳)  
とあり和訓察に糸をくりてへる具なれば名けり今も東國にはしかいへりとありさ  
らば此器具によりて負るか

黒田

大和城下郡伊勢奄藝郡飯野郡みえまた出雲意宇郡黒田驛播磨多可郡黒田郷あり出  
雲風土記黒田驛土體色黒故云黒田また播磨風土記に以土黒云黒田とあるにて明ら  
かなり

來馬

淡路國津名郡來馬郷あり和名抄にはみえされど伊勢にも同郷名あり親長卿記に伊  
勢國栗真庄あるは車によしあるか考へず神名式伊勢奄藝郡久留真神社あり淡路國  
津名郡伊勢久留麻神社あり今來馬村伊勢森にありて伊勢明神といふをもて思ふに  
伊勢久留真神と同神なるへけれと祭神詳ならずなほよく考ふへし

黒川

下野那須郡黒川郷あり白川故事考に白川とは黒白の辨ありと云り水色黒きによれ  
る歟陸奥黒川郡ありて其郡中に白川あるも黒白をもて分てるにや下條白川郷の處  
にいふを合せ考ふへし

氣多

因幡國に氣多郡ありこは古事記大穴牟遲神其兄弟八十神ましけるを云る條に其八  
十神各欲婚稻羽之上上比賣之心共行稻羽時於大穴牟遲神負俗爲從者率往於是  
到氣多之前時裸菟伏也云々として白兔の縛に皮をむかれて惱みたる時の事を云て爾  
八十神謂其菟云汝將爲者浴此海鹽當風吹而伏高山尾上故其菟從八十神之數而伏爾  
其鹽隨乾其身皮悉見風吹拆故痛苦泣伏者最後之來大穴牟遲神見其菟言何由汝泣



伏菟答言云々(此に鱈に其服を剝れし事あり)因此泣患者先行八十神之命以誨告浴  
 海鹽當風伏故爲如教者我身悉傷 於是大穴牟遲神教告其菟令急往此水門以水洗  
 汝身即取其水門之滯黃敷散而輟轉其上者汝身如本膚必差故爲如教其身如本也此稻  
 羽之素菟者也於今者謂菟神也云々あるはいと古への語りごとにてまどけな  
 きが如くにも聞ゆれと是大穴牟遲神の符かつきとなれる賤職を忍び給へる忍耐の  
 強きが人たらむ者の萬づのわざをなし遂くる根原にてある由を含めて云るものな  
 り又白菟のなやみを療したる事は書紀に此神と少彥名命と戮力一心經營天下復爲  
 顯見蒼生及蒼莖則定其療病之方とある一端を示して醫藥に功あるのみならず區々  
 たる小獸の爲にも惻隱の心を發して其を救ひませるは仁術なりその仁心やがて大  
 國主の神とますへき謂れを含めたる語りごとにて諸國に氣多大神といはれ給ふ  
 も因幡の氣多にてさる御功業ありけるに因りての事を天下後世に示せるものと聞  
 ゆか、れは神名式越前國羽咋郡氣多神社越中國射水郡氣多神社越後國頸城郡居多  
 神社など氣多と云ふ語を負る社はみな此神を祭れるが其神に由ありて地名に氣多  
 と負るもあるなり但馬國氣多郡氣多神社あり遠江國山香郡氣多郷あるも由あるべ  
 し。

子養(肥後國菊池郡)

養(同他田郡)

こは養蚕に由ありて名けしにや神名式陸奥國會津郡養蚕國神社といふあり稚産靈  
 神保食神を祭り今も養蚕の功畢る時は神社に繭を獻るを例とすと云り

古志

越後國古志郡は三越を古志と云名の基原の地なるにや出雲國神門郡古志郷あり風  
 土記に古志國人等來住めるよりの名と云り

巨勢(大和國高市郡 美作國英多郡 伯耆國會見郡 備中國賀陽郡)

肥前國佐嘉郡)

大和の巨勢はいかなる由の地名にか未だ考へず古事記に建内宿禰の子を擧たる中  
 に許勢小柄宿禰許勢臣之祖とあり巨勢に居れる故に許勢を名に冠らせて呼りと聞  
 ゆさて其族の居地なるによりて氏にも負りしなり姓氏錄大和神別に此氏あるは其  
 由なり神名式同郡古世郡比古命神社あるは小柄宿禰を祭れるにて巨勢氏の祖神な  
 るべし諸國にはこの氏人の移りするより地名となれるもあるべし伯耆なるは其  
 郷に紀氏の人多く同郡に星川郷あるは巨勢同族星川臣に由あれば此氏人の住るに  
 よれるものなり



木津（近江國高島郡、若狹遠敷郡、同大飯郡、丹波國竹野郡）

近江なるは湖邊にありて林木を運び送る船津なれば、自餘も准へて知るべし。若狹なるも同じ舟渡なるは、日本紀略に竹野郡大津濱とありて、太ならんも知所がたはれど抄によりていは、大は木の誤りにて同義なるべし。巨麻（河内大縣郡、同若江郡、甲斐巨麻郡）高麗（武藏郡名、郷名）

高麗は姓氏録河内未定に、狛桑部は高麗國須牟那王之後也。また狛人同上、神名式に同郡大狛神社あり、また催馬樂に石川の高麗人とある。石川も本國の郡名なれば、高麗人の居りし事知るべく、澁川郡にも巨麻神社あれば、高麗人の住めるに起れり。武藏國なるは續紀靈龜二年五月、以駿河甲斐相模上總下總常陸下野七國高麗人千七百九十九人、遷于武藏國置高麗郡焉とあるにて著し、甲斐國なるは馬を養ひし處なるべく思はる。書紀の歌に馬ならば甲斐の黒駒、太力ならば、吳の眞佐備とみえ、太子傳玉林抄卷七に私云、或云甲斐國八代郡有靈社、號曰美和大明神、亦曰二明神、是釋迦垂釋也。（二の上下に脱字あるへし、垂釋の釋は、迹の誤りならん）其形俗體、而武者乘鳥駒、五百餘歲、當初彼神天降之時、乘羽雲鳥駒降賜、彼神本山曰神聖、（聖の字の旁一書に座とあり）後移

美和池、本山備精進、御供美和辨魚肉御供、彼馬食處云鳥駒、後移置八田御牧とありて、嘉應二年庚子七月十五日、彼國僧贈天王寺語傳云々とあり、此文書勢輪て、さたかならぬを、よく考るに、上古美和の神、黒駒に乗て、神座山に天降り給ひしより、八田御牧と云を置れたりとなり、神名式に、巨麻郡神部神社とみえ、國志に上宮地村に大神山あり、神山とも云ふと、云るを思ふに、此黒駒を養へる故事によりて、巨麻郡とは名けたりしなるへし、また此國に馬牧の多きも、この時より起れるにやあらん、郡中に今も黒駒山あり、國志に地多産駒馬、因爲郡名とあるも、此に由あり、

兒屋

攝津武庫郡と、島上郡と、共に同名の郷あり、島上は古へ三島と云る處にて、書紀に中臣鎌子連、退居三島とみえ、神宮雜例集に、天平十二年四月五日、春日御社奉遷、壽久山、御社、是右大臣大中臣清麻呂、卿致仕、歸居攝津國島下郡、壽久郷之間、住家、近所奉崇也、ともありて、中臣氏の本居の聞ゆれば、兒屋の郡名は、其祖神天兒屋根命に由あるへし、

三枝（飛騨國大野郡、加賀國江沼郡、下總國千葉郡）

姓によれると、また此三枝の木によれるとあるへし、姓は姓氏録に、三枝部連、額田部湯坐連、同祖、顯宗天皇御世、喚集諸氏々人等、賜櫻葉子時三莖草、生於宮庭、採以奉獻、仍負姓



三枝部造とある氏人に由ある地名もあるへし、上總國周准郡に額田湯坐二郷あり、この國は下總に隣りし、須惠國造馬來田國造の治めし地なり、この國造は、いづれも茨城國造祖建許侶命の裔にて、三枝氏と同祖なれば、下總の地名は、決めて此氏に由あり、常陸國式外の神に、三枝祇神あり、こは筑波葦穂と並ひ立る二山ありて、共に葦穂山の祭神にませるが、茨城國造同族の故を以て、此に祭らるゝものなるへく思はるゝも、此に由あり、加賀なるは、江沼郡に山背額田三枝の郷あれば、これも額田部に由縁ありて、天津彦根命の裔孫の住りしより、地名となれるなるへし、飛騨は、大古木の三枝に分れたるが、ありて、三枝郷と云ふよしみえたれば、その三枝の大木あるによりて、なづけたりと見ゆ。

坂門 (大和國平群郡、常陸國新治郡)

尺度 (河内國古市郡、相模國鎌倉郡、伯耆國汗入郡)

坂門の名義は、坂ある邑里の道の口なるへし、尺度は文字異なれども、義は同じからん、坂本 (河内國古市郡、同國高安郡、和泉國和泉郡、遠江國濱名郡、上總國埴生郡、美濃國惠奈郡、上野國碓氷郡、陸奥國亘理郡、因幡國氣多郡、讃岐國刈田郡、同鶴田郡、同山田郡)

古事記に、建内宿禰之子木角宿禰者、木臣都怒臣坂本臣之祖とありて、姓氏錄和泉皇別に坂本臣あり、か、れは河内和泉二國なるは、姓より出たる歟、遠江は同郡に坂上坂本とあれば、地勢によれる名なるへし、上野なるは、續紀に神護景雲元年三月、上野國碓氷郡、人上毛野坂本公置益賜姓上毛野朝臣とみゆ、是は上毛野國造の族にて、その坂本の地名を負りしなり、地形によれる名なるへし、讚岐刈田郡は、紀角宿禰の後坂本臣により、其は本郡に紀伊郷あり、三代實錄貞觀九年十一月、刈田首安雄賜姓紀朝臣とみえ、仁和二年五月に、紀朝臣安雄卒、云々安雄父本姓刈田讚岐國人云々とある、刈田首は此に住て、郡名を氏に負ひしが、紀氏となりけるより、其氏また地名となれるなるへく、坂本は紀氏の族にて、其族人の來り住しより、其本貫なる和泉の坂本の稱を此に移して、地名とはなれるなるへし、續紀神護景雲二年二月、讚岐國寒川郡人外正八位下韓鍛師毘登毛人云々、一百廿七人賜姓坂本臣とあるは、此坂本より寒川郡に遷り住し入なるへし、續後紀承和三年三月、讚岐國人右少史從四位上坂本臣鷹野請、除讚岐之籍、帳復和泉舊城許之とみえ、同月庚戌條に、鷹野等十三人、改臣給朝臣、健内宿禰男紀角宿禰之後也、(文は略きて引り)と云るにて、紀氏の族にして和泉より此にうつれる事をも知るへく、其餘の郡なるは、證を得されは、確かに定めかたけれど、やうに鶴田山田にうつ



れるか又は地勢より名に負るもあるへし、上總と美濃とは地勢によれるか氏なるにか未た考へず。

佐嘉 (肥前國佐嘉郡、出雲國楯縫郡佐香)

佐賀 (豊後國海部郡、常陸國茨城郡、備後國品治郡佐我)

肥前國佐嘉郡は、風土記に、日本武尊巡幸之時、御覽樟茂榮曰、此國可謂榮國、因曰榮郡、後號佐嘉郡、とあれば、樟木の榮えたるにこれり、出雲なるは、風土記に、百八十神等集坐、御厨立給而、令釀酒云々故云、佐香とみゆ、釀酒の義によれり、豊後はいはゆる、佐賀關近旁の地なるが、早吸日女神社を、大寶元年に、曲浦清地に移す、清地即素娥といふ、佐嘉の古稱なりと云り、常陸は、坂の義なり、本國の方言に、サカを呼て佐賀といふ、(此方言は茨城以南の地に多くいふなり)、備後も坂の稱なるにや考へず。

坂井 (越前郡名、越後國磐船郡、筑後國御原郡)

酒井 (肥後國託磨郡、陸奥國菊多郡、安房國長狹郡、越前國今立郡)

坂井は、繼體紀に、坂中井とある地にて、繼體天皇に由縁ある處なり、神名式に、坂名井神社あり、坂名井は、延喜式に、榮井神とあるに同じかるへし、祈年祝詞に、座摩乃御巫乃稱辭、免奉皇神等、能前爾白久生井榮井津長井阿須波波比支登御名者白岳と云り、此神た

ちは大宮の内に祭られ給ふ神にしませは、皇居にゆかりありて、繼體天皇の祭られしより、地名に負るなるへし、今立郡酒井郷も榮井にして、同義ならむ、神名式同郡に、須波阿須疑神社三座とあるも、由あるを思ふへし、筑後越後の坂井は、詳ならず、肥後陸奥安房は今立郡の酒井に准へて、醴泉の義をとれるにやあらむ、(和名抄醴泉は古左介伊豆美とみえ、禮記に、泉有光華曰榮泉とあり)

相模 (國名、甲斐國都留郡、陸奥國色麻郡)、酒見 (播磨國賀茂郡)

讀甘 (美作國英多郡)、酒水 (陸奥國志太郡)

相模は古事記に、佐賀牟(景行段)とあり、峻坂多きの義と聞ゆ、甲斐は相模より分れし地とも云へは、相模郷名も同義なるへし、陸奥なるは考へず、播磨の酒見は、峯相記に、酒見明神ありて、酒人氏の子孫たる者、その神主たるへき由の傳説あり、また古へには、ゆるさかみづくらしなどの語にも通ひて聞ゆるを思ふに、大鷦鷯天皇の朝酒を造らしむる時の長に、酒看都氏を給へる由あるへし、美作の讀甘は、サカム歎もしくはサカミにて、酒水の義、歎美作の國名も、味酒によしありけなれば、なり、陸奥なるは、文字の如くなるへし、さて酒水とは酒釀にいとよき水を云り。

坂上 (遠江濱名郡)、坂長 (備前國和氣郡)、坂野 (阿波國那賀郡)、坂城 (信濃國埴科)



郡

いつれも地形によれりと聞ゆ、坂城は坂ある處に棚を設けし名にや、

散岐(因幡國八上郡、下野國鹽屋郡、上總國天羽郡讚岐、大和國廣瀨郡)

大和は式に讚岐神社あり、姓氏錄に讚岐公、大足彦忍代別天皇々子神櫛別命之後也、とあるに由あり、因幡は散岐村都波只知上神社二座ありて、景行天皇日本武尊を祭ると云も由ありて聞ゆ、上總下野は考なし、

雀部

參河國賀儀郡雀部(佐々倍)上野國佐位郡雀部(佐々伊倍)丹波國天田郡雀部、こは姓氏の雀部によれりと聞ゆれど、古事記に、神八井耳命者雀部、臣雀部、造祖也、また建内宿禰之子許勢小柄宿禰者雀部臣之祖也、ともありて、二流あれば、何れの流より出しにや、詳かならず、この中に、上野は信濃に隣りて、科野國造は神八井耳の後とみゆれば、神八井耳流の雀部にやあらむ、

狹沼(左乃○但馬國氣多郡)佐波(丹波國熊野郡)

佐沼(因幡國智頭郡)佐野(常陸國筑波郡、肥後國山本郡)

狹沼は左乃とよめれば、佐野と同義とも云ふべけれど、狹沼佐沼は共に沼に屬したる名

なるが佐は狹の字義をとれる歟、または眞の字の意にもやあらむ、佐濃佐野は眞小野などの謂なるへし、遠江國佐野郡は古へ佐益とも書たれば、サヤにて別なり、

佐波(石見國邑智郡、周防國佐波郡佐波郷)佐婆(伊豆國田方郡)

佐波は澤なるへし、伊豆は佐婆とあれど、今上澤などの村名ある處、この郷名の地なれば、澤なり、周防は佐波とあれど、景行紀に、佐麼と書き、抄に波音馬とあれば、異なるに似たれど、なほ伊豆の例ならんも知るべからず、新猿樂記に、集諸國土產云々、周防、鯖とありて、筑紫紀行にも、佐波郡海邊なり、古へ此邊より出る魚をサバと云、佐波郡より出る魚なりとあり、齋藤彦麻呂は、之をうつして、本郡の名義とすへしと云り、されど鯖の出るに因て郡名となれるか、又その佐波の海邊に出るをもて、魚を佐婆と名けしか、本末の差考ふへし、

佐味(越中國新川郡、越後國頸城郡、上野國綠野郡、同那波郡、備後國廣田郡)

上野は、上毛野國造の族に佐味朝臣あり、この氏人住るによりて地名となれるか、恐らくは地名を氏に負しなるへし、越中は佐比と訓注あり、佐比は、天孫本紀物部金弓連公佐比、連等祖とあるに由あり、越後、佐美と訓り、佐比と通ひて聞ゆれば、同義なるへし、同郡に五公物部などの郷ありて、物部五十公連にも由あり、佐味の言義、いまた考へず、



記傳十七、佐比持神の條に、佐比は書紀推古卷大御歌に、多知奈羅磨、句、能摩差比（これ吳の眞佐比を、すぐれたる大刀の由に、よませ給へる也、私記に、吳眞劔は、良劔之名也（こと云り）又神代卷に、蛇、韓、劔之劔と云あり、かくて佐比は物を裁斷、説を云る言にて、須加比の切まりたるにて、かの須加流、劔布都、御劔など云類の稱にやあらむ、續紀に、紀朝臣佐比物類、采國史に、玉作佐比毛知など人名にも見えたり、と云る佐比にて、刀劔に由ある地名にもやあらむ。

寒川（相摸國高座郡、下野國郡名、讚岐國郡名）

相摸は、寒川神社ありて、寒川比古寒川比女二神を祭れるより起りし地名にて、寒川は、水泉の清冷をたへたる稱號なり、この二神は延暦太神宮儀式帳に、大水上見とみえて、大水神の御子神なれば、水神なるへし、讚岐の同郡には、大養彦神社とて水靈を祀ると云傳ふる社あり、郡名の寒川は此神ますによれるならんと云り、按ふに、大養彦は大水乃彦にて、大水神と同神歟、または此神やかて寒川比古の神なるへし、下野なるも同義と思はるれど、證なければ決めかたし。

狹山（河内國丹比郡、肥前國養父郡）

河内は、文字の如く地勢によれる名歟、肥前は分明の義なるを、後に訛稱せし由なれば、

自ら別なり、さて河内は、河内郡に中臣藤原の祖神なる枚岡神社ありて、天兒屋根神、其比女神たちを祀れるかうへに、本郡に狹山神社あるは、兒屋根命十世孫臣狹山命に由あり、この臣狹山は、もとの狹山の地に住りしより負る名なるへし。

佐井（上野國郡名、因幡國八上郡、佐渡國加茂郡、豊後國海部郡）

上野は、大國神社あり、此神の荒魂は大和狹井にまして、神名式に、狹井坐大神荒魂神社といふ是也、此神の神戸などを置れしより、此に大國神社を建て、郡名を佐井と名けしなるへし、因幡の八上郡は、八上比賣の由縁にて、大和の地名をとれる歟、佐渡は物部神社あれば、物部氏の同族佐爲連に由あるか、又賀茂郡は、賀茂郡波八重事代主神もまぜは、狹井神にも由あるか、豊後は酒井の義なる事、風土記にみゆれば、自らことなるなり、

佐伯（安藝國郡名、越後國磐船郡、丹波國桑田郡、美濃國多藝郡）

佐伯は、景行紀二十八年、（日本武尊東征より還りて、則能褒野にて、痛甚しかりし時の事なり）以所俘蝦夷等、獻於神宮云々、五十一年秋八月、於是所獻神宮蝦夷等、晝夜喧嘩、出入無禮、時倭媛命曰、是蝦夷等、不可近於神宮、則進上於朝廷、仍令安置御諸山、傍未經幾、時悉伐神山、樹、叫呼隣里、而脅人民、天皇聞之、詔群卿曰、其置神山、傍之蝦夷、是本有獸心、難住中國、故隨其情、願令班邦、畿之外、是今播磨、讚岐、伊豫、安藝、阿波、凡五國佐伯郡之祖也、と



ある如く、諸國に佐伯と云へる地名の多かるは蝦夷の裔なる佐伯部の居りし處なるへし、又其を率ふる佐伯直氏の居りしによりて、地名となれるもあるへく、大伴氏の族なる佐伯連は、後に起れるものなれど、その族の居りしに因て、郷名に負るもあるへければ、一概には決めかたし、佐伯の名義は佐計毘など云ふ詞の轉れるにや、書紀に叫呼隣里とあるそ、其據にはあるへき、叫を佐衣幾ともよめり、一説に、佐衣幾は、世幾とも云り、遮きり防くなどの義にて、皇命を拒き率る蝦夷などの族類をサヘキともセキとも云るものなりと云り、

櫻井、(河内國河内郡、相摸國足柄上郡、越後國蒲原郡、石見國邑知郡、伊豫國越智郡、肥後國宇土郡)

河内は、櫻井といふ名の井によれり、また武内宿禰の裔に櫻井臣あり、此氏人の住るによりて名に負るもあるへし、美濃國石津郡櫻樹郷、尾張國愛智郡作良郷、武藏國荏原郡櫻田郷などは、其樹木あるによりて起れるものと聞ゆ、

色麻、(陸奥國郡名、播磨國郷名飾麻)

色麻は、播磨國の郡名をうつせるものにて、同義なるへく思はる、いかにとなれば、播磨飾麻郡に射楯兵主神社二座あり、射楯は、大己貴命の御子五十猛命を云り、陸奥にも色

麻郡あり、其言播磨の播磨郡に同じく、其郡内に伊達神社ある、伊達は今の假にダテといへども、正しくは伊太氏にて、射楯また五十猛に同じきを思ふへし、播磨風土記に、大<sup>三</sup>間津日子命於此處造屋形而座時、有大鹿而鳴之、爾時王勅云、牧鹿鳴哉、故名飾麻郡とあれど、シカマのマと云事由明らかならず、なほよく考ふへし、

志珂、(筑前國糟屋郡、近江國滋賀郡)

清濁異なれば、別義に似たれど、神功紀に、筑前の志珂を磯鹿とかき、萬葉に志香また志賀村とあり、神名式に志加海神とあるを、景行紀に志我神とかければ、同義なるへし、その名義はいまた考へず、

城上、(大和國郡名) 志紀、(河内國郡名、肥後國天草郡郷名) 志木、(武藏國新座郡)

古事記に、師木縣主あり、師木を磯城とも(日本紀)志貴(姓氏錄)ともかけり、名義は磯城にて、磯堅城などあるが如く、宮居のめぐりを、石もて堅く築きかためしを云ふなるへし、河内なる志紀は、大和の國より分れたる氏人の住りし所に、武藏なるは、其義詳かならず、

穴栗、(播磨國郡名) 芝澤、(筑後國山本郡郷名)

穴栗は、播磨風土記に、伊和大神國作り堅めの後、此地をめぐります時、鹿の舌をいたし



て來れるに遇へり故に宍禾鹿と云ふよし見えたれとも其義明かならず播磨事始に  
此郡深山にして鹿猪多し肉澤郡と云なるへしとあり宍澤は宍多の義と聞ゆ筑後の  
芝澤をシサハとありシバを省きて云るか然らば宍栗の名に同じかるへし芝澤なら  
んには芝ある澤の義なるへし

漆仁、(出雲國仁多郡) 漆沼、(同出雲郡)

漆仁はシツニ漆沼はシツヌと訓へしシツニは風土記に薦枕志都沼値之とあり志都  
沼は薦枕とつきて其枕の辭かによく疑る事の由にて漆仁も同義なれば其地の辭  
かなるを云るなるへし

宍道、(出雲國意守郡) 宍人、(駿河國駿河郡)

宍道は風土記に大已貴命の猪を追給ひし由みゆれば其猪を追たる道の義を以て名  
けたりとみゆ宍人は宍人連など云ふ如く猪鹿をとりて料理ものする職掌人の居り  
し處なるへし我常陸の國にも宍戸と云地名あり戸の字をかけれと戸は人にて宍人  
の義と聞ゆ

信太、(常陸國郡名) 和泉國和泉郡郡名、 駿河國郡名、 陸奥國名又郷名、 同玉造郡郷  
名)

常陸の信太は仙覺萬葉鈔に引る風土記に黒坂命征討陸奥蝦夷事了凱旋及多歌郡角  
枯之山黒坂命遇病身故爰改角枯號黒前山黒坂命之檢糶車登黒前之山到日高見之國  
葬具儀赤旗青旗交雜飄揚雲飛虹張野蠻路時人謂之橋垂國後世言便稱信太國とあ  
るか如く橋の垂たる由にて橋垂國と云しを音便に信太國と云りし也駿河のは萬葉  
十四に斯太能字良乎阿佐許求布彌波などあれば水に沿たる所とみゆ新風土記に本  
郡に志太村あり是郡名の起る所なり志太と云ふ語意は水田と云ふ事なるへし然云  
故は今志太村の近邊水の上と云所に古池あり此池むかしは大なる池なりしか水淺  
て今は田と成しと云事いと古き傳ときこゆ其ほとりの田はすへて水田にて昔は今  
の志太村あたりも此池のほとりにて水田にこそありけめ池のほとりならんには水  
田なる事疑ひなしかくて其水をシと云事水つく水める水たゝりなどの例にて水の  
古言なりしなる事知るへし又一説に志太は此郡内したと云草の多く生ふる故にや  
其地に多く生るものを以て郡名郷名に負する事甚多し(近江蒲生郡武藏橘樹郡遠  
江榛原郡など是なり)今この志太郡は其名の元なる志太村を始として夫より西北  
の方皆山に傍たる所里にしてしたと云る草至て多し大津郷などにては此草もて藤  
を結び葉梨郷にては此草を採て薪の半に充つ其多き事を知るへし此草漢名鳳尾草



云々、和名齒菜、した一名うら白とも云て、今の俗この草もて、年始嘉祝のもの、門松注連なども飾る、うら白とは、この草面青く裏白し、因て名つくとも云り、和泉と陸奥とはいかなる由にか知らざれども、或は水にそひ或は齒菜などあるによれるか、委しく記せるものなければ考へかたし。

志筑、(淡路國津名郡、常陸國茨城郡志筑川)

志筑は水邊にて水の流れ入る由の名にて、滴水の義なるへし、淡路は之都支とよめり、神名式に志筑神社あり、今志筑村の田井にます、常磐草に、今志筑浦志筑濱村あり、志筑川と云もあるにて水滴なる事知るへし、常陸なるは風土記に従郡西南近有河、謂信筑之川、源出自筑波之山、從西流東、歷郡中、入高濱之海とありて、筑波山より出る水の露擊よりなれる川のよしに云へり、萬葉集以下しつくの田井などよむ所なり。

倭文、(常陸國久慈郡、美作國久米郡、淡路國三原郡、下野國都賀郡、因幡國高草郡、上野國那波郡)

倭文は和名抄にシト。又シヅクとも訓り、倭文は古語拾遺に見えたる倭文、祖建葉健命の綾布を織りたるに起れる名にて、常陸の倭文郷は、此神の鎮りますによれり、神名式に久慈郡靜神社(名神大)とみえ、常陸風土記に、(久慈郡)郡西〇里靜織里上古之時、未識織

綾之機、于時此村初織、因名之とありて、今に至るまで、村の女童機を織て功を終る時に、其織切りと云ものをもて來て、倭文神社の御柱に結び附るを例とする習風なるは、(而るに従前本社をば手力雄神を主と祭るよしに、云ひ傳へて、倭文神を末社の一座に祭れり、名けて高房神社といふ、さて本國にはこの倭文神を手力雄神の事として、云傳ふる多し)、古へ此神の綾おりの術を教へ給ひし功業を、數千載の後も人民のわすれざるによれり、此一事を以ても倭文神の神徳貴きを畏み奉るべきものなりかし、釋日本紀に、此神在何處哉、先師申云、坐常陸國諸祭幣物、倭文、常陸國之所濟也、とも、延喜の主計式に、常陸國倭文三十一端とあるも是れなり、さて此倭文神の天香々背男を伐給ひし事は、書紀にみえたるか如くなるを、古老の傳説には、常陸の久慈郡久慈村に、大甕山あり、是星神の居りし所なり、郡中に石那坂あり、其處に雷斷石と云ふあり、太古その石日に長け高くなりて、已まさりければ、天神之を惡み、雷公をして、之を中斷せしむ、一説に、手力男神、その石を三つに蹴裂給ひしに、其石飛て三處にあり、一を石神と云ひ一を石崎と云ひ一を石〇と云ふと、是れやかて倭文神の星神を誅ひし古事を語り傳へて、かく云るものなり、美作以下の國々に、倭文郷あるも、其同じ縁りにて、地名に負るならんと思はる、淡路國は大嘗祭式に、淡路所造云々、倭文三尺とみえたれば、倭文を織れ



る由の郷名なる事知るへく因幡上野並に倭文神社あれば、そも又同義也。

志摩、(志摩國名、尾張海部郡、常陸國志太郡、久慈郡那珂郡、美濃國賀茂郡大野郡、若狹國遠敷郡、越中國新川郡、丹波國船井郡何鹿郡、筑前國郡名、大隅國噺(噺郡))

志摩國は古事記にも倭姫世記にも島とかける字の義にて古は伊勢島とも云伊勢に隸たるが分れし島國なり、尾張は同郡中島郷あり、志摩郷もあれば、みな島の義と聞ゆ、常陸の志太郡志萬郷は風土記に、乘濱里有浮島村、四面絶海とある地なれば、云までもなし、那珂郡なるは、溜沼といふ湖水の近傍にて、今も島田村と云り、尙昔は島のさまなせりとみゆ、久慈郡は久慈川の東岸にありて、今島また小島など云地是なり、若狹は大安寺資財帳に乎入郡島山ともあれば、事實なるか、越中は川中に村ある由にて、島と名けたり、筑前は推古紀に、島郡とみえ、東大寺文書に、筑前國志麻郡韓亭ともありて、島の地勢なり、大隅も抄に國用島字ともあれば、其地形思ひやるへし、自餘准へて知へし、攝津國の郡名に、島上島下と云へるは、古への三島と云る地にて、三島江などもあれば島なり。

下真(常陸新治郡) 下妻(筑後郡名)

常陸なる下真郷は、今下妻と書きて、筑後の郡名と同じけれと、其稱號や、異同あり、下真は全郷の体新治郡の南にて、西は毛野川に臨み、東に大寶湖あり、一郡の下方にて、つまりの地なる故に名けたり、されは、下つまりの義なり、筑後は和名抄に加牟豆萬下准此とありて、志毛豆萬と訓む事を知せたり、然るにこの地は古へ八女國とも、八女縣とも云る處なりしを、妻はツマとよむ字なるによりて、上下に郡を分ちて、カムツマ、シモツマとなりし歟、又は彼國の方言に、妻をば八女と云し、故に妻の字をあてたるか、詳ならず、持統紀四年に、筑紫國上陽畔郡と書る即ち是なり、この縣中に、筑紫磐井が墓ある由、筑後風土記にみえたり。

白川(常陸國茨城郡、陸奥國白河郡、同黒川郡)

常陸の白川は、長門本平家物語富士川軍の段に、常陸國白河よりこなたは、野も山も皆軍勢にて候とあり、遊方名所略に、茨城郡白川黒川兩般流也とあるを思ふに、白川と黒川と對したる名なること知るへし、黒川は下野那須郡黒川にて、今の黒羽根と見ゆれば、黒埴より起れる義とも云り、されば白黒は其地質によれる名と聞えたと、未だ其證を得ず、陸奥白川郡は、古本今昔物語に、古は白河の關と云所にて、守の其の關を入に、(守は陸奥守を云り) 供の人を書立て、次第に關を入れて、入れ畢りて後に、ぞ木戸を閉ける。



然れば此守共の書立を目代に預て守は入ぬれば此様の事の沙汰も我にぞ行かせん  
すらんと思けるに然もなき異人の沙汰にて關の者共並び立て何主の人入れ彼主の  
人入れと呼びて主従者次第に入るに先我を呼立むすらんと聞に四五人まで不呼上  
ければ我を尻巻に入むするなめりと思て従者共引將て待立ける程に皆人入畢て後  
我入れむすらんと思ふに木戸を急と閉て棄て入されは奇異云甲斐なく返らむする  
に霞に立て秋風吹際に成にたり音なくとも國に暫くも可有には被指出にたり然れ  
は付たりつる従者共は此りける人に我等が付て此る目見る事とて罵り覆して皆棄去  
にけり難去き従者共ぞ四五人許残りて何にまれ御さん所に遣り着てこそは何ちも  
罷らめと云て己がとちつらくと歎き居たり主此を見に可爲方覺えさりければ底は  
白砂にて淺き小河の流たりけるに下立て鞭の崎(崎は先なり)を以て水の底の砂を  
此彼掻立りければ鞭の崎に黄なる物の有けるを何ぞと思て掻廻すに圓なる物にて  
鞭の被廻ければ和ら砂を掻去て促して見るに小瓶の口に見成しつ瓶にこそ有けれ  
人の骨などを入れて埋みたりけるにかと氣六借く思えけれども搦て推開て瓶の内を  
見るに金を一瓶入て埋けるを見付てければ佗しと思つる心も忽に晴て云々この文  
に底は白砂にて淺き小川の流れたりけるとあるは今も旗宿村の邊を流る小川に

て一逼聖繪(五卷)にも川のさまを畫たる所なり白川と云る名も白砂によりて稱る  
なるべし旗宿村のわたり古の白川郷にて郷名はこゝの小川に起り郡名にも及へる  
なりと小山田與清か云る説いとおもしろし

新羅(陸奥國柴田郡 武藏國郡名今廢) 志樂(丹波國加佐郡)

新羅はもとから國の名なるが其國人の歸化したる民どもを置れしより地名となれ  
るものなり其は續紀天平寶字二年八月に歸化新羅僧三十二人尼二人男十九人女二  
十一人移武藏國閑地於是始置新羅郡焉とありて今は此郡名なけれどこは廢したるに  
はあらで名を改めたるより自ら其名の隠れたるなめりさらは其改名せる郡はいか  
にと云むに今の新座郡かならず新羅郡なるへし其證は續紀靈龜二年五月に高麗人  
千七百九十九人を武藏國に遷して高麗郡を置く由已に高麗郡の條に引て云るか如  
しさて其高麗郡に住る背奈福徳其子福信に勝寶の初に高麗朝臣を給ひしか寶龜十  
年に至りて上書して言らく臣自投聖化年歲已深但雖新姓之榮朝臣過分而舊俗之號  
高麗未除伏乞改高麗以爲高倉許之と云り此文中にみしといへる趣を考ふるに朝臣  
の姓を給はる事はうれしけれど猶高麗と云ふ事にては外蕃の名に嫌ひあれば高倉  
と改めむと請しに似たり且高麗郡中に高麗郡あるは郷名起原の地と聞ゆるに新羅



郡も高麗朝臣の高麗を高倉と改めし例に倣ひて新座と改めしなるべく、その新座郡中に志木郷と云ふは、決めて今の白子村にて新羅郡の起原の地なること猶高麗郡の高麗郷に准へて辨ふへし、さて丹後の志樂は、旁訓にシクラとあれど、圓光大師行狀翼贊に志樂庄みえ志樂はシラカと云ひ、また村人はシラクと唱ふると云へるを思ふに、こも實はシラキなるか、シラクと轉りしなるへし、シラクの新羅なる證は播磨風土記、飾磨郡枚野里、(新羅訓村)所以號新羅訓者、新羅國人來朝之時、宿於此村故號新羅訓(山名亦同)とみえ、神名式同郡に白國神社あり、今も白國村あるにて、新羅のシラクともシラクともうつる事と知るべきなり、

須可(伊勢壹志郡) 修家(參河幡豆郡) 須加(下總匝瑳郡)

須可は、神名式に須加神社あり、勢陽雜記に松坂より乾二里にあり、伴信友云、當國にスカと云る村名處々にあり、凡て海邊の洲處の義ならん歟、此須可は海邊ならねど、古へは此郷の邊まで海邊なりけむと云り、これによらは、下總の須加も同義か、修家はスカ歟、スゲ歟、下總參河ともに、横須賀村と云ふある其の地なるべければ、須可に同じきか、

周積(丹後丹波郡) 周吉(隱岐郡名)

周積、古へ丹波を以て大嘗祭の悠紀主基國と定められし事も見ゆれば、其由縁にて、郷名に負るにや、朝野群載に周積社といふもみゆ、隱岐はいかなるにか詳かならねど、同義なるへし、

村主(伊勢安濃郡 紀伊々郡)

村主は、スグリと訓む、古への職號なり、類聚國史(天長七年六月辛亥)女孺伊勢國人村主宮道と云人みゆ、安濃郡に住ける人にやありけむ、三國地志に、今も村主村ありと云り、紀伊は、郷名今は聞えず、されど、高野山文書に、保元年中造内裏時、山田村主兩莊とあり、いつれも村主の氏人の居りしより、地名となりしものなるべし、

周匝(備前赤坂郡) 須佐(出雲飯石郡) 須佐(紀伊在田郡) 名草郡

出雲なるは、風土記に神須佐能袁命詔、此國者雖小國、處處在、故我御名者非着木石、詔而即已、命之御魂、鎮在給之處、則大須佐田小須佐田定給、故云須佐とみえたれば、須佐能袁命の御名によりて起れる地名なり、紀伊國なるも、在田郡に須佐神社ありて、新抄格勅符に須佐命神戶十戶(紀伊國)とみえ、名草郡にも神戶を置れし事、須佐神戶とあるにて、同義なる事著し、備前は詳かならねど、神名式赤坂郡石上布都御魂神社ありて、神代卷に素盞鳴尊斬蛇之劍、今在吉備神部許也と云るは、是なるべく思はるれば、この周匝



も素尊に由ある事と聞ゆ、

諏方（信濃國郡名）須波（同國小縣郡）周防（國號 又同國熊毛郡郷名）

信濃なるは古事記建御雷神天降の條に、建御名方神を追往而追到科野國之洲羽、海將殺時、建御名方神白恐莫殺我、除此者不行他處云々とあるによりて、記傳に、洲羽は須夫麻理にて此神の追迫められて、此處に窮まり給へる由の名にやと云り、さもありなむ小縣郡の須波は諏方郡の名をうつせるにて、諏方の神を祭れるか、又は其神戸などあるによれりとみゆ、周防の國名も信濃の諏方に本つけるか、其は國造本紀に、科野國造瑞隆朝御世、神八井耳命孫建五百建命、定賜國造とある、科野國は、今信濃國なれば、諏方の地をも治めしは云ふ迄もなく、其氏人諏方神社にも仕へなどして、縁故ありけむ、此族の金差氏の後にまで神社に奉仕せるをも思ふべし、こゝにはゆる神八井耳命は、古事記（神武段）に伊余國造、科野國造、道與石城國造、常陸仲國造、長狹國造云々等之祖也とみえ、國造本紀に、周防國造、輕島豐明朝、茨城國造、同祖加米乃意美定賜國造と云る、科野の諏方と、陸奥の石城とに縁由ありてぞ聞ゆる、其國造のいつれも同族にてあるに、神名式、陸奥磐城郡二俣神社あり、周防都濃郡にも二俣神社みえ、熊毛郡に石城神社あるを思ふに、譬へば阿波忌部の族人東國に來り住みしより、安房國號も起りし如

く、或は科野國造の族人の周芳に移り住みて、其の本國なる諏方の地號をとりて國名とせられたるにはあらざるか、また熊毛郡に、周防郷あるも、石城神社に引合せて、陸奥の石城國造に由縁あるなど、決めて故ある事なるへし、さらば周防の國名も須波と訓へきかと云むに、古人も未だ其定説あるをきかされば、いかにとも判決かたけれど、記傳に、師は須波と訓れき、信に萬葉などにも芳は波の假字に用ひ、又須波字と云むよりは、古言の體なり、されど、此國名を正しく然云る例を未だ見ず、萬葉四に、周芳在磐國山乎、とよめるも、須波なるか、須波字なるか、定めかたし、和名抄にも、周防（須波字）とある故に、然訓つと云ひ、伴信友は安藝國豐田郡訓芳、賀茂郡志芳、また安房國などの例に准へて、周芳はスハなるへしと云ひ、小山田與清が説に、周芳の事を、或説、須波狹場也、謂其山間狹少之地、信濃國諏訪郡亦在山間之地と云ひ、鈴木重胤が先年余が許に云遣せたる言に、周防は元はスハなりけるにや、俗傳ながら津濃郡二俣神社の傳に、建御名方神出雲にて經津主武甕槌神に攻られし由を聞て、すはと云て、此に逃來居給ひし故に國をすはと云ふと云りき、かゝれば周防をスハと云ふへきにやと、思ひ居りしに、此頃周芳國庄、周方大神之神主大宮司系譜傳と云ものに、夫大國主大神妻高志沼河姫命生一柱之男皇子健御名方命、亦名武御名方命、亦名南方富命、申奉是、先周芳庄長太之周方大



明神仁天御坐此祭官者天津彦根命乃系裔周芳刀禰命之子孫也於是南方富命以周防之香科野國中於名諫方爲御父大國主大神之禰御坐也其文を見出たり（この文は去し明治の二十年頃に雜記の中に寫し置つるを探り出たるなり其出所もたしかに記しつけざれば確證に備ふべきものとも思はれねど因みに書そへつ）是正しき説ならむには周防は即スハにて其周防の名を信濃の諫方にうつしたるなり余か上に云ふことは本末全く反對なり猶よく考へ定むべし。

周布（石見那賀郡）周敷（伊豫國郡名）

伊豫國周敷は神名式に桑村郡周敷神社あり今周敷郡周布村にあり祭神火明命なりとそ姓氏錄に丹比須布火明命三世孫天忍人命之後也とみえ續紀に天平寶字八年七月己酉伊豫國周敷郡人多治比連眞國等十人賜姓周敷連とあるによらば周敷神は火明命の別名かもし然らば神名より地名起れる者とすへし又固よりの地名にて此神を祭れるより神名に負せ奉れるにか前後詳かならねど此神は周敷連氏の祖神なる事は明けし石見の周布は八重葎に周布本郷ありと云ひ石見外記にて此郷今村名となり又周布川ありと云りこの周布も尾張連の祖天火明命の裔なる丹比周布連などの移り住しによりて地名となれるならむ然云ふ故は本國の式社那賀郡津門神社は

津門首に伊甘神社は猪甘首に（猪と伊と音違へれと方言にはかゝる事をもあるへし）櫛色天羅箇彦神社櫛代忍賀姫神社は共に久代にありて櫛代造に所縁ありこの氏には孝昭天皇の皇子天押帶日子命の裔なりこの皇子は尾張連の祖（即天火明命の後）奥津余曾の妹余曾多本毘賣命の所生にて周布氏の親族なれば其氏人のうつり住るにもやあらむ。

住吉（攝津住吉郡 菟原郡 播磨賀古郡 同賀茂郡 同明石郡 長門阿武郡）

住吉はスミノエと訓む攝津の住吉は表筒男中筒男底筒男三神の可住之國と詔へるによりて名に負り其は神功紀に（韓國より還り給ふ時の事を）三神誨之曰吾和魂宜居大津滸中倉之長峽便因看往來船於是隨神敷以鎮坐焉則平得度海とみえ攝津國風土記に所以稱住吉者昔息長足比賣天皇世住吉大神現出而巡行天下竟可住國時到於沼名椋之長岡之前（前者今神宮南邊是其地）乃謂斯實可住之國遂讚稱之云眞住吉國乃是定神社今俗略之直稱須美乃叙とあるが如しさて然のり給ひて鎮り坐る故に地名を神名に負せて住吉神とは申せる也記傳に云沼名椋之長岡とは菟原の住吉の舊名にして後に住吉と改めし也住吉郡の住吉神も舊は此地に鎮り坐けるを仁徳の御世に彼地には移し奉れる也と云りかゝれば住吉郡は住吉神の鎮り坐せるによりて地名と



なれる者と知るへし、播磨明石郡の住吉は、本國風土記、賀毛郡河内里(土中下)右由川爲名、此里之田不敷草下、苗子所以然者、住吉大神上坐之時、食於此村、爾從神等人、薊置草解散爲坐、爾時草主大患、訴於此神、云汝田、苗者必雖不敷草、如敷草生、故其村田于今不敷草、作苗代、ごあるも、此國に住吉神の縁故ありての事也、賀古郡の住吉郷は、住吉神の神領などありける地と聞ゆ、今その村々に住吉神社多きも由あるへし、賀茂郡なるは、神名式に住吉神社あり、遣唐使の祝詞に住吉爾稱辭、並奉留云々、大唐爾使者遣佐牟止爲爾依、船居無兵、播磨國與理船乘止爲且云々、ご云るも、この神の鎮り坐かうへに、往來船をみそなはさん、ご詔給へる故事によれるものなり、また長門の住吉は、即三柱の大神の神教によりて、韓國を征け給へる本縁に就て、神名式豊浦郡住吉坐荒御魂神社もおはしますによりて、阿武郡にも、住吉郷を置れしなるへし。

勢多 (近江栗太郎 上野郡名 武藏多磨郡)

仙陀 (參河賀茂郡) 説多 (下野安蘇郡)

勢多は追田にや、又は神功紀に、瀬田濟とある字のまゝにて、瀬田の義にもあらん、仙陀はセムダにて、狹田の轉語歟、されど武藏の勢多を世田か谷と云ひ、俗稱にはセムダが谷とも云へは、仙陀もセタにや、説多は勢多に同じき歟、總て確證を得ず、猶よく考ふへし。

西刀 (駿河厩原郡) 勢門 (筑前糟屋郡)

西刀は、駿河名勝志に、藤枝と島田との間にあり、其處より驛路に流る、川を瀬戸川と云川峯の山を瀬戸山と云とみえ、勢門は、筑前續風土記に、今も勢門の郷あり、追門河内丸山より東の方金堰手に至り、山の間、追門の内左右に、凡十村ありと云るをもて思ふに、勢門も西刀も共に、瀬門また追門にて、水門口のせまき所を云るものなるへし。

宗我 (土佐香美郡) 宗賀 (信濃筑麻郡)

宗部 (土佐長岡郡) 丹波多紀郡 天田郡 肥後玉名郡) 宗我部 (丹波桑田郡)

土佐の宗我は、三代實錄貞觀十年閏十二月廿一日庚戌、土佐國无位宗我神あり、この神社今當郡香會、中村にありとぞ、南路志に、香宗郷中之村宗我明神、この村宗我郷の真中なるを思ふに、この御社ましますに因て、宗我郷名は起りしなるへしとみえ、神名式安藝郡に、坂本神社あるは、武内宿禰の後坂本臣に、また長岡郡宗部郷と當郷とは、蘇我臣に由ありて聞ゆれば、此氏人の來り住しにもあるべし、さて其氏人の居りし處を、宗我また宗我部と云りと聞ゆ、丹波の宗部も、蘇我氏に由あるへし、天田郡宗部あり、雀部あり、姓氏錄に、雀部朝臣、巨勢朝臣同祖、建内宿禰之後也、ごあるに由あるを思ふへし、肥後は未だ證を得ず、されといつれも、蘇我氏と其部曲の居處によれる事は、違ひあるまし



きなり、

芹泉(出羽河邊郡) 芹田(加賀石川郡 信濃水内郡) 芹川(越前今立郡)

こはいづれも芹に由ある名ときこゆ其物の多く生る地にやあらむ、

蘭田(上野山田郡 河内交野郡) 會能(遠江磐田郡 備中下道郡 武藏賀美郡)

遠江上野なるは神風抄に遠江美蘭御厨上野園田御厨あれば伊勢太神宮の御園の由なり備中は應神紀に以苑縣封浦凝別とみえたれば朝廷の御苑あるによれり其它も准へて知るへし、

苑部(紀伊名草郡) 苑人(大和忍海郡)

苑部は姓氏録に苑部連神八井耳命之後とあり苑地の事を掌りし官名とみゆ其氏人の居りけるによりて地名に負るなるへし苑人は古事記(安康段)に葛城五村苑人也と云ふ事もみえたる苑人即この郷なり苑人とは御蘭に使はる、民を云り姓氏録蕃別に蘭人首と云姓あるは其長官にやありけむ、

高田(山城葛野郡 相摸足柄下郡 伊勢度會郡 常陸信太郡 武藏橘樹郡 美作真

島郡 石見安濃郡 伊豫風速郡 安藝郡名 但馬氣多郡 肥後八代郡 播磨

赤穂郡)

高岡(土佐郡名又郷 讃岐三木郡) 高瀬(河内茨田郡)

高原(肥後山本郡) 高坂(土佐土佐郡)

高苑(尾張春部郡) 高岸(出雲神門郡)

高島(近江郡名又郷 越中婦負郡) 高城(薩摩郡名)

高橋(武藏郡筑郡)

これらの地名なほ多く諸國にあり其地形によれるものなればことごとくは載せず、自餘は准へ知るへし、

田可(近江犬上郡) 多珂(常陸郡名郷名 陸奥行方郡)

多可(播磨郡名 備後三上郡)

常陸は風土記に多珂郡云々古老曰斯我高穴穗宮大八洲照臨天皇之世以建御狹日命任多珂國造茲人始至歷驗地體以爲峯險岳崇因名多珂之國とみえ播磨なるは風土記に託賀郡右所以名託加者昔在大人常勾行也自南海到北海自東巡行之時到來此土云他土卑者常勾伏而行之此土高者申而行之高哉故曰託賀郡とあり(大人とは諸國にて俗に大太坊とも大太郎坊とも云傳ふるものを云りと聞ゆ)いづれも地勢の高き由なり近江の田可も同義なるへく思はるれど古事記(神代卷)に伊邪那岐大神者



坐淡海之多賀也。とあれば、田可もタカにはあらで、タカなるにや、されど新抄格勅符に、田鹿神名式犬上郡多何神社二座とかければ、なほ清音にやあらむ、然るに此神社今多賀郷多賀村にありと云ひ、日本靈異記に、陀我大神とあれば思ひ定めがたし。

高來 (常陸信太郡 豊前京都郡 相模大住郡 肥前郡名 同小城郡)

常陸の高來は、風土記曰、古老曰、天地、權與、草木言語之時、自天降、來、神名、稱、普都大神、巡幸、葦原中津之國、和平山河荒梗之類、大神化道已畢、心存歸天、即時隨身器仗、甲、戈、楯、劍、及所、執、玉、珪、悉皆脫履、留置茲地、即乘白雲、還昇蒼天、とみえて、今も竹來社あり、普都大神を祭る、高來は、自天降來と云る義をとれるにもあらむ、肥前高來郡は、景行紀十八年六月、自高來縣渡、玉杵名邑時殺其處之土蜘蛛津類焉とあり、この高來も天皇の京より幸ませるによりての名なるへきを風土記にその山神名高來彦津か天皇を奉迎せしによりて高來郡と云ふとあるはいか、但風土記の説を主としていは、高來津彦が名より起れる事勿論なり、また小城郡郷名高來を多久と訓タカクを省きたるか、異なる由あるか詳ならず、其它の名義未だ考へ得ず。

高家 (常陸行方郡 鹿島郡 豊前仲津郡 宇佐郡 美濃不破郡 下野都賀郡 飛騨荒城郡 信濃安曇郡 播磨安栗郡 能登羽咋郡 越前三島郡 佐渡雜太郡)

羽茂郡 筑後三潁郡

こはタケへとよめると、タカヤとよめると、其地によりて異なる處あるへし、播磨の高家は、風土記に、高家里所以名曰高家者、天、日槍命告云、此村高勝於他村、故曰高家、とみえたる地形の高きを云り、美濃は抄にカキへと旁訓あれど、東大寺文書に、美濃國高部庄あるは、此地ならん、さらば高部なるへし、高き地勢にこれるか、隣郡安八郡に、高座村あり、これによらば、高家は、タカヤ歟、よく考へし、飛騨は、加木倍と訓註あり、信濃は、太木倍と訓註あり、能登は、多加也、越後も同上、佐渡は、多介倍とあり、之によりて、思ふに、飛騨の加木倍の加は、多の誤、(美濃も是に同しかるへし)にて、高邊などの義と聞ゆ、されど姓の高家首によしあるもあるへし。

高橋 (參河賀茂郡 遠江城飼郡 下總結城郡 陸奥柴田郡 丹後加佐郡 但馬出石郡 伊豫越智郡)

高橋の地名は、文字の如く高き橋などのあるによれるもあるへく、また高橋朝臣姓によれるもあるへけれど、きはやかに定めかたし、遠江は、東大寺古文書に、此國の少掾高橋朝臣國足など云もみえたれば、此氏に由り、下總は、景行天皇の葛飾野に御獵し給へる時、磐鹿六狹命を膳臣に定めたまひし緣故によれりと聞ゆ、この六狹命は、高橋朝



臣の祖なればなり、また神名式同郡高椅神社あるも由あり、但馬は同郡に佐々岐神社あり、高橋朝臣の同祖佐々貴山公に由縁あるに、高橋庄雀岐庄など太田文にみゆるもきはめて故ありげなり、伊豫は、同郡に櫻井郷あり、櫻井朝臣も高橋同祖なれば由縁あり、

高宮 (大和葛上郡 伊勢鈴鹿郡 近江犬上郡 河内讚良郡)

大和なる高宮は、綏靖天皇の都し給へる高丘宮の地にして、古事記(仁徳段)にカヅラキタカミヤなどよめる處なれば、皇后をほめて號けたるにや、伊勢は高宮寺と云ふあり、高宮村あり、地勢によりて名けしか又度會郡高宮神社ありて、豐受神の荒魂を祭る事もあれば、其御由縁あるによれるか、近江は高宮に多賀神社の鳥居ありとも云れば、多何神のますによりての名なり、河内は神名式に、高宮神社、(志に高宮村にあり)高宮大杜祖神社、(高宮村の東にあり)舊事記に、萬魂尊兒天、剛川命、高宮、神主等、祖とある、神を祭れるによれり、か、れは皇居また神社をほめた、へたる稱號とみゆ、

高屋 (近江神崎郡 越前坂井郡 安藝賀茂郡 讃岐刈田郡 豊前仲津郡 肥後天草郡)

この郷名は高宮などの類にて、高屋を作れるに因て名けしもあるへく、又物部連の族高

屋連などの居りしによれるもあるへければ、一槩に定めかたし、讃岐は式に高屋神社あり(また高家神ともかけり)この神もしくは、式安房國朝夷郡高家神社に由あるか、豊前は大寶二年の戸籍に、高屋勝羊、高屋勝韓犬などする由みゆ、此氏によれる地名か、地名より起れる氏か、詳かならず、また薩摩國阿多郡に、鷹屋郷あり、こは神代卷に、天孫の御子たちの臍緒をさされる竹刀を弃しが、やがて竹林になれるより、號彼地曰竹屋、とみえたれば上の高屋とは異なり、

竹原 (伊賀山田郡 加賀江沼郡 安藝高宮郡)

こは文字の如く竹によろしき地なるを以て名けしか、又はたか原とよみて高原の義なるもあるへし、

託萬 (薩摩國高城郡 肥後郡名郷名) 託間 (讃岐三野郡)

いつれもタクマなるへし、タクは高に同じ、萬は天にて、高天などの義にや、又は當麻(大和國)なども同訓にて、タクとは日本武尊の御足の履れ給へる時に多藝斯の形なせりとあるが如く、山坂の高く卑き間の地を云へるか、未だ思ひ得ず、その國人に地勢をき、て考ふへきなり

多藝 (美濃郡名) 多伎 (越後三島郡 出雲神門郡) 多紀 (丹波郡名) 多木 (參河八名郡)



義濃は古事記に倭建命の御言に吾心恒念自虛翔行然今吾足不得步成當藝斯形故號其地謂多藝也とある多藝斯形なせるによれり出雲は多伎吉比賣命ますにより丹波は地形の高きによることも云ひ又一説に瀑布あるによることも云り參河は多木にあらず多木の訛りとも云れば詳ならねど一説には瀧あるによれりとも云り

田來 (筑前那珂郡) 多久 (出雲島根郡) 多具 (陸奥會津郡)

出雲は風土記に本部多久社あり大國主神を祭ると云傳ふ此神名を負るにや陸奥の多具も同義と聞ゆ尾張國風土記に垂仁皇后に神告ありし事をのせて曰吾多具國之神名曰阿麻乃禰加都比女とあり此多具國は出雲の多久ならん其は已にも云る如く出雲風土記島根郡多久社蛸蛸社とあり多久川源出郡家西北廿四里小倉山西流入秋鹿郡佐太水海また楯縫郡多久村多久社また多久川源出郡家東北神名櫛山西南流入于海とみえ國圖を按ふるに今も本郡に多久村あり此等を合せ考ふるに島根秋鹿楯縫は其地形東より北によれる一連續の處なれば古へは此三郡をすべて多具國と云りしなるへし陸奥なるも多具とかけるにて由ある事を知るへし筑前は田來にはあらで由來なるへしと云説も聞ゆれば自ら異なるへし

宅美 (備前赤坂郡) 攝津西成郡 駿河有度郡)

宅美はタクミと訓り姓氏録に工造火明命十世孫大美和都禰乃命之後也とある氏人などに由ある地名と聞ゆ備前は神名式御野郡尾針神社また尾治針名真若比女神社あり火明命の裔尾治連に由あり邑久郡に尾張(牟八利)郷と云もみえたれば工造も居りしなるへし尾張國丹羽郡宅美神社また託美神社あり合せ考ふへし攝津駿河は未だ證を得ず

竹田 (遠江敷智郡) 佐渡雜太郡 伯耆河村郡 丹波水上郡) 健田 (安房朝夷郡) 下

總香取郡) 武田 (常陸那賀郡)

竹田は舊事本紀に建田背命云々丹波國造等云々等祖と云り建田背は竹田兄などにて此地名を負る名にはあらざるか姓氏録に竹田川邊連火明命五世之孫建刀米命之男武田折命之後也仁德天皇御世大和國十市郡刑坂川之邊有竹田神社因以爲氏神同居住焉綠竹太美供御箸竹因茲號竹田川邊連とある此氏も同族なりまた竹田臣は阿倍朝臣同祖大彥命之男武淳川別命之後也ともあればこの氏人の住るによりて名けしもあるへくまた竹に由縁あるもあるへし健田は神名式下總國結城郡健田神社あれば香取郡なるはその神地などありしによれる歟また下總に子松神社あり香取神の末社なりこの社の神領に健田ありもしくは建布都神の神領にて健田と云る歟常



陸の武田もさる由あるにや詳かならず、

手染 (出雲島根郡) 田染 (豊後日高郡)

出雲は風土記に所造天下大神命詔此國者丁寧所造國在詔而故丁寧負給とあるか如し、豊後も同義なるか未だ考へ得ず、

多駄 (肥前杵島郡 伯耆河村郡) 太多 (但馬氣多郡)

駄大 (佐渡羽茂郡) 多太 (出雲秋鹿郡)

出雲の多太は風土記に秋鹿郡多太郷那家西北五里一百廿步須佐能乎命御子銜杵等乎而留比古命國巡行坐時至坐此處而詔吾御心照明正真成吾者此處靜將坐詔而靜坐故云多太と云り、正真くなりぬと詔へる語によりて地名になれりとみゆ、自餘の地名は或は此神を祭れるか、また大己貴命の末なる大田々根子命などに由あるへけれど考ふべきたつきを得ず、

丹比 (河内郡名 因幡八上郡 安藝高宮郡) 丹部 (備中英賀郡)

河内丹比は古事記(反正段)に水齒別命坐多治比之柴垣宮とみえ、書紀に天皇初生子淡路宮於是育井曰瑞井則汲之洗太子時多遲比花落在于井中因爲太子名也多遲比花者今虎杖花也故稱謂多遲比瑞齒別天皇とあるが如く、もと虎杖に由ある水齒別命の

居住ませるに因て起れる名なり、因幡なるは、姓氏録丹比宿禰、火明命三世孫天忍男命之後也、男武額赤命七世孫御殿宿禰、男色鳴、大鶴、天皇御世皇子瑞齒別尊誕生淡路宮之時、淡路、瑞井、水、奉灌御湯于時、虎杖花飛入御湯、瓮中色鳴、宿禰稱天神壽詞、奉號曰多治比瑞齒別尊、乃定多治比部於諸國爲皇子、湯沐邑即以色鳴爲宰、令領丹比部戶、因號丹比連、遂爲氏姓云々とあり、今八上郡本郷の近隣に色鳴と云里あり、土人は志子部村と云と因幡志に云り、この色鳴宿禰に由ありて地名に負るか、さらば丹比郷も所縁ある事著し、安藝は未だ證を得されと准へて丹比部などの居りし事知るへし、備中は拾芥抄に備中備後二國造連智門丹治氏也とあるにて、此國に多治比部氏の居りし事しるく、又其氏人の造られし門なる故に、連智門と云る事もえらるゝなり、

立花 (常陸茨城郡 伊豫越智郡 温泉郡)

橘樹 (武藏郡名)

橘樹の多きによりての名歟、また天日槍の裔に橘守と云氏あり、其氏人の住めるにもあらん、武藏に新羅郡もあれは、橘守も由ありて聞ゆ、式外に橘姫明神あり、もしくは此神によりて起れる歟、本末詳かならず、常陸の立花も、東鑑また鹿島文書に、橘の字を用ひたれば同義なるへし、是も郷内に橘明神といふあり、伊豫なるも、東大寺古文書に、温



泉郡橋樹郷とあれは、橋樹に由あるへし。

但馬 (國名 尾張智多郡 立間 (伊豫宇和郡))

國名の但馬は、かの垂仁朝に橋をとり來れる田道間守の氏人、世々住るによりて起れり。田道間守橋守にて、但馬はその語の約れるなり。(下略とも云ふべきか)尾張の但馬はいかなるにか、立間は異義なるへし。

楯縫 (出雲郡名郷名 同能義郡) 立縫 (伯耆久米郡)

出雲なるは、風土記に天日竊宮を造る爲に、神魂命の御子天御鳥命を楯部として、天降し給ふ時に、其宮の御裝束の楯を造り始めしによりて、楯縫といふ由みえ。又布都努志命之天、石楯縫直給之、故云楯縫とあるにて著し、伯耆は其隣國なれば、同義にやあらむ。但し國圖に裁縫村ともあるを以て、タチヌヒと訓むへく思はるれど、なほ楯縫の義ならむ。久米郡は、久米直の兵を掌れるにも由あれは、楯縫も居りしなるへし。神名式常陸國信太郡楯縫神社、丹波國多紀郡川内多々奴比神社、氷上郡楯縫神社、但馬國養父郡楯縫神社などもあるをもて思ふに、その氏人の居れるによりて地名となれるもあるへきなり。

田部 (出羽河邊郡 下野足利郡 長門豊浦郡 筑前早良郡)

筑前の田部は、安閑宣化二朝に、屯倉を置れし事も聞ゆれば、其屯倉に役はる、田部の居りしより負る名なるへし、自餘も准へて知るへし。

玉作 (下總匝瑳郡埴生郡) 玉造 (駿河々々郡 陸奥磐城郡 土佐安藝郡 陸奥玉造

郡又郷名)

玉作は、姓氏錄、玉作、連、高魂命孫天明玉命之後也。天津彦火瓊杵尊降幸於葦原、中國時、與五氏神部、陪從皇孫降來是、時造作玉壁、以爲神幣、故號玉祖連、亦號玉作連と見えて、天明玉命の玉壁を造り給へるに起れり、さて此神の裔世々に其職を仕へ奉り、これに屬する玉作部の民諸國に分れ住しか、地號となりし事知るへし、其證は古語拾遺に、櫛明玉命之孫造御祈玉、其裔今在出雲國、毎年與調物、貢進其玉、また延喜臨時祭式に、凡出雲國所進御宮岐玉六十連、云々、毎年十一月以前、令意宇郡神戶玉作造備差使進上とみえ、神名式、出雲國意宇郡玉作湯神社あり、また垂仁紀仁賢紀に、玉作部みえ、續紀の卅一卷に、遠江國城飼郡主帳、玉作部廣公あり、東大寺正倉院文書(天平十年の周防正稅帳)に、玉祖社禰奇玉作部五百背あるをもて、其氏人の諸國にありけむ事も、辨ふべきなり、なほ次條に云ふをも合せ見よ。

玉祖 (河内高安郡 周防佐婆郡)



河内は、姓氏錄の河内神別に、玉祖宿禰、天高御魂乃命、十三世孫建荒木命之後也とありて、神名式高安郡に玉祖神社あり、世々此氏人の居りし地とみえたり、周防も佐婆郡に玉祖神社二座とみえ、玉祖命を祭ると云れは、其神名に起れる地名なる事知られ、また今昔物語に、今昔周防の國の一宮に、玉祖大明神と申す神ます、其社の宮司玉祖惟高と云ありけり、とあるを以て、その氏人の住より、祖神を祭り、またその地名ともなりける事を知るへし。

垂水 (美作真島郡 讃岐那珂郡) 垂見 (播磨明石郡)

垂水は、萬葉集の歌に、石激垂見之上、とよめる如く、水のたり落るさまの名なるへし、攝津と播磨との界にたるみと云處あり、岸よりえもいはぬ水出る故に、たる水と云なり、と袖中抄に云るをも考ふへし。

千太 (伯耆會見郡) 智多 (讃岐那珂郡 尾張郡名)

千太は、今千田とも書る如く、田町の多なるよしの地名ときこゆ。

都宇 (近江淺井郡 備中郡名 越後頸城郡 安藝沼田郡) 津宇 (備後沼隈郡)

都於 (石見那賀郡)

近江の都宇は、都に宇を加へて、二字とせるにて、津郷なるを、都宇とかけるものなるへ

し、萬葉に、津乎能崎とある所にや、備中は、和名抄に都宇津とあり、名義は津泊の意なるへし、備後も、同義と聞ゆ、其は、藝藩通志に、津の義にて、海邊の方なるへしと云り、石見も都於なれと津なるへし。

筑波 (常陸郡名又郷名) 月波 (常陸新治郡)

常陸風土記に、古老曰、筑波之縣、古謂紀國、美萬貴天皇(崇神)之世、遣采女、臣支屬筑波命、於紀國之國造時、筑波命曰、欲令身名者、着國後世流傳、即改本號、更稱筑波、とあるは、人名より地名となれるなり、月波は、都木波にて、義異なるか如し、されど筑波の神など、に由ありて、名つけし地名には、あらさるか、藥王院古文書に、筑波島ともかけるか、あればなり。

都介 (大和山邊郡) 都家 (武藏比企郡)

綴喜 (山城郡名) 都筑 (武藏郡名)

この都介と云は、名高き處なれど、名義を考へ得ず、綴喜も仁徳の朝の歌にもよめる所なり、此ツ、キも武藏なるツ、クも、同義と聞ゆれど、さらに思ひよれる事なし、もしくは山などのうちつらなれる由にもや、あらむなど、強言もせらる、なり、地形によれる名なるべし。



津積 (尾張海部郡 大和忍海郡 河内大縣郡) 管見 (上總長柄郡)

この二郷とも詳ならず、されど堤防の義にはあらざるかと思はる、はいかかあらむ、  
都禰 (備後蘆田郡) 津禰 (伊豫宇麻郡)

備後は續紀に常城とある處なるへし、伊豫國にても今は常村とかけるとや、これもい  
かなる由とも決めかねつれど、もしくは常しへに易はらぬ由の名にもやあらん、

都農 (石見那賀郡) 津野 (讃岐鞆足郡) 都野 (日向兒湯郡)

都濃 (周防郡名郷名)

石見は、人麻呂の歌に、角の浦とある處なり、讃岐は今津郷と云ひて、鞆足津の邊ならん  
と云り、周防なるは、角臣氏に由ありて、日向は、國田帳に都於郷 (原本郷を郡とあ  
るは、誤れり今之を訂す) とみえ、路程全圖また日向國圖ともに、津野とかけり、されど  
古書に吐濃と書たれば、トノと呼しにや、其は塵袋に、日向國古廣郡に、吐濃と云ふ峯あ  
り、神おはす、吐乃大明神とぞ申なる、昔神功皇后新羅をうち玉ひしとき、此神を請し玉  
て、御船にのせ玉て、船の軸を令護玉ひけるに、新羅をうちとりて、歸り玉て、後韜馬峯と  
申す所におはして、弓射玉ける時土の中より黒き物の頭さし出けるを、弓のはずにて  
掘出し玉ければ、男一人女一人ぞ有ける、其神人として召仕けり、其子孫今に残れり、云々、

とみえ、續後紀に、承和四年八月壬辰、日向國子湯郡都濃神、預官社云々とあり、これらに  
より考ふるに、ツヌともトノとも云りしなるへし、亡友大澤清臣、其地に往て親しく土  
人の云ふを聞くに、トノと云ふか如く、またツノと云ふが如く聞なると云りき、さら  
ば吐濃も實は都濃にて、淡つきの地といふに同しかるへし、

椿子 (筑後生葉郡) 椿木 (長門阿武郡)

椿の樹にいとよき地にて負る名にやあらん

都萬 (薩摩鹿島郡) 都麻 (隱岐隱地郡) 津麻 (紀伊名草郡)

紀伊なるは、妻大明神社ありて、津麻神戸をもあれは、抓津比賣によれる地名なるへし、  
薩摩は三代實錄に都萬神とありて、土俗に妻萬宮と云り、この都萬の内には、物の端を  
ツマと云事も聞ゆれば、地形の極端なるによりて、名つけしもあるへし、

津守 (攝津菟原郡 越前敦賀郡 肥後託麻郡 豊後國崎郡 又大分郡)

攝津の津守は、書紀神功紀に、表筒男、中筒男、底筒男、三神誨之曰、吾和魂宜居大津、淳名倉  
之長峽、便因看往來船とある、即是にていはゆる津は住吉の津なり、津守宿禰此地にあ  
り、火明命の裔にて、其族田袋見宿禰此の神に仕へて、津守の官たりしなり、諸國に津守  
と云ふ地名のあるも、津を守る人の居りし處なる事明らかなり、文明十八年に記せる



向國雜記に津國なこの浦の事をそのなこの浦に難波津を守る人の住しに依て其浦を津守の浦といひ又その子孫の氏によりて津守氏ありとかやと云るをも思ふへし。

登利(土佐長岡郡) 利刈(越前大野郡 上野群馬郡)

こは鳥狩にて鳥を捕るの義なるへし古事記(垂仁段)に遣山邊之大鶴令取其鳥故是人追尋其鶴云々乃越三野國自尾張國傳以追科野國遂追到高志國而於和那美之水門張網取其鳥而持上獻とあるに由ありげなり。

土木(備後三上郡) 土岐(美濃郡名) 罵城(因幡巨濃郡) 刀岐(但馬二方郡)

いつれともトキと訓へし因幡なるは今都討乃佐井(柘井)とも云ふ由なれば罵城は柘木に由あるか美濃國は古書に彌杵郡ともかけりいかなる由もと定めかたけれどもししくは柘木のよき處にて名に負しかその國人に聞まほし。

常石(常陸那珂郡 陸奥膽澤郡)

常陸なるは其地底に磐石あるを以て名つけたるに似たり文字の如く常磐の義なるへしこは今茨城縣の常磐神社ある地方にて地下一面に磐石あり神崎岩とも云ひて工人日々に之を斫取る事なり陸奥もさる由ありて名けしにや。

豊島(武蔵郡名 下總葛飾郡 安藝高田郡)

豊嶋はその地形を稱て云る名なるへし。

鳥取(河内大縣郡 和泉日根郡 丹後竹野郡 因幡邑美郡 肥後合志郡)

鳥取は鳥を捕るの義なり河内は姓氏録河内神別に鳥取角疑魂三世孫天湯河桁命之後也とあれは此人の一族の住しにより其郡内に鳥坂といふ郷名あるも由縁あり和泉も同書和泉神別に河内と同しさまにあり鳥取の事にて郷名に負し事知るへし丹後はかの湯河桁命の鳥取の事を古事記に到旦波國多遲麻國とあれは其時の事によれる地名なり因幡は古事記の文に自木國至針間國亦追越稻羽國即到旦波國多遲麻國とあれは其故事によれる事明らかしなほ越中國射水郡にくの湊と云ありてそのあたりに鳥取村と云ふあるにも記に和那美之水門と云ふに由ある事なるへし神名式伊勢國負辨郡鳥取山田神社鳥取神社などもみえて其氏人の祖神を祭れるもあるへければ氏人の住るによりて地名に負るもあるへし。

彌波(越中郡名) 利波(越後磐船郡)

いつれもトナミと訓むへしトナミは鳥網と聞ゆ萬葉十三に鳥網張坂手乎過とあるは獵師が鳥を取るに鳥の群立て山坂を鳥の飛越る處に網を張設くる由の冠辭にて



鳥之網のつ、まれる詞なりか、れば鳥網を張りて鳥を捕るに、よき地勢なるより、名に負るもあるへく、また高志之利波臣など、其地に住るより氏とされるもあり、後には利波氏によりて地名とされるもありと聞ゆ、

十市 (大和郡名 筑後三毛郡 鞍手郡) 遠市 (美濃本巢郡)

いつれも止衰知なるへし、されど和名抄には止保とも止布とも通はしかけり、古事記(朝倉宮の段)に、多氣知とある歌の傳に、凡て市とは四方より人の集まる處を云なれば、京をもほめて高市と云へきなり、神代に、高天原にても會入十萬神於天、高市とありて人の集まる處を云名なりと云る如く、十市遠市と決めて、其地方の衆人の集ふ處なりし故の名と聞ゆ、さて十遠もことより異訓なれど、こは遠市にて、遠き地方の人々も、集ひ來る由の名なるへし、もしくは遠も十も上に云る高市の高と云ふに同じく、ほめたる詞ならんも知るへからず、

伴 (越中射水郡 肥後蘆北郡) 土茂 (安藝佐伯郡) 度毛 (下總葛飾郡)

伴部 (相摸足上郡 安房長狹郡 常陸眞壁郡 多珂郡 肥前小城郡)

伴は大伴氏によれる地名なる事明けし、安藝なるは今伴村と云ふとぞ、此國に佐伯郡あり、大伴佐伯の族人の住る事知るへし、常陸は、もと大伴部なるを、淳和帝の御諱を避

て伴部と改めしとみゆ、諸國にも此例あり、下總なるは、景行天皇その國に行幸の時、膳大伴部を定め給ひし事もあれば、膳氏によしある伴にや、安房國なるは、阿波國造の族を大伴直とも云ひ、續後紀に安房郡人伴直家主などもあれば、天穗日命の裔孫より出たる伴氏の住りしより、地號とされるなるへし、

豊田 (伊勢朝明郡 下總郡名 安藝郡名)

豊國 (遠江磐田郡 美作勝田郡 大隅桑原郡) 豊浦 (河内々々郡 長門郡名)

豊國と云ふ由は、豊後風土記に、豊後國者、本與豊前國合爲一國、昔者纏向、日代、宮御宇、大足彥天皇(景行天皇なり)詔、豊國直等之祖、菟名手、遣治、豊國往到、豊前、國仲津、郡中臣、村于時、日晚、僑宿、明日、味爽、忽有白鳥、從北飛來、翔集、此村、菟名手、即勸、僕者、遣看、其鳥、々化爲餅、片時之間、更化、芋草、數千許、株、花葉、冬榮、菟名手、見之、爲異、歡喜、云、化生之芋、未曾有、見、實至德之感、乾坤之瑞、既而、參上朝廷、舉狀、奏已上、奉聞、天皇於茲、歡喜之有、即勸、菟名手、云、天之瑞物、地之豊草、汝之治國、可謂、豊國、重賜、姓曰、豊國、直因曰、豊國、後分、兩國、以、豊後國、爲名、と云る如く、土地の豊肥、膏沃にして、諸物のよく生る由の名なる事は、知らる、かれ它も准へて知るへし、また豊浦も豊國に同じく、その海濱に取る所の物産、魚貝の多きを云ふへく、豊田は、木田などの類にて、是も土地のよきをほめた、へたるものなるへし、



那賀(伊豆郡名 紀伊郡名 阿波郡名 石見郡名 壹岐々々郡)

伊豆は那賀とあれど、仲の義なり、神名式に、仲神社、仲大歳神社などあるにて知るへし。石見なるも、國の中央にあるを以て名とせり、紀伊は長の義と云り、阿波も古へ長國と云る處なれば、仲にはあらず、壹岐はいか、あらむ知らず。

那珂(大和宇智郡 平群郡 吉野郡 武藏郡名 常陸郡名 武藏幡羅郡 美濃安八郡 各務郡 席田郡 筑前郡名 日向郡名 讃岐郡名 越後魚沼郡)

大和の宇智吉野二郡は、上中下とつ、きたれば、仲の義なり、平群は未だ證を得ず、武藏那珂郡は、加美郡に對へたる稱にて、仲と聞ゆ、常陸なるは國の中央にあるを以て名けたり、美濃の安八席田二郡なるは、今も中村といひ、各務郡は大寶の戸籍に中里郷とあれば、是も中の義なり、筑前も仲なり、(長と云説もあれと今はとらす)日向も同じ、讃岐は中府また中村とも云ふ由に聞え、越後は加彌那珂とあれは同じく仲なり。

長岡(近江坂田郡 陸奥郡名 出羽郡名 村山郡 最上郡 越中礪波郡 土佐郡名 美作久米郡 筑前御笠郡)

長田(攝津八田郡 伊勢飯野郡 伊賀々々郡 上野吾妻郡 陸奥白河郡)  
長野(河内志紀郡 遠江長下郡 近江愛智郡 上野群馬郡 片岡郡)

長江(甲斐八代郡 陸奥會津郡 加賀江沼郡)

長岡も長田も、その名義を記せるもの見あたらねは、定めては云かたけれど、長岡とは、地勢の高くして、岡の長く引延へたるを云ふ名なるへく、長田は神代卷にも、狭田長田などの稱あるときは、是も地勢によりて云るならむ、長野長江も、ともに其野の長く、江の長きを云るなるへし。

長狹(安房郡名 上總夷隅郡)

こは長くして狹きよしの地名と聞えたり

長柄(上總郡名 上野邑樂郡)

上野には、長柄神社といふあり、神名式大和國葛上郡長柄神社あり、姓氏録に、長柄首、天乃八重事代主神之後とみえたれば、この神を祭れるならん、諸國にもこの神を祭れるかありて、地名に負るもあるべし。

中村(大和忍海郡 山城綴喜郡 相摸餘綾郡 尾張愛知郡 武藏男衾郡 秩父郡)

加美郡 下總匝瑳郡 常陸鹿島郡 陸奥磐井郡 栗原郡 宇多郡 加賀石川郡  
常陸の中村は、郡の南北の中央にあるを以て名くと云り、然れば、自餘の國々も、中村と云るは同義ならんとぞ思はる。



長井 (但馬美合郡 山城乙訓郡 出羽置賜郡)

長尾

長井は水の流れの長くうるはしきをほめたる名なるへし。  
讃岐寒川郡、鶴足郡にこの郷名あり、山また岡などの尾の引延へたる由の地勢によれる名ときこゆ。

名方 (阿波名東郡 名西郡 又郷名 附那賀郡 勝浦郡)

阿波國名東名西二郡ありて、ナガタノヒガシ、ナガタノニシ(三代格旁訓)とよめり、また名東郡の郷名に名方あり、もと名方郡を二つに分ちたる故に、ナガタと訓むべき事著きを拾芥抄にナヒガシナニシとよめるは、字につきてよめるものにて、後の訓なるへし、伊呂波字類抄には音讀にミヤウトウ、ミヤウサイとよめり、今も然唱ふと云り、名方の名義は、神名式に、名方郡多那御奈刀彌神社みえ、今名西郡諏訪村にこの社ありて、諏訪明神と云ふとそ、これによりて思ふに、こは古事記に、建御名方神あり、また信濃國諏訪郡南方刀美神社二座とある同神にてませば、決めて御名方神の神名より起れるものなり、かゝる例なほあるへし、本國那賀郡(已に仲の義にあらざる事上に云り)は、神名より起れるにはあらねど、事代主命の裔なる、長公より出たるならむ、とおぼしき由

あるを因みに云へし、この那賀は、古へ長國と云る地にて、國造本紀に、長國造、志賀高穴穗朝御世、觀松彦色止命九世孫、韓背足尼、定賜國造とあり、この觀松彦色止命の世系、詳かならねど、姓氏錄に、長公、大奈牟智命、神兒積羽八重事代主命之後也とみえ、本國勝浦郡に長直あるも由ありて、聞ゆれば、恐らくは事代主命の裔にて、世々この地の長なりけるか、成務の御世に、國造とせられしにもあるへし、神名式、名方郡御間都比古神社ありて、多那御奈刀彌神社と並記せるも、故あるへし、また長直は、勝浦郡の人なれども、古へは勝浦那賀二郡分れずして、共に一郡なりけるなるへし、且姓氏錄の、和泉神別に、長公ありて、長氏の本貫は、和泉なるべく思はる、に、那賀郡に、和泉郷あるも由ありて、聞え、續後紀、承和二年十月戊子、攝津國人從五位下、長我孫葛城、及其同族合三人、賜姓長宗、宿禰事代主命八世孫、忌寸宿禰苗裔也とみえ、勝浦那賀事代主神社までは、長直の祖神を祭れるものなる事も明かなれば、那賀郡の長公によりて起れる名なる事を知るへし、また勝浦郡は、事代主命の御父大己貴命の御名より起れるには、あらざるか、こも又因にかき記して、神名式、阿波國勝浦郡勝占神社あり、この神は、播磨國多可郡加都良乃命神社ありて、葦原志許乎命の稱名なるへし、思はる、然云ふよしは、播磨風土記に、安栗郡御方里(土上下)所以號御形者、葦原志許



乎命與天、日槍命、到故黑土志爾嵩、各以黑葛三條、着足投之、爾時蘆原志許乎命之、黑葛一條、落但馬氣多郡、一條落夜夫郡、一條落此村、故曰三條とある。黒葛に由ればなり、又天日槍と互に黒葛を足に着て投たるも其落し處を我所領とせむと競ひたるなれば、其即古方に似たり、之を以て勝負を争ひし故に、勝占とも云ふへき由あり、且本郡に住る長直氏は、長公と同祖にて、事代主命の末なれば、其神縁によりて、葦原志許乎命、即大己貴命をも、此に祭り、其稱名なる加都良乃命をもて、郡名に負せしものなるべし、かくのさまに、地名と神號と、姓氏とを合せて、考へゆくときは、歴史の上に無限の味ある事を、余いさゝか考へ得たるよしあり、故今此に記して、後の地理を考ふる人の道しるへとはするなり。

永倉（駿河々々郡）長倉（上總武射郡）

いづれも長倉の義なるへし、さらば古へは國郡に種々の倉庫を造り儲し事見ゆれば、其倉に自ら長短もありつらむ、其長きを長倉とは云けむ、また文字には倉とあれども地形によりて、關の義なるもあるへし、然らば中窪みて、左右の高き處を云ならむ、關山津見神開加美神などの類にて弁ふへし。

長伴（陸奥宇多郡）長友（美濃安八郡）

長伴は未だ考へ得ず、古へ大伴連姓あり、淳和天皇の御諱を避て、伴とのみ云りし事あり、其ほど大を長と改めて、長伴と云りしならむ。

中臣（播磨揖保郡 豊前中津郡）

播磨の中臣は、神名式同郡中臣印達神社とある神名に起れるか、されど印達の神は、五十猛神にて、中臣氏に所縁なければ、神名には、あらずして、中臣に坐す印達神と云義ならむ、この社今も中陳村にありといへば、中臣は地名なる事明けし、さて思ふに、中臣印達と云るは、飾磨郡射楯兵主神社に云わかつ爲に、地名を冠らしたるものなるへし、然らば中臣の氏に由ある地名なるも知りかたし、豊前は、崇神の御世頃より、はやく中臣村と云りしか如く、風土記にみゆれば、いかにとも考へかたけれど、中臣氏の此に居りしより、地名となれるを、後の事を前にめくらしめて、語り傳へたるものあらん。

中家（美濃賀茂郡 常陸信太郡）

常陸の地か、いま詳ならず、されど中村中臺中坪など云ふ名の郡中にあるは、其遺名なるへしと云り、さて中家と云事は、姓氏錄にも、凡人中家と云あり、凡て中家とは、今も諸國の所在につきて、家を分つに、上の地にある家、また中の地にある家、また下の地にある家とやうに云ふか、常に、上の本家とか、中の別家とか云ふ事あり、古へ郡に郷をお



き郷に名をつくるにも自らさる形状ありし事、上野の三碑に記せる字の内にも、三家など云ふ事の見ゆる同じ心ばえなるをも思ふへし、大和法隆寺古茵の裡に、常陸國信太郡中家郷戸主大伴部羊調布進納天平勝寶八年十月と記せる、その寶物をも見たりき、伴の調布即ちその中家郷に住る民なりしなるへし、美濃賀茂郡なる中家も、その同じ心にや、

名張 (伊賀國郡名又郷 飛驒國荒城郡) 奈半 (土佐安藝郡) 那波 (上野國郡名)

名張は、書紀にはみな隱の字を用ひたり、古事記に、伊賀須知之稻置、那婆理之稻置、と列ねたるを思ふに、いつれも伊賀の國なり、天武紀に隱郡、隱驛家、また名張ともあり、萬葉一に、吾せこは何くゆくらむおきつ藻の隱乃山を今日か越らむとあるなど、みな此地なり、那婆理とは、隱の古言なり、故に書紀に隱の字を用ひたり、萬葉十六の歌に、おして難波乃小江に應作、難麻理、互居、葦蟹とあるなまりも、隠れ居る由なるにて知るへし、山陰などにある地をナバリとはいひしものなるべし、

成羽 (備中下道郡) 梨葉 (安藝沼田郡)

こは共にナシハと訓り、されど其名義はいかにとも考へ得ず、

行方 (常陸郡名又郷 陸奥郡名)

なめかたと訓り、常陸なるは、風土記に行方郡條に云、倭武天皇四望、願侍從曰、停與徘徊、舉目聘望、山阿海曲、參差委蛇、峯頭浮雲、谿腹擁霧、物色可憐、鄉體甚愛、宜可此地、名稱行細國者、後世追跡、猶號行方、風俗曰、立雨、零行方之國とあるにて、行細とは、郷土山門の並體の物色を愛給ひしより負る名と聞ゆ、伴信友云く、行細は行體なるを、細に誤れるなるへしと云り、小山田與清は、細はクハシにて押なべてクハシキ國とほめ云へるなりと云ひ、釋の立綱は、行方の行は、雁行魚行など詩に作れるか如く、正しく列り並ぶよし也、歌に駒なべてとよめるを、萬葉に馬並而とあり、へとめと通ふ音なればなりと云り、此等の諸説を合せて、行方は並體のよろしき國と云ふ義なる事を知るへし、陸奥なるも、同義なるへし、

成相 (讚岐香川郡 出羽秋田郡)

成相は、人家の並び相ひたるよしの名にや、讚岐の同郡に、百相郷あり、毛々奈美とよめり、百並の義にて、是も人烟の多きよしなるへし、

檜原 (大和葛上郡 美作英多郡 美濃土岐郡)

この名は、檜と云木の多くあるによりて、云るものなるへし、

錦部 (河内郡名 河内若江郡 近江淺井郡 滋賀郡 山城愛宕郡)



錦織 (美作久米郡)

ニシゴリと訓へし仁徳紀に石川錦織首許呂斯あり河内郡の隣郡に石川あり是錦を織る人の居りしより起れる名なり姓氏録河内蕃別に錦部連あり山城なるは山城蕃別に錦部村主あり此族の住るによれるか近江なるは滋賀郡に大友村主氏あり其同族に錦部村主あり錦曰佐ありて住るによれりとみゆ

新田 新多

播磨備前但馬上野下野陸奥武藏安房上總等の國に此郷名ありいつれも新に墾りたる田地を云りと聞ゆ薩摩に新多郷あるも同じかるへし

新居 (上野 伊豫 上總 尾張) 新居 (阿波 讃岐 筑前 伊與 近江 駿河 伊賀)

上總 常陸 肥前 筑後 伊豆 河内)

新家 (出羽 河内)

新屋 (上野 伊豫 上總 尾張)

こはもと村里の出来て家居の新たになれるよりの名なるへし其訓さまに異同あれどみな同義なるへしさて新家と云ふ姓のあるも其處に住るによれる故ならん神名式攝津國嶋下郡新屋坐天照御魂神社三座 (並名神大月次新嘗就中天照御魂神一座

預相嘗祭)とあるこの社の主と祭らるゝは天照國照天火明命にませり諸國に新屋と云ふ地名のある或はこの神をその氏人の祭れるによりて負るもあるへし

壬生 (遠江磐田郡 安房長狹郡 美濃池田郡 安藝山縣郡 筑前上座郡)

壬生は推古紀に十五年定壬生部とある壬生にて皇子たちの御産部に由ある事云ふまでもなしこの壬生(即御産)をニフとも通はし云る事ありか、れはニフと訓みても御産部の義なるもあるへし遠江磐田郡に壬生(爾布)郷あるは靈異記に丹生直方上者遠江國磐田郡人也とあれば丹生にて御産部にはあらず其他美濃安房筑前安藝なるは御産部また丹生なるもあるへけれど證なければ決めかたし參河國八名郡美夫郷あり美夫は皇極紀に乳部を美夫とよみ寶依郡に壬生氏居りし事見ゆれば壬生氏に由あり

丹生 (伊勢飯高郡 上野甘樂郡 越前郡名又郷名 若狹遠敷郡 豊後海部郡)

丹生は赤土のある地を云りもと丹生都姫神の丹土を掌り給ふによりて起れる名なるへしさるは神名式紀伊國伊都郡丹生都比女神社(名神大月次新嘗)とみえて今高野山東麓天野に丹生大明神とまをす是なり釋日本紀に引る播磨風土記に息長帶日女命欲平 新羅國下坐之時禱於衆神爾時國堅大神(國堅大神とは天下を作り堅め



給へると云事にて伊弉諾大神を申すなり子爾保都比賣命著國造石坂比賣命教曰、好治奉我前者我爾出善驗而比々良木八尋梓根底不附國越賣眉引國玉匣賀々益國薦枕(一)の二字を原書に苦尻とあるは誤れり有寶向衾新羅國矣以丹浪而將平伏賜如、此致賜於此出賜赤土其土塗天之逆梓建神船之艦舳又染御舟裳及御軍之着衣又攪濁海水渡賜之時底潛魚及高飛鳥等不往來不遮前如是而平伏新羅已訖還上乃鎮奉其神於紀伊國管川藤代之峯とあるにて丹生神の赤土を掌ります深き所縁ある事を知るへし扱諸國に此神を祭れる處多く丹生のあるもいとく奇ひなる事也伊勢飯高郡は式に丹生神社もあり神名帳頭注紀伊國丹生條に一説云丹生都姫云々後又顯伊勢國とみえ其國にては此神社のある處を本號上田村と云しが弘仁七年以後丹の生するを見て丹生と稱すと云り豊後海部郡は風土記に昔時之人取此山沙該朱沙因曰丹生郷とあれは朱沙による事云ふまでもなく若狹遠敷郡丹生郷も丹生より起れる事遠敷は小丹生にて本郡の遠敷村のわたり山々に美しき丹土の出ると云る事も國人の書に見えまた式社社丹生神社と云もみえたり近江伊香郡丹生神社二座今も丹生郷下丹生村にあり其祭るに丹保野高峰の赤き土を取て神前に祈禱し氏子の頭上に土を戴くの印をする事あるも丹生の義なり越前丹生郡丹生郷は東大寺天平二年

本國正税帳に丹生郡主帳丹生直伊可豆智ありこの地名を氏に負るか將氏人の住るによりて地名となれるか詳かならず拾芥鈔に越前國造美福門壬生氏とある壬生は即丹生にて此氏人多くありし故に國役に點れて美福門を建たる故にまか名けたりと見ゆ壬生もニフとよみ丹生もニフとよむ事一つなり但しニとミとを通はし呼ぶ事もあれば丹生の壬生にして美福なる事も知るべきなり

入野 (常陸那珂郡 陸奥安積郡 同白川郡 讚岐大内郡)

入野は鈔にニフノとよめるとイノとよめるとあり常陸なるはイリノにてニフにあらず陸奥白川郡なるは古事考に今土人イノ、庄と云ふ古の入野なるへしと云り讚岐大内郡なるは入野爾布乃也とあれは丹生によしあり

贊代 (尾張智多郡 遠江濱名郡)

神風抄に遠江國の神封神戸ありしことみゆかれ古へ神宮の神戸の民が御贊を供りける所なるへし然るを源三位頼政の勅を執りし功によりて賜はりし所など云は俗説にてとるにたらずもし此説によらは尾張智多郡の贊代も頼政の領地とせむか抄の郷名は頼政の以前にある事いふまでもなきを知らざる人の戲言也尾張なるは篠島神主より神宮祭禮干鯛を一度に奉ると云事宮川日記にもあるにて贊代の義を知る



へし

額田 (備後三谿郡 參河額田郡又郷 上總周准郡 美濃池田郡)

越前足羽郡 伊勢桑名郡 朝明郡 河内河内郡 筑前早良郡)

額田は、姓氏録額田部湯坐連天津日子根命子明立天御影命之後也、允恭天皇御世被遣薩摩國平隼人復奏之日獻御馬一匹、額田有町形、廻毛、天皇喜之賜姓額田部也、とあるに本つかり、この額田部湯坐連の同祖に周准國造あり、國造本紀にみゆか、れば上總周准郡なる額田郷は、この國造の所縁にて、族人の居りしなるへし、故に湯坐郷もあり、伊勢なるは、姓氏録に、桑名首天津彦根命男天久之比乃命之後也とみえて、同族なれば、是も額田氏人の住りしなるへし、また神名式桑名郡桑名神社額田神社あるは、其祖神と聞ゆ、河内は古事記に天津日子根命者、凡川内國造額田部湯坐連云々等之祖也とある同祖によれり、三河は證なければ、額田部連の居りしにやあらむ、筑前は武内宿禰の子平群木兎宿禰の後に早良臣ありて、早良郡に由あり、その同祖にて額田臣あれば、この郷きはめて其氏人の居れるによりて負る名なるへし、また同國に平群郡もありて、平群臣に由あり、大和平群額田郷あるも、准へて知るへし、これらは同じ額田なれど、額田の出自もとより別なるなり、

額部 (上野甘樂郡 長門豊浦郡 備中哲多郡)

額部は、いづれも額田部にて、上の額田連によしあるもあるへく、また其部曲の民の居りしより、名に負るもあるへし、

沼田 (安藝郡名 常陸新治郡 出雲楯縫郡) 渭田 (上野利根郡)

沼田は、沼ある處の田なるへし、武藏比企郡に渭後といふあり、甲斐八代郡常陸鹿嶋郡に沼尾あるは、いづれも沼の後また尾にある田ときこえ、越後頸城郡沼川は沼にそへる川にて、備後の沼隈郡は、沼の曲なるにや、その地形を知らざれば、決めては云かたけれと、今はその大よそを云のみ、

野上 (伯耆日野郡 美濃不破郡) 野口 (丹波船井郡 周防玖珂郡) 野裏 (大隅始羅郡)

野後 (上野碓氷郡) 野坂 (筑前宗像郡 因幡高草郡) 野田 (越前大野郡 丹生郡)

下總匝瑳郡)

野中 (河内丹比郡 遠江磐田郡 豊前下毛郡) 野身 (加賀郡名)

濃味 (攝津島上郡) 能美 (肥前藤津郡 因幡高草郡 安藝豊田郡)

野のある地の上方にあるを野上といひ、野の入口にあるを野口といひ、その坂ある處を野坂といふへく、其田あるを野田といひ、野中にあるを野身、濃味なども云るにか、又



は野の嶺につける由か野間は字の如く野裏野後は野ある地の前後をいふものなるへし。

幡多 (河内茨田郡 相摸餘綾郡 備前上道郡 攝津有馬上下郡 土左郡名)

遠江長下郡 淡路三原郡)

幡田 (常陸那珂郡) 判田 (豊後大分郡) 八田 (周防吉敷郡 丹波何鹿郡)

八多 (佐渡雑太郡) 幡太 (參河渥美郡) 八太 (伊勢壹志郡 但馬二方郡)

霸多 (遠江龜玉郡)

この内には、ハタともハツタとも、ハチタとも、訓を異にするものあれど、もと島より起れる名なるを文字につき、また土俗の方言にて種々に唱ひしものなるへし。土左は、波多國と云し地なるが、土左幽考に、波多與細通當郡烟多故以是爲名乎、とあるか如くなるへし。和訓栞に、陸田といふは、火田也、古へ草萊を焼てこやせしよりの名也、畑字島字は、二合せし字也、或は壘田也とみえたり、八田をハツタとも云ふは壘田を音便にハツタと云るものと聞ゆ。

林田 (讃岐阿野郡 播磨揖保郡 美作苦東郡)

播磨なるは、風土記に伊和大神の楡樹を生し給ひし處を云ふよしみえたり、すへて林

田と云る地、みな此に准へて知るへし。

拜志 (山城紀伊郡久世郡 伊豫越智郡 浮穴郡 出雲意宇郡 尾張中島郡)

河内志紀郡)

林 (備中淺口郡) 拜慈 (備中小田郡) 林郷 (備中英賀郡 阿波々々郡 常陸茨城郡)

讃岐山田郡 越中彌波郡 加賀石川郡 丹波何鹿郡 同 天田郡 丹波與謝郡)

山城紀伊郡は、木材によき地なるを以て名けたりとみゆれば、拜志郷の林なる事も知るへし。出雲は、風土記に、所造天下大神命、將平越入國爲而幸、時此處樹林茂盛爾時詔吾御心之波夜志、詔、故云林(神龜三年改字拜志)とあるも、林樹のしけれる由なり。

河内は、姓氏錄河内神別に、林宿禰、大伴宿禰同祖、室屋大連公男御物宿禰之後也、續紀延暦六年七月、河内志紀郡人林臣海主野守等、改臣賜朝臣とあるは、此拜志郷に住るよりは、其祖神なるに、今も林村にあり、越中は、式に林神社あり、林氏の居りし處なるによりて、氏神を祭れるなるへし、凡て林といふは、樹木を殖生したてたる由にて名に負り、たそここに住る伴林宿禰氏の名を負るもあるへき事、上に云るか如し。

土師 (河内志紀郡丹比郡 上野綠野郡 下野足利郡 丹波天田郡 但馬出石郡)



備前邑久郡 阿波名方郡 筑前穗浪郡

河内なるは志紀郡に、土師連智毛智(續紀)丹比郡に、土師宿禰長雄(三代實錄)すめる事  
みえたれば土師の氏人の居りしによりて地名となれるなるへし、丹波但馬は、贊土師  
部の住し事、雄略紀にみゆ、自餘の國も、之に准へてその部曲とももの住るによりて負へ  
りと知るへし、

丈部 (安房長狹郡 伊勢朝明郡 美濃不破郡 下野河内郡 芳賀郡  
陸奥磐井郡)

丈部は、ハセツカベと訓むなり、安房なるは萬葉集、上總防人長狹郡、丈部與萬呂とある  
氏人の居し處なるへし、丈は杖にて、杖をとりて驅使の事に供へる部を、丈部と云しな  
るへし、下野なるも、同書鹽屋郡、丈部足麻呂あり、その它みな同じ、

長谷 (越中新川郡 肥前基肄郡) 谷部 (上總長柄郡 參河碧海郡)

長谷は、古事記雄略段に、定長谷部舍人とみゆ、其部民の居りしか本にて、名に負りとき  
こゆ、文字は地形によれりしなるへし、大和なるは書紀にこもりくの長谷の河ともあ  
れは、文字の如く山中の長き谷などある地を云るなるへし、參河は舊事紀景行天皇の  
皇子五十狹城入彦命三河長谷部直祖とあり、續紀に碧海郡長谷部文選とあり、地名

によりて氏に負るにもあるへし

服部 (備中賀夜郡 備前邑久郡 因幡法美郡 攝津島上郡 大和山邊郡)

三河八名郡 伊勢奄藝郡 伊賀阿拜郡

服織 (備後品治郡 美濃安八郡) 服田 (武藏久良郡)

すへてハトリと訓へし、ハトリは服織の義ときこゆ、服田は、ハトリタなり、大和なるは、  
姓氏錄大和神別に、服部連あれば、其氏人の住るによりて地名となれり、備中備前は、應神  
紀の織部縣の地なり、攝津も服部連の住りし事、姓氏錄にみえたり、神名式服部神社あ  
り、因幡は隣郡巨濃郡に、服部神社あり、伊勢も服織神社あり、また吳織漢織の居りし事  
も、みゆ、參河なるは、大嘗式に、神服社、神主一人云々、遺參河國、召集神戶、卜定織神服長二  
人、織女六人、工手二人と云るに由あり、さて神服は、神宮雜例集に、少神部神服連公俊正、大  
神部神服連公道尙等、嘉應二年の解狀に、於神御衣、勤者掛、畏、天照坐皇大神御坐  
天原之時、以神部等、遠祖天、御杵命、爲司、以八千々姫、爲織女、奉織之間、御垂跡之後、于今其  
勤誠、以嚴重無雙也、とみえ、神祇令義解に、神服部等織作御衣云々、大神宮式に、和妙衣者、  
服部氏、織作などあり、神名秘書に引る舊記に、神衣祭者、皇大神御座高天、原之昔人、面等  
之遠祖天、八千々姫、殖桑葉、於天香山、以所養蠶之御糸、織供進、御衣於大神御垂跡之刻、彼



神達奉戴兩具御機具天降御坐之以降人面職掌人等爲其末葉以女子者號織子以男子者稱人面職掌不違天宮之例以四九兩月十四日進之とあるにて古への服部連の職掌を知るべく其族類また部屬の民も多かりけむ事神名式伊勢國多氣郡服部伊刀麻神社また服部麻刀方神社大和城下郡服部神社加賀國江沼郡因幡國法美郡遠江國長上郡にいつれも服部神社あり榛原郡に服部田神社もありまた上に引る郷名にても大むねを考ふべきなり

埴生 (下總郡名 駿河安倍郡 美濃賀茂郡 伊豫温泉郡 筑前遠賀郡 上總郡名)

半生 (伯耆會見郡)

埴岡 (播磨神崎郡) 埴石 (上總埴生郡) 埴野 (但馬出石郡) 埴前 伊那郡)

駿河なる埴生の地は今小瀬戸村と云ありて磁器を作るに其土白埴にしてよろし是古への埴生郷なるへしと云り東大寺文書(天平九年)駿河安倍郡朝集雜掌半布臣島守また朝集使半布臣廣麻呂あり此地の人なるへし半生は埴生ときこゆ是にて伯耆半生の埴生なるへき事も知らる美濃は大寶二年戸籍に半生里とあり上總なるは埴生埴石と並ひたれば埴土のよき處なりしなるへしこの它埴岡埴野の類みな推て知るへし

幡良 (安藝々々郡) 幡羅 (阿波那賀郡・讃岐寒川郡) 原 (下總匝瑳郡)

波良 (肥後阿蘇郡 託麻郡)

いつれも原野の義をこれりとみゆ

肥伊 (肥後八代郡) 毗伊 (筑前早良郡) 斐伊 (出雲大原郡)

肥後なるは景行紀十八年從葦北發船到火國於是日沒也夜冥不知着岸遙視火光云々即得着岸天皇問其火光處曰何謂也國人對曰是八代縣豐村尋其火是誰人之火也然不得主茲知非人火故名其國曰火國とあり肥後風土記に肥後國者本與肥前國合爲一國昔崇神天皇之世益城郡朝來名峯有土蜘蛛名曰打獲頭獲二人率徒衆百八十餘人陸於峰頂常逆皇命不肯降伏天皇勅肥君等祖健緒組遣誅彼賊衆健緒組奉勅到來皆悉誅夷便巡國裏兼察消息乃到八代郡白髮山日晚止宿其夜虛空有火自然而燎稍降下着燒此山健緒組見之大懷驚怪行事既畢參上朝廷陳行狀奏言云々天皇下詔曰剪拂賊徒願无西眷海上之勳誰人比之又火從空下燒山亦怪火下之國可名火國とありて次に景行天皇の故事を擧たるは皆書紀と同じ但し國人の對奏せる語は此是火國八代郡火邑但未審火由とありて于時詔詳臣曰燎之火非俗火也火國之由知所然とありて所謂火邑は肥伊郷是なるへし記傳に是等を合せて思ふに火てふ名は國にまれ邑にまれ既に



崇神天皇の御世に始りしなりけりと云り、さて肥伊郷は亡ひたれど、火川あり、後に肥伊川とも氷川とも云ふ是也、筑前なるは樋をかけて川向ひに水をとり、田をひたす故に樋の郷といふ也とぞ、されば、こは樋の義なり、出雲なるは風土記に斐伊郷屬郡家樋速日子命坐此處故云樋とあり、神名の樋によれるなれど、神名の樋は即火の義なれば、肥伊の名義に同じき也。

氷上（丹波郡名郷名 讃岐三木郡 日向白杵郡）

丹波なるは、崇神紀にみえたる地名なり、古へ水を獻りしより起れる名歟と云り、氷上氷間下など云村名もあれば、然るにや、なほ考ふへし、讃岐日向は、いかなる由とも詳かならず、尾張に、氷上姉子神社あり、是もいとふるし、讃岐には白鳥大明神の故事もあり、て、日本武尊によしあれば、氷上郷は、氷上姉子の由縁あるにや。

日置（能登珠洲郡 丹波多紀郡 出雲神門郡 肥後玉名郡 大和葛上郡）

安房長狹郡 尾張海部郡 薩摩郡名 伊勢壹志郡 長門大津郡

越後神原郡 周防佐婆郡 但馬氣多郡

ヒオキとも、ヘキとも、ヒキとも訓るは、みな音の轉なり、正しくは、ヘオキと訓へきにや、出雲なるは風土記に、日置郷云々、志紀島宮御宇天皇之御世、日置伴部等所遣來宿停

而爲政之所、云日置郷とある、志紀島宮は、崇神天皇なるへし、此御世に、出雲振根か事ありて、後大神を祭らす是によりて神託ありしかば、伴部を遣はされて、大神を祭らせ、政をせさせ、其人々を置せ給ひしなるへし、さて其人々の戸を定めて置れしより、ヘオキの義にて、日置郷は出來たるにやあらん、さて日置部臣と云姓も、出雲にあるは、此に起りしなるへし、諸國にも戸置の事を掌る部々の住る處を、しか名けたりけむも知るへからず、武藏比企郡も、日置の意にや。

日高（豊後郡名 紀伊郡名） 日田（豊後海部郡）

日高は、記傳十五（三丁）に、天津日高は、大祓詞に、大倭日高見之國とある、師の考云、夜麻登國は、四方の眞秀なるをほめて、天津日の虚空の眞秀に高くあるほどに譬へ云なり、常に日の天の眞秀にあるを日高しと云、是古より云ならへる言と聞ゆ、火々出見尊を海神の空津日高と申せしを、思ひかむかふへし、又景行紀に、陸奥に日高見國、又紀伊國に日高郡と云あるは、私記に云る如く、四方の望高く遠き故にてや、名つけけむと云り、然らば、日高とは、大陽の中天にありて、高く見ゆる由にや、豊後なるは、大鷹の翔りしによりて云ふと云傳ふるは、日高に日鷹を附會せるなり、飛驒の國名も、若しくは山々多くして、日の高く見ゆるより名けたるにやあらむ、日高と云ふ事、説々あれど、未だ明解を



得ず

土形 (遠江城飼郡) 土方 (播磨宍粟郡)

土形は其地形のよきをほめたる名なり、應神紀に大山守皇子是土形君、榛原君凡二族之祖也とある、土形は遠江の城飼郡にあり、榛原は同國榛原郡あるによれり、播磨なる土方は風土記に此郷みえず、土間村と云あり、これによりて云はゞ、土方は土万にはあらざるか、風土記に土間村は、神衣附土上、故曰土間、(この神衣は、蘆原志許男命と、天日槍命と、占國の時の事なれば、二神の神衣を云り)とみゆ、されど國圖また御圖帳に、土方村あれば、土万とも定めかたく思へりしに、此頃梅尾本を見るに、土万比知末とさへあるにて、始て疑をははるけたり、

夷守 (越後頸城郡)

夷守は景行紀に夷守とありて古へ邊鄙を守る一の官名なるべく思はる、其は漢籍の北史倭國傳に、卑奴母理とあり、この卑奴母理即ち夷守に同じく、國造稻置などに並びて、邊要の地を守る官なりしなるへし、

曳田 (因幡八上郡) 引田 (讃岐大内郡) 匹太 (上野邑樂郡)

曳田は日置田の義にや、日置の爲に田地を置く、日置田と云ひし事、延喜式にみえたり、

又は引田と云ふ姓によしある地名歟、

廣西 (因幡法美郡) 廣世 (備前御野郡)

廣瀬は、川瀬の廣きをもて云る名なり、大和なるは廣瀬川あり、其他も同じかるへし、

辟田 (大和城上郡) 平田 (近江愛智郡)

辟田は志子東田村ありと云ひ、屋代弘賢か考に、平田村ありと云り、これによらば、東田は平田の轉訛にて、辟田即ヒラタと訓しにや、然らば辟田も平田も平らなる地面の田あるを云りときこゆ、推古紀に百濟味摩之歸化云々、此今大市、首辟田、首等祖也とみえ、姓氏錄(大和蕃別)に辟田首が、任那國主都奴加阿羅志等之後也とあるも、此に住けるに依りて負るなるへし、一説に、辟田は佐岐多と訓へし、雄略紀に、曳田、郷戸部眞録田高天あり、録田は辟田に同じ、曳田は隣郷の字、陋なりと云り、いかゞにあらん、なほ考ふへし、  
廣田 (因幡巨濃郡) 大隅桑原郡 攝津武庫郡 淡路津名郡) 弘田 (讃岐多度郡)  
廣田も弘田も、文字の如くなるべし、廣山、廣岡、廣谿、廣井、廣野、廣間など、みな山野或は其地の形狀によれる名と聞えたり、

廣伴 (周防吉敷郡) 陸奥伊具郡 駿河安倍郡)

この名はもと大伴と云りし地を、仁明天皇の御名を憚るによりて、改めし名なるべし、



さるは萬葉集に、大伴の事を初懸流伴雄廣仗大伴爾と云事もあれば、それによりても云けるにやと思はるればなり、

深淵 深田 深見 深川 深草 深溝 深澤 深井 深津

これ等は、みなその淵又川それ〳〵のものによりて、名けたる事、いふまでもなければ、證例をあげざるなり、

鮎浦 (武藏久良郡) 福良 (上總海上郡) 福留 (越前坂井郡)

こは鮎また福などの文字の義にはあらで、フクとは物のフクラミたる由にて、フク라도もフクルとも云るなるへし、懷をフツクルフトコロなど云ふも同義と聞ゆ、姓氏錄に物部懷大連といふ人あり、布都久呂大連とも舊事本紀に布都久留大連ともあり、

福智 (信濃伊那郡) 福地 (甲斐都留郡) 富士 (駿河郡名)

いづれも同義ときこゆ、富士を常陸風土記に、福慈岳ともあり、秀て奇靈なる由もて、秀奇歟、または火のもゆる山なるか故に、火靈異の義歟、ふくの約ふなれば、ふしとなるへし、福智福地もしとちと違へれど、横通の音なり、また筑紫日向、總觸峯も、一に惣日ともかければ、クシは奇靈にて、ヒは火なるへし、ヒケフの峯とも云ひて、火のはの立つ山なるによりて、然名しものと見ゆ、クシヒと云ひホクシと云ふも、又同義なるへし、

古野 古江 古河 古家 古市 古溝 古郡

いづれも古と云るは新しき所に對へて云る名なるへし、又は新しきものにむかはさるも、古くより開けつる野溝、また國郡をも云へきなり、

布勢 (出雲仁多郡 因幡高草郡 美作大庭郡 隱岐海部郡 播磨揖保郡)

布西 (越中射水郡)

出雲なるは、風土記に、古老傳云、大神命之宿坐處也、故云布世とあるに起れり、その它は名義詳かならねど、布勢、朝臣、布勢、公などの人の住るによりて、地名となれるなるべし、

船木 (近江蒲生郡 下總海上郡 尾張山田郡 美濃本巢郡 遠江秦原郡 安藝沼田郡 同安藝郡 同高田郡)

安藝なるは、推古紀に、船材を伐らせられしことみえたれば、船材を採れるより負る地名ならん、其餘は神八井耳命の裔、伊勢、船木、直の族の住めるによれるもあるべし、また船木直も、船材をこるによりて、功ありける氏より負る氏ならんも、はかりかたし、

平群 (大和郡名又郷名 安房郡名 日向兒湯郡)

大和なるは、平群山あり、紀氏の一族に平群氏あり、神名式に、同郡平群坐紀氏神社もありて、平群氏の其處に住るものか、祖神を祭れる事も知られたり、安房と日向も、同族の



うつり住しによりて地名に負るものなるへし。

星川 (武藏久良郡 伯耆會見郡)

星川は、姓氏録に、星川朝臣云々、武内宿禰之後也、敏達天皇御世、依居地賜姓星川朝臣とあり、か、れは、武藏なる伯耆なる、共にこの星川氏の住る事ありしによりて、郷名に負るならん。

穂積 (攝津島下郡 尾張丹羽郡 播磨賀茂郡 美濃本巢郡)

攝津なるは、西大寺資財帳、また行基年譜に、島下郡穂積村とみえ、水無瀬繪圖に天平勝寶八年正七位行少屬穂積臣牛養あるをもて思ふに、この人もとより此地に住て、本國の官人たりしなるへし、續紀に島下郡人采女臣家麿と云ふあり、この二氏いつれも神饒速日命七世孫伊香色雄命之後とあるに由あれば、本郡に此氏人の住りし事知るへし、播磨なるは、風土記に、穂積里云々、今號穂積者、穂積臣等族居於此村、故號穂積とあるにて明かなり、美濃なるは大寶二年戸籍に、穂積部氏の人住る事もみゆれば、これも其氏によりて負るものなるへし。

品治 (大和葛下郡 備後郡名又郷 安藝山縣郡 因幡邑美郡)

古事記(垂仁段)に、本牟智和氣御子出雲に下ります時、毎到坐地、定品遲部とあ

るか如く、垂仁帝の皇子本牟智和氣の爲に、其部民を置れし處なるへし、因幡、安藝、備後は、倭より出雲に往來道なる國々なれば、此時定め給へる品遲部の由縁の名ときこゆ、望多 (陸奥亘理郡) 望陀 (上總郡名)

古へは望陀を馬來田に作る、馬來田國造あり、繼體紀に、馬來田皇女、また紀に、大伴連馬來田と云ふ人名もあり、萬葉に、宇麻具多とあれば、末宇多とよむは、後世の訓なる事明けし、さて馬來田はいかなるよしといふ事、古人の説もみえされば、今私にはさめかたければ、もしくは馬欄田にて、馬欄のある傍に田ある由の地名にや、されはもと馬欄田なるを、キクと通はして、ウマクタと云るか、又轉りてマウタとなれるにもあるへし、陸奥國の望多も同義なるへし。

眞壁 (下野芳賀郡 河内郡 常陸郡名又郷名 駿河有度郡 備中窪屋郡 上野勢多郡)

常陸なる郡名郷名は古へ白壁といへり、故に常陸風土記に、白壁郡とあり、白壁は古事記(清寧段)に、此天皇無皇后亦无御子、故御名代、定白髮部とあるは、天皇生れなからにして、白髮ましける故、御名を白髮天皇と申し奉れり、因て其御名代に白髮部の民を置れしなり、さて白壁はその部曲の民の居りし地なるへし、然るを光仁天皇の御諱を、白



壁とた、へ率れる故に、其御諱を避よとの詔ありけるより、改姓白髮部、爲眞髮部と云りか、れは是より諸國に清寧天皇の御名代の部曲ありし白髮部と云る地名、又氏をば、此時に眞髮部とも改めしなるが、地名は二字の制なる故に、眞壁と改めしとおほしく、常陸の郡名、今は眞壁郡といへり、諸國なるも之に同じかるへし。

眞衣 (甲斐巨麻郡) 眞木 (下野寒川郡) 牧田 (土佐幡多郡)

眞衣は、牧の義なるへし、既に巨麻郷の條に云る如く、甲斐八代郡に、有靈社、號曰美和大明神、とあるは、神名式巨麻郡神部神社に由れば、この郷名、即ち牧にて駒を養し所とさこゆ、たゞ、そののみならず、和名抄に、眞衣、萬木乃國、用眞木野字、とあり、馬寮式に、凡年貢御馬者、甲斐國六十匹、眞衣野、柏前兩牧三十匹、穗坂牧三十匹とも、日本紀略、天曆三年八月廿七日の條に、牽進甲斐國眞衣野、柏前兩牧、御馬廿二匹、などあるにても、眞衣野の牧野なるへき事を知るへし、今も牧原村ありと云り、下野の眞木、また牧なるへく、牧田は馬牧の爲に置る田地にて、馬來田の條に云ると同じかるへし。

眞野 (美濃不破郡) 常陸久慈郡 陸奥行方郡 近江滋賀郡 讃岐那珂郡

眞野は、御野と同じければ、美濃不破郡なる眞野、即ち御野なる事いふまでもなし、その他すへて野をほめて、其うるはしきを稱へし名とさこゆ。

九子 (陸奥安積郡 宮城郡)

宮城郡は、和名抄に、マルコト旁訓あり、安積郡なるも同じ、さらば字のまゝに訓へきに似たり、されど續紀に、延暦四年二月、陸奥國小田郡大領正六位上九子部勝麻呂、などあるを思ふに、九子は、ワニコにはあらざるかなほよく考ふへし。

三尾 (近江高島郡) 三緒 (筑前嘉麻郡)

古事記(垂仁段)に、石衝別王者三尾君之祖とみえ、高島郡に、三尾之別業ありし事、繼體紀にみゆるを思ふに、三尾君の氏人の住る地なるへし、筑前の三緒は、いかなる由のなみや、詳かならず。

三方 (若狹郡名又郷) 但馬養父郡 氣多郡 播磨宍粟郡 丹波何鹿郡

播磨なるは、風土記に、御方里(土下上)所以號、御形者、蘆原志許乎命、與天日槍命、到故墨土志爾嵩、(この地名いかに訓にや詳かならず) 各以、黑葛三條、着足、投之、爾時蘆原志許乎命之黑葛、一條落、但馬氣多郡、一條落、夜夫郡、一條落、此村、故曰三條、天日槍命之黑葛、皆落於但馬國、故占、但馬伊都志、地而在之、とあり、若狹丹波も同義なるへし、さて神名式に、但馬國氣多郡氣多神社は、即大己貴命を祭れるにてあれば、是即黑葛の一條の落し處なるへく、養父郡夜夫坐神社五座とある、其一座は大己貴命なれば、是も其一條の落し



處と聞え、播磨國宍粟郡伊和坐大名持御魂神社ある次に、御形神社あり、即その一條の落し地とみえたり、若狹は三方郡三方神社といふあるにて、此もまた大己貴命を祭れる事著しく、黒葛の故事によりて、郡名も社名も起れるものなる事知るへし。

美甘ミカマ（美作真島郡）三上ミカミ（備後郡名又郷 同奴可郡 近江野洲郡）

美作美甘は、御鴨なるへし、三代實錄本國に御鴨神みえたり、備後なるは三上郡蘇羅比古神社を稱へ申せる名ときこゆれば、御神なるへし、近江なるは三上山あり、三上神社もませるによれり、いづれも其神を御神と稱へしものと思はる。

三前ミサキ（紀伊牟婁郡 下總海上郡）御崎ミサキ（相摸御浦郡）

三前の御崎にて、いづれも海岸によれる名なるへし。

三坂ミサカ（備後神石郡 筑前穂浪郡）御坂ミサカ（武藏横見郡）

三坂は、真坂にて、坂の峻しきを云るもあるへく、又其坂のさまをほめたるもあるへし。

三島ミヤ（越後郡名又郷、越中射水郡、筑前上座郡、伊豆賀茂郡、長門大津郡、下野都賀郡）見島ミヤ（長門郡名）三谷ミヤ（讃岐山田郡、備後三谿郡、安那郡）三田ミヤ（安藝高田郡、因幡智頭郡、筑後竹野郡、伊賀阿拜郡、陸奥刈田郡、美濃山縣郡、隱岐知夫郡）三太ミヤ（越前丹生郡）御田ミヤ（武藏在原郡）などもみなほめたる名なり。

美禰ミメ（長門郡名又郷）三根ミネ（肥前郡名 對馬下縣郡 肥前神前郡）

長門は、文德實錄に峰神あり、今大嶺村などもあれは、峯によれる名なるへし、肥前なるは風土記、神崎郡三根郷あり、景行天皇安く御寝ませりと詔へるによれり。

三野ミノ（攝津西成郡 播磨飾磨郡 越中彌波郡 讃岐郡名）御野ミノ（備前郡名又郷）

播磨なるは、風土記に、讃岐、國彌波、郡人到來、居之、故號美濃とあれは、讃岐の地名をうつせるなり、讃岐は郡中に、大野高野あり、三野の義を辨ふへし、備前なるは、平野多く、吾腹の地なるによれり。

三重ミエ（伊勢郡名 肥後山本郡 豊後大野郡 丹波丹波郡 播磨賀茂郡）

伊勢なるは、古事記に、倭建命ヤマトノタケノミコ詔く、吾足ナシ如三ミ重ヘ勾カ而シ甚シ波ナ故レ號シ其ノ地ヲ謂フ三ミ重ヘとあるにて、著けれど、その它の名義詳ならず、恐らくは山坂の迂曲せるさまによれるならん、播磨は、風土記に、所以云三ミ重ヘ者、昔在リ一ノ女ヲ拔キ筥ヲ以テ布敷食シ三ミ重ヘ居シ不レ能ク起リ立テ故曰三ミ重ヘと云るも、伊勢の故事にや、似たり。

見穗ミホ（長門厚狹郡）美保ミホ（出雲島根郡）

出雲は、風土記に、美保郷云々、所造天下大神命、娶高志國坐神意、支都久辰爲命、子俣都久辰爲命、子奴奈宜波比賣命、而令産神御穗須々美命、是神坐矣、故云美保とある神名によ



れる地名なり、式にも美保神社ありて、今三穗關にあり、長門なるも同義なるへし、さるは式に峻河國廣原郡御穂神社ありて、三保松原にありて、祭神は三穗津彦三穗津姫二柱といへるも、全く同じければなり。

三宅 (河内丹比郡 高安郡 交野郡 大和城上郡 尾張海部郡 中島郡)

遠江龜玉郡 相摸大住郡 上總天羽郡 下總印旛郡 海上郡 筑前那珂郡

筑後上妻郡 豊後直入郡 肥後託麻郡)

御宅 (武藏橋樹郡) 三家 (備前兒島郡 美濃厚見郡)

三宅御宅、三家、いづれもミヤケと訓む文字は異なれども、義は同じきなり、三宅は書紀に屯倉ともあるに同じく、朝廷の官家ありて、其御田より、收むる米粟を納る、所なり、之を掌るの官を屯田司といひ、之に屬するの官を屯倉首とも云り、屬官なほあれど、今は其畧を云、太古の時に、保倉神、宇迦之御魂神ありて、よく功を稻穀に致し、力を民事に盡されたり、天祖其種を獲て喜て曰く、是物は顯見蒼生食て活へき也と、乃ち陸田水田の種子を定め、天の狹田長田に殖えて、天邑君を定む、天邑君とは、御田の長也、また大己貴神御領田を置き、其民をして之を作らしめ、御子和加布都努志命を長とす、屯田司の始め、此に起れり、垂仁の朝始て屯倉を來目邑に興す、凡そ天皇の御田の地に、倉庫を設

けて、稻穀を藏め、又官舎を建つ、名けて彌夜氣と云ふ由、播磨風土記に見ゆ、其田を耕すの民を田部と云ふ事、劇しき時は、鑿丁を役て之を助く、景行の朝に、諸國に田部と屯倉とを置き、仲哀の朝に、淡路の屯倉を定め、應神の朝に、屯田屯倉ありて、御宇天皇の奉とし、仁徳の朝に、茨田飾磨の屯倉を置て、其稻を御宅に收め、安閑の朝に、二十二所の屯倉を置き、また皇后の爲に屯倉田部を置き、欽明の朝、四所の屯倉を設けて、田籍の制を定め、推古の朝に、國毎に屯倉をおきたるか如き、其它史にもれたるも多かるへし、孝徳改新の時に至て、諸國の屯倉、凡一百八十一所あり、と見えたり、かくて大和なるは、仁徳紀四十一年に、倭の屯田屯倉、安閑紀に、小墾田屯倉、欽明紀に、大身狹屯倉、小身狹屯倉みえたり、又垂仁紀廿七年に、來目屯倉あり、上なるは、城上郡三宅郷にして、下なるは、高市郡來目邑とみゆ、河内なるは、仁徳紀十三年に、茨田屯倉、宣化紀二年に、河内國茨田郡屯倉、安閑紀元年に、櫻井屯倉あり、皇極紀に、依網屯倉あり、尾張なるは、宣化紀元年に、尾張間敷屯倉あり、新家屯倉あり、上總なるは、安閑紀に、伊甚屯倉みえ、武藏なるは、安閑紀に、横淳屯倉、橋花屯倉、多氷屯倉、氷は麻の誤なるへし、倉標屯倉あり、筑前なるは、安閑紀に、穗波屯倉あり、鎌屯倉あり、繼體紀二十二年に、糟屋屯倉あり、豊後なるは、同紀に、豊國、藤崎屯倉あり、桑原屯倉あり、(こは、豊後とは定めかたけれど、豊國の因に此に記せり) 肝等屯倉



あり、秋鹿屯倉あり、宣化紀元年に、豊國屯倉あり、肥。後なるは、肥國屯倉あり、備。前なるは、欽明紀十七年に、兒島屯倉あり、これによりて、屯倉の地名ある處は、大かた天皇の御領地にて、古へ其官家のありし所なる事を辨ふへし、この它史にみえし屯倉は、仲哀紀に、淡路屯倉あり、履中紀に、村合屯倉、清寧紀に、播磨縮見屯倉あり、安閑紀に、播磨越部屯倉あり、牛鹿屯倉あり、同紀に、難波屯倉あり、三島竹村屯倉あり、是は攝津國なり、また安藝國に、廣城部屯倉あり、備中に、吉備後城屯倉あり、多禰屯倉あり、來履屯倉あり、葉稚屯倉あり、河音屯倉あり、備後に、姪國膽殖屯倉あり、膽年部屯倉あり、阿波國に、春日部屯倉あり、紀國に、經瀨屯倉あり、河邊屯倉あり、海部屯倉あり、海部は、欽明紀にみゆ、近江國に、葦浦屯倉あり、上毛野國に、綠野屯倉、駿河國に、稚贄屯倉あり、

- 美和 (美濃席田郡 信濃諏訪郡 駿河安倍郡 參河八名郡 美濃加茂郡  
 尾張中島郡 常陸久慈郡 丹波氷上郡 因幡邑美郡 周防熊毛郡  
 美作苦東郡)

三和 (下野那須郡)

美和は、三輪とも三和とも三勾ともかける、何れも大物主神のます三輪山に起れる名なり、其は誰も知れるか如く、古事記に、此神の活玉依媛に通へる時の事を、媛の父母を

の通へる人を知らなく思ひて、其女に誨へつらくは、赤土を床のべに散し、閉蘇紡を針に貫きて、其衣襦にさせと教ふ、故、教の如して、且に見れば、針着たる麻は、戸の鈎の穴より引通り出て、唯遺れる麻は、三勾のみなりき、故糸のまに、尋ね行しかば、美和山に至りて、神社に留りき、故その麻の三勾のこれるに依て、其處を美和とぞ云ける、とあるにて知るへし、美濃國席田郡加茂郡は、ともに美濃國神名帳に、從五位下美和明神とあり、此神社あるによれる名なる事著し、信濃國は、大己貴神の御子神諏訪神社鎮座の地なれば、其御由縁なる事、いふまでもなし、駿河なるは、安倍郡神部神社あり、此社静岡町賤機山にありて、大己貴命を祀ると云へば、是も同じ、參河は、八名郡に石巻神社ありて、神郷村美和神社是なりと云るも、三輪大神なり、尾張は、中島郡花池村にある大神々社は、即ち古の美和郷なりと云へば、こもこの大神の鎮りますによりて、郷名に負り、常陸なるは、水の輪の義にて、自ら別なり、下野も本郡に、温泉神社あり、三和神社あり、いづれも大己貴神を祭れり、因幡は、邑美郡中臣崇健神社ありて、大物主命を祭る由云ひ傳ふるも、由縁あり、周防は、佐婆郡出雲神社に所縁ありて、熊毛郡に美和郷あり、美作は、三輪明神あれば、いづれも其神田神戸などの地なるへし、

御井 (筑後郡名 伊豫宇麻郡 桑村郡)



三井 (土左高岡郡 河内茨田郡 美濃各務郡 讃岐多度郡)

讃岐は加茂の三井神を祭れるによれりとぞ、さて加茂三井神は神名帳山城國愛宕郡三井神社(大神大月次新嘗)とみえ、山城風土記に、藪倉里三身社、稱三身者賀茂建角身命也、丹波伊可古也、日女也、玉依日女也、三柱神坐、故稱三身、今云三井社、とある是なり、信濃も式に各務郡御井神社あり、三井郷三井村に鎮坐す、古は村東三井山の嶺にありとぞ、神體は木像の男女二神にませりと云へば、三身社とは異なるへければ、御井神ならん、また伊豫宇麻郡なるは其郷中井河明神あり、といふに因て思ふに、是も御井神にて、地名は神名より起りしなるへし、筑後御井郡は清泉あるに本つきての名なりと云ふ、其它土佐河内は證を得されど、大抵おして知るへし。

武藏 (國名 豊後大分郡 國崎郡)

武藏、古へは武刺また胸刺又身刺ともかけり、國名なるは更科日記に、武藏國の事を、むらさきおふとさく野も、あしかやのみたかくおひて、馬にのりて、弓もたる未見えぬまで、高くおひしけりて、云々撰集抄に、さきつ頃、武藏野を過侍りしに、東西南北草のみまけりて、云々、名所方角抄に、一國おしなべて野なり、などあるが如く、むさしの廣原に茅茨多くして、行人の身を刺す事ある由にて、名けたるにやあらむ、内山眞龍か考に御坂

上を相摸と云ひ、御坂下を武藏と云ひ、本居宣長か説に、相摸武藏の地を總て、本は佐斯の國と云けむを、二に分て武藏相摸とはなれりけむ、相摸と云名は、佐斯上の斯を省き、武藏は身佐斯の意なるへし、古書どもに、身刺とかけり、身とは中に主とある處を云、屋の中に主とある處を身屋と云か如く、武藏は佐斯の國の内に、主とある眞原の地なれば、かく名けつらむと云るが如きは、うけかたし、豊後なるも、胸刺の義をとれるにて、同義ならむ。

席田 (筑前郡名 美濃郡名)

筑前なるは、菴田ともかけり、名義は席をしき並へたる如く、平面なる田地あるを云るにもあるへし、宗像郡に席内と云ふも、同じ心なるへし、美濃なるも、東鑑また楞伽寺記などには、菴田とかけり、梁塵愚案抄に、むしろたのや、むしろたの、いつぬき川にやすむつるの、云々とあるは、此地なり、是も筑前と同義にや。

武射 (上總山邊郡 同郡名)

武射の名義、詳かならず、武藏をムナサシなど云か如く、草野のしけりしさまを云るにてもあるへし、俗言に廣潤ならずして、物の見苦しきさまをムザくとも、ムヤくとも云ふ語あり、武射或は是か。



茨城 (常陸郡名 那珂郡名 伊豆田方郡 下總匝瑳郡)

常陸なる郡名は、風土記に茨城郡(東、香島郡、南、佐禮流海、西、筑波山、北、那珂郡)古老曰、昔在國與(俗語曰都知久母、又曰夜都賀波岐)山之佐伯野之佐伯普置堀土窟、常居穴、有人來則入窟而竄之、其人去更出郊以遊之、狼性鼻情、鼠窺掠盜、無被招慰、彌阻風俗也、此時大臣族、黑坂命伺候出遊之時、以茨城、蘇穴內、即縱騎兵、急令逐迫、佐伯等如常欲走、而歸土窟、盡繫茨城、街害刺傷、終疾死散、故取茨城以著縣名(所謂茨城郡、今存那珂郡之西、古者郡家所置、即茨城郡內風俗、諺曰水依茨城之國、或曰山之佐伯野之佐伯、自爲賊長、引率徒衆、橫行國中、大爲切殺、時黑坂命、規滅此賊、以茨城造所以地名、便謂茨城焉、とあるにて著けれど、其ほかなるは、茨もて城を作れりとも思はれねは、唯茨蘇の多かりしを云る名にやあらむ。

驛家

こはウマヤにて、馬を置て官家の郵驛に供へ奉るへく設けし所を云り、諸國に、驛傳の設ありし事、延喜兵部式に見えたり、合せ考ふへし、梅尾本和名抄に、有驛謂之驛家、とあるが如し。

牟禮 (周防佐波郡) 武例 (讃岐寒川郡)

牟禮は、人の群れ居る由の義か、もし然らば、村と云も同義なるへし、又牟禮公と云姓もあれは、その氏人の住るによりて負るか、何れとも決めかねつ。

牟婁 (大和葛上郡 紀伊郡名)

大和なるは、御室村もあれば、神社によれるにや、紀伊は、續風土記に、海津の館舎あるより起れるか、又は溫暖の義にして、其地の暖なるより起れる稱ならん、大和物語に、きの國のむろの郡に行く人は、風の寒さと思ひ知られしとあるを引り、寛按ふに、牟婁は熊野の神の鏡り坐を以て御室の義をとれるには、あらざるかな、はよく考ふへし、この它諸國に、室原、室津、室野などは、室の如き形勢によりて名けしものなるへし。

母理 (出雲能義郡) 茂理 (信濃佐久郡)

出雲なる母理は、風土記に、大穴持命の御言に、八雲立、出雲國者、我辭坐國、青垣山廻賜而玉珍置賜、而守詔故云文理とみえて、守るよしなり、信濃は、森山村と云あれば、森林の義にとれるなり。

物部

天下諸國にこの郷名多し、いづれも物部の氏人、また其部曲の人々などの居りし所なるへし、古歌に、物部の八十氏人など云る事も、思ひやるへし、抄にみえし郷名は、尾張愛



智郡駿河益頭郡下絲千葉郡近江栗本郡美濃本巢郡安八郡多藝郡下野芳賀郡越後頸  
城郡丹後與謝郡土佐香美郡淡路津名郡備前磐梨郡肥前三根郡筑後生葉郡壹岐石田  
郡にあり、さて尾張は神名式に物部神社みえ、今も愛智郡古井村にありと云へは、其あ  
たり古への物部郷とみゆ、文徳實錄齊衡三年九月癸卯大僧都傳燈大法師位實敏卒、實  
敏俗姓物部氏、尾張國愛智郡人也、とある、氏人居りしに由て、其祖神を祭れるなるへし  
駿河は珠流河國造の物部氏なる、其所縁にて、族類の此に住りしなり、下總は千葉郡山  
梨物部二郷並記せるを、舊事紀に、饒速日速命十世孫物部印葉連公あり、連公の姉に、物  
部山无媛あるに由れば、此近旁に物部氏の住りし事知るへし、近江は三代實錄元慶  
六年十月九日に、近江國物部布都神あるに由あり、美濃本巢郡は、大寶二年戶籍に、物部  
此稻あり、天平勝寶の文書にも、物部是麻呂とあれば、物部氏の住りし事著く、國內神名  
帳本郡に、物部明神とある、其祖神なり、安八郡にも、從五位下物部明神あり、多藝郡にも、  
從四位上物部明神あり、續紀寶龜八年十一月丙辰、左京人正八位下多藝連國足等二人、  
賜姓物部多藝宿禰、美濃國多藝郡人物部坂麻呂等九人、物部多藝連とみえ、國造本紀に、  
三野、後國造は、物部連祖とあるを合せて、本國に此氏人多かりし事知るへし、下野は  
未だ考へず、越後は抄に物部五公二郷並へ記し、式に物部神社は、武士郷武士村にあり、

五十君神社は、今山五十公里五十公と云處ありて、天孫本紀に物部十千根連の子に物  
部印岐美連公と云ある、此に由ありて聞ゆれば、物部氏の居りし事も知るへし、丹後  
式に物部神社みえ、土佐は類聚國史大同五年、香美郡人物部文連全敷女、また物部鏡連  
家主などあれば、云ふまでもなし、淡路は考へず、備前は、續紀神護景雲三年六月壬戌、備  
前國御野郡人物部麻呂等六十四人、賜姓石生別公とあれば、此皇別の物部氏などの居  
りしによれるものなるへし、肥前は、風土記に、物部郷、(在郡南)此郷之中有神、社名曰物  
部、經津主之神、藝者小墾田宮御宇、豐御食炊屋姫天皇、令來目皇子、爲將軍、遣征伐新羅、于  
時、皇子奉勅、到于筑紫、乃遣物部若宮部立社於此村、鎮祭其神、因曰物部郷とみえ、また國  
造本紀に、末羅國造穗積臣同祖とあるも、物部の族なり、筑後の物部氏に由縁ある事、未  
だ見あたらす、壹岐は神名式に、石田郡物部布都神社みえたれば、其氏人も居しなるへ  
し、

山田、山口、山本、山村、山家、山崎、山邊、山縣、山上、山下、山道、山北  
山沼、山後、山高、山國、山川、山内、

こはみなそのありさまによりて知る、名なれば別に云ふべきふしなし、

八木(和泉々々郡) 近江愛智郡 出羽最上郡 上野群馬郡) 養宜(淡路三原郡) 養



者（但馬養父郡）

和泉なるは、和罪豐玉彥命の裔、八木造に由あり、泉南郡に、八木社あるは、八木氏の祖神なるへし、近江なるも、海神に所縁あるへし、自餘の四國は、いつれも詳かならねど、決めて海神によしあらむ。

屋代（信濃埴科郡） 出羽置賜郡 飽海郡 陸奥白河郡 會津郡 周防大島郡

出雲能義郡）

屋代は、神を祭る爲に、神靈をませ奉る家代の義にて、即ち社なり、出雲なるは、風土記に、天津日子命詔、吾靜坐社、詔故云社（神龜三年、改字、屋代）とあるにて、明けし、出羽の飽海郡は、大物忌、小物忌、月山の神社などあるにより、と聞ゆ、その它准へて知るへし、

八田（能登々々郡 參河幡豆郡 加賀江沼郡 備中下道郡 上野邑樂郡 同多胡郡 越中彌波郡 尾張海部郡 周防吉敷郡） 屋田（肥前養父郡）

矢田（大和添下郡） 八部（攝津郡名又郷名 備中賀陽郡 常陸那珂郡 久慈郡 河内郡）

攝津なるは、八田郡郡ともあれは、仁徳天皇の朝、八田皇后の爲に、御名代として置れし地名と聞ゆ、その它、矢田も、八田も、その部の氏の居りし所なるへし。

矢野（伊與喜多郡 備後甲奴郡） 養濃（安藝々々郡） 八野（出雲神門郡 播磨赤穂郡）

安藝國なる養濃は、長秋夜話に、矢野村は、矢筵村なり、この山より、籐竹を出す、名産なりとみえ、藝藩通志にも、籐竹多しといへり、これによりて云はば、伊豫備後なるも、文字の矢竹の多き野の由にや、出雲は、風土記に、八野郷云々、須佐能袁命、御子八野、若日女命坐之、爾時、所造天下大神大穴持命將妻給爲、而令造屋、給故云、八野とあれば、八は屋の假字にて、屋を造る野原の由と聞ゆ、播磨はいかなる義にて名けしにや知らず。

養父（但馬郡名又郷名 參河八名郡 近江愛智郡 肥前郡名又郷名）

但馬なるは、神名式に、養父郡夜夫坐神社とありて、大己貴命を祭れる御社の地なり、參河は、八名郡に、美和郷もあれは、由あり、近江は、石部神社式に、みえ、姓氏録に、石邊公大物主命、男久斯比賀多命之後也とみゆ、最も夜夫神に由あり、さて、但馬の養父と云ふ名は、もと敷などの義にや、さて、其敷と負る地に坐を以て、夜夫神と云るを、參河近江は、夜夫の神よりうつりて、其神のますによりて、地名に負りしなるへし、肥前なるは、風土記に、犬聲の吠止むと云ふに、起れる由なれば、上の養父とは、自ら異なり。

山直（近江甲賀郡 和泉々々郡 大和葛下郡



和泉なるは、姓氏録に、山直、天穗日命十七世孫日古曾乃己呂命之後也、とある氏人の住る所なるへし、山直とは、山を掌る職名なるへし、大和近江も同義と聞ゆ、

山守 (大和廣瀨郡 伯耆久米郡)

山守は、古事記、應神段に、定山守部とある、其部曲の民とも居りし所とみゆ、

山鹿 (信濃諏訪郡 肥前郡名 筑前遠賀郡 日向諸縣郡) 山香 (遠江郡名

豊後速見郡 遠江磐田郡)

肥前なるは、山より鹿の來りて、温泉に身を温めし故に名くと云るは、土人の俗説にて、文字によりて云るものなるへし、思ふに、山鹿、山香、文字異なれども、山處にて、山のある處の義にもやあらむ、よく地形を考へて、後に定むべきなり、

温泉 (但馬二方郡 伊豫郡名 石見邇麻郡 肥後山鹿郡) 由宇 (周防玖珂郡)

伊豫は、風土記に、大己貴命の宿奈毘古那命の病こやせるを活さんとして、豊後の大分速見湯を下樋より持來て、浴せしめたるに始る、但馬石見肥後ともに温泉あり、周防なる由宇も、恐くは湯の義なるへし、凡そ温泉をもて病を療す事は、大己貴少彦名二神の始め給へりし故に、天下諸國、温泉のある處、多くこの二神を祭れり、書紀神代卷に、醫藥の方を定め給ひし事、また天下蒼生の恩頼を被る事を云る、其一端を知るべきなり、

弓削 (美作久米郡 筑後御井郡 河内若江郡 丹波桑田郡)

弓削は、弓を作る職工の名にて、其長官を弓削連と云り、姓氏録、河内神別に、弓削宿禰神、饒速日命之後とあれば、河内なるを始め、諸國に其族類また部民の居りし處、即ち郷名となれるものなるへし、

由布 (豊後速見郡) 木綿 (安藝賀茂郡) 結城 (下總郡名又郷名)

豊後は、風土記に、袖富郡 (在郡西) 此郷之中、栲樹多生、常取栲皮、以造木綿、因曰袖富郷とみえ、安藝は、延喜式に、安藝木綿とあり、下總は、古語拾遺に、天富命更求沃壤、分阿波忌部、率往東土播殖麻、穀云々、穀木所生、故謂之結城郡とあるは、穀木にて同義なり、

依羅 (河内丹比郡) 依網 (參河碧海郡)

依羅は、寄せ網の義にて、網もて漁獵するよりの名なるへく、それ即て姓氏にもなれるなれば、其氏人の住るもあるへし、依羅連は、姓氏録に、饒速日命の後なる由みえ、河内丹比郡に、氏人居りし事、續紀に、神護景雲元年七月、河内國丹比郡人從六位下依羅造里上等十一人、依羅連とあるにて、知るべし、攝津住吉郡大羅郷あり、丹比郡と相接きたる地なるは、本は一つなりしが、二國に分屬たるものなり、また河内番別にも、依羅連あり、共に同國に住めれど、前なるは本にて、後なるは末なり、



吉野 (美作英多郡 勝田郡 大和郡名又郷名) 良野 (讃岐那珂郡)

大和は古歌に御心を吉野の國また淑人のよしとよく見てよしと云し吉野よくみよよき人よくみなども云る如く其野の麗しき形状をはめたるなり他之に准ふへし、

吉田 (伊豫周敷郡 常陸那珂郡) 良田 (信濃筑麻郡 讃岐多度郡 長門厚狹郡)

こは上の吉野と同じく、田地の良きを以て名に負る事文字の如し、

若櫻 (因幡八上郡) 若佐 (安藝佐伯郡) 若狹 (國名)

若櫻は若狹に同去、ワカサと訓へし、若狹は景行天皇の御世より膳臣遠祖磐鹿六雁命に此國を賜ひてありしが、履中天皇の御世稚櫻の花を献りしによりて、六雁の裔なる余磯に、稚櫻部臣と云姓を賜ひ、その余磯即若狹國造たりし事、國造本紀に、荒彌命、定賜若狹國造とあるにて、若狹の若櫻なる事しるく、因幡にて、今も若櫻をワカサと唱ひ、天武紀の稚櫻部を、釋紀にワカサベと訓るにても、知るへし、安藝なるは、續後紀天長十年十月辛卯、安藝國佐伯郡若櫻部常繼と云人みえたるにて、同義なるを喩るへし、和氣 (伊豫郡名 備前郡名 磐梨郡郷名 美作勝田郡)

備前の和氣は、古事記垂仁段に、大津日子命者吉備之石无別云々等之祖也とある此姓の別より起りし地名なるへし、其は石无別の氏人、この國に下りつきて、久しく住り

しかば、自ら別を地名にも呼たりけむが、本なるへく聞ゆればなり、姓氏錄、和氣朝臣の條に、神功皇后新羅より凱旋の時、忍熊別皇子叛き奉りしかば、垂仁天皇の皇子鐸石別命、(こは古事記に大津日子命とある御同人なるべし)の裔なる弟彦王を、吉備針間の界に遣し、關を造りて防しむ、所謂和氣關也、事治りし後、其勳功を酬る爲に、吉備磐梨縣を賜ひ、始めて家居すとあれど、猶是より以前に、彼地に住りしならむとぞ思はる、さて美作は、土地隔れるか如くなれども、もと備前より分れたる國なれば、古へは此邊までも、和氣の城内なりしなるへし、伊豫なるは、景行紀に、十城別王、是伊豫別君之始祖とある別君より出しなるへければ、稍異なり、

和太 (三河八名郡 相模大住郡)

亘理 (陸奥郡名 安達郡 出羽飽海郡 美濃可兒郡 加茂郡 因幡八上郡 越中婦

負郡 肥後菊池郡 豊後日高郡 下總印幡郡)

和太は、渡津などの義にや、亘理も同義ならむ、美濃加茂郡は、船頭村あり、下渡とも云ふ、可兒郡は、木曾川の中間に渡村あり、下總は、馬渡村などあるによりて考ふるに、自餘の國々も、川ありて渡津ある處の郷名と聞ゆ、

爲太 (肥後玉名郡) 猪田 (伊賀々々郡) 井田 (伊豆那賀郡 常陸新治郡)



この地名は、爲田も猪田も共に、井田の義にて、水のよく通ふ田のよしもて名けし地名なるへし。

井手、(出羽飽海郡 加賀石川郡 越前足羽郡) 渭堤、(相模高座郡)

井出、(伊豫周敷郡 上野群馬郡)

井手は、堰手の義にて、水をわせきおくを云り、渭堤も井出も同義なるへし。又は井出とある文字の如く、水の多く涌出る處をも云へし。

井上、(讃岐鶴足郡 伊豫温泉郡 甲斐山梨郡 阿波名方東郡 出羽出羽郡 常陸行

方郡 陸奥名取郡)

井於、(河内志紀郡)

常陸なるは、清水あるを以て云り、其泉のある上方の地を井上と云しものときこゆ、河内甲斐などは、キノへにて、井のある近傍の郷を云り、されは訓義によりて、井上なると井の邊なるとの別あるへし。

殖木、(肥後飽田郡) 殖栗、(阿波名方東郡 山城久世郡) 惠蘇、(備後郡名又郷)

殖をエと云るは、ウを省きたるにて、木また栗を殖し處の地名なるへし。殖栗は、姓氏録に、殖栗連、大中臣同祖とみえ、春日社記に、神護景雲元年、鹿島大神常陸國より大和國三

笠山に遷御の事を云る條に、伊賀國薦生中山數月、御時風秀行等爾、燒栗各一賜、天宣云、汝等子孫、無斷絶、可我仕者、栗殖必可生、付即生付了、因之始號中臣殖栗連とみえたるにて、殖栗の義を知るべく、其他の殖木も准ふへし。扱惠蘇は、出雲風土記に、惠宗郡ともあれど、いかなる義にや、詳かに知難し、尙思ふに、惠は殖にて、蘇は麻の義にはあらざるか。息津、(駿河蘆原郡 置津、(安房長狹郡)

息また置は、いつれも借字にて、沖の義ときこゆ、息津の浦なども見ゆれば、河海の廣きを沖と云るに似たり、さらは息津置津は、沖の如く廣き處にある津を云るにや、また津は助字にて、沖をはめたるにや。

刑部、(駿河志太郡 上總長柄郡 參河碧海郡 河内若江郡 信濃佐久郡 備後奴可

郡 同惠蘇郡 同三谿郡 丹波船井郡 因幡八上郡 下野河内郡 遠江引佐

郡 備中英賀郡 伊勢三重郡 因幡高草郡 備中賀夜郡)

忍坂、(大和城上郡) 忍壁、(攝津有馬郡上下)

刑部は、允恭紀に爲皇后(忍坂大中姫)定刑部とあるとき、天下諸國に、刑部の民を置れしかば、其部民の居りし處、やかて地名となれるなるへし、刑部とかけるに、因て刑部の職に由ありと思ふ可らず、忍壁も忍坂も同義なり、さて姓氏録に、大炊刑部造、火明命四



世孫阿麻刀彌命之後也。また刑部首火明命十七世孫屋主宿禰之後也。また未定雜姓に忍坂連火明命之後者。ともあれば、この刑部を置れし時に、火明命の裔をもて其部民の長官とせられし故に、造とも首とも連とも云りしなるへし。

大田、大岡、大野、大津、大原、大石、大井、大山、大村、大沼、大市、大江、大  
家、大桑、大島、大宅、大川、大里、大窪、大草、大縣、大濱、大屋、大泉、大坂、  
大町、大倉、大槻、大城、大垣、大苑、大社、

いづれも田に岡に、すべて其地形物品によりて大といふ稱號もてつけたるなり。

大内、(伊賀々々郡 丹後加佐郡 伊豫和氣郡 讃岐郡名)

邑知、(石見郡名 能登羽咋郡 出羽河邊郡 平鹿郡 河内志紀郡 同澁河郡)

大内は、大きにして、廣き地をも云ふへく、又オホチにて、大市などの義なるもあるへし。  
播磨風土記、揖保郡邑智驛家、土中、下品太、天皇、巡行之時、到於此處、勅云、吾謂、狹地、此乃  
大内之乎、故號大内、とあるにて、明らけし。

大飯、(備中吾多郡 若狹郡名)

大飯は大飯田の義にて、若狹なるは大飯鍛立、神とて、古へより此わたりの田を鍛立し  
て、新墾したる神ありと云ふによれり、備中なるも、准へて辨ふへし。

大分、(豊後郡名 大隅桑原郡)

豊後は、景行紀に、天皇自豊前國長峽行宮、到額田國、其地形廣大、因名額田、とあるに本つ  
けり、か、れは、大きな田地ある由の名なり。

大庭、(但馬二方郡 相模高座郡 美作郡名 美濃石津郡)

大庭は、大場にて土地のよき處を云るなるへし、また大庭造と云姓もあれば、其氏人の  
居れるもあるへし。

大神

この地名、諸國に多し、いづれも三輪の神を祭れるによりしものとみゆ。

邑美、(石見邑知郡 播磨明石郡 因幡郡名)

邑美の義、いかなるにか、いまた思ひ得ず、識者に問て後に定むべきなり。

飯富、(上總望陀郡 大和十市郡) 意部、(下野安蘇郡 下總相馬郡)

大和の飯富は古事記(神武段)に、神八井耳命者、意富臣云々等之祖とみえ、神名式に、大  
和國多坐彌志理都比古神社あり、此社今も多村にありて、神八井耳命を祭ると云傳ふ。  
多は大とも、飯富(飯富とかけるとは誤なり)ともかきて、共にオホ也、上總なるは、飯富に  
誤りて、於布とよめり、是も式に望陀郡飯富神社あり、飯富村あり、常陸那珂郡大井郷に、



飯富村あり、もと大部といひしを、後に飯富と改め、今イヒトミといふと云り、是も於布にて、大部即飯富なるを飯富に訛りしなり、其地は大井神社あり、仲國造祖健借間命を祭ると云傳ふ、この國造も意富臣同族なれば、意富臣に由あり、下野安蘇郡か、肥後の阿蘇郡に由ありて、古事記に、神八井耳命者意富臣云々阿蘇君云々之祖とありて、郡中に安蘇郷意部郷あるは、即飯富なる事知るべく、下總に印幡郡あるは、印幡國造に由あり、この國造は神八井耳命の裔なるに、相馬郡に大井郷あるは、常陸の大井神社に縁あり、また意布郷ある、即意富臣に由あるを思ふへし。

明治廿六年九月八日、東京磯川の僑居に於てかき終りぬ、この草稿は、今をさる事五六年前に駿河臺にすみける頃思ひたちてかきさしたるを、國に歸りて後は、日本史の志稿にのみいたつきて、とり見る事もせざりしを、こたひ大學校の休暇に、かくはものしつるなり、なほ暇あらむ時によく書こ、のひなば、地理を考ふる人々のたつきともなりぬへかめるを、さのみはとて。

栗里先生雜著卷十一終

栗里先生雜著卷十二

男栗田勤輯

上古の兵制

明治二十三年七月稿

軍團の兵制に、五人を伍とし、五十人を隊とすと云事は、もと唐制なりとのみ思ふ事なれど、其制遠く上代に起り、また軍團の如く一團の兵士を諸國に置く事も、上代にありしものにて、大化の時に始め給へるにはあらざるなり、其由いかにといふに、我國上古以來尙武の風盛なりければ、文武の官を分つ事なく、天下みな兵なりし故に、文官にも武官にも五伍の制ありしと知られたり、其は天祖の皇孫に神器を授けて、下土を治めしめ給ふ時に、以中臣、上祖天、兒屋命、忌部上祖太玉命、猿女、上祖天、鈿女命、鏡作、上祖石凝姥命、玉作、上祖玉屋命、凡五部神使配侍焉とある五部の文字に心を注て見るへし、こは中臣連には中臣部あり、忌部首には忌部あり、鏡作連には鏡作部、玉作連には玉作部あり、猿女君には其部民ありし事史にみえねど、准へて知るべし、茲に所謂五部神を、古事記には五伴緒とあり、伴緒とは部長と云ふが如し、又部とは部曲にて、其氏々に屬する部民なれば、凡國家の大事、祭と戎とある時には、其統帥に従て、事をとるもの即部兵に異なる事なし、五



伍の制といふはみえされど、部曲を分ちて五とせるに、其意含りてある事、下文に五部人、五部造と云るにても思ふべし、是文官にも五伍の制ありし一證なり、

○文官編伍制

部長	中臣連	中臣部	部屬若干人
部長	忌部首	忌部	部屬若干人
部長	鏡作連	鏡作部	部屬若干人
部長	玉作連	玉作部	部屬若干人
部長	猿女君	猿女部 <small>假稱</small>	部屬若干人

然らば武官はいかなりけむといふに、舊事紀の天孫本紀に、正哉吾勝々速日天押穗耳尊の饒速日命に兵士を授け給へる條に、副五部人爲從天降、供奉とみえて、物部造、笠縫部爲奈部、十市部首、筑紫、田物部とあり、次に五部造爲伴領、率天物部、天降、供奉とある條に、二田造、大庭造、舍人造、勇蘇造、坂戸造とあるは、兵隊五部の長なり、其次に天物部等二十五部人、同帶兵仗天降供奉とみえたる下に、二田物部當麻物部、芹田物部、鳥見物部、横田物部、島戸物部、浮田物部、巷宜物部、疋田物部、酒人物部、田尻物部、赤間物部、久米物部、狹竹物部、大豆物部、肩野物部、羽束物部、尋津物部、布都留物部、住跡物部、讚岐三野物部、相槻物部、筑紫聞物部、

播磨物部、筑紫、贊田物部とあるにて、五部一の隊長に屬したる事知らるればなり、

○武官編伍制

准令制大毅	准令制隊正	准令制隊正	准令制隊正
領伴 二田造	領伴 二田造	領伴 二田造	領伴 二田造
令制大毅	令制隊正	令制隊正	令制隊正
領伴 大庭造	領伴 大庭造	領伴 大庭造	領伴 大庭造
令制大毅	令制隊正	令制隊正	令制隊正
領伴 舍人造	領伴 舍人造	領伴 舍人造	領伴 舍人造
令制大毅	令制隊正	令制隊正	令制隊正
領伴 勇蘇造	領伴 勇蘇造	領伴 勇蘇造	領伴 勇蘇造



○ 令制大鼓  
領 坂 戸 造

相模三野物部	同	守兵仗	部兵五十八人	同	各守兵仗
相模三野物部	同	同	部兵五十八人	同	同
相模三野物部	同	同	部兵五十八人	同	同
相模三野物部	同	同	部兵五十八人	同	同
相模三野物部	同	同	部兵五十八人	同	同

○ 船長○ 梶取○ 船子○ 笠縫○ 曾々笠縫○ 爲奈部並隨從供奉

件の物部の一部にて五十人と見る時は、五部にて二百五十人なれば、一部長即伴領その二百五十人を率て之を指揮し、二十五部にて一千二百五十人となる。この一千二百五十人の兵士に、兵器を造る鍛工、(天津麻羅) 蓑笠の事を掌るもの、(笠縫部) 兵士の屯所を造る工匠(爲奈部) また水軍の爲に船子あり、梶取あり、船長あり、饒速日命この兵士を統帥て天磐船に乗りて河内に至り、それより大和に止りしものと見ゆ、かゝれば、五伍の編制既に神代天神の時に定まれる事明らかし、また大伴佐伯の兵は、其數詳かならねど、物部の兵に倍せるばかりの部曲ありけむと思し、雄略天皇に仕奉れる大伴室屋連が初負三千人を領す(令集解)と云ふ事のあるも、なほ上古の兵制に五伍の編法ありし事を證すへし。

然らば其團兵の如きものを諸國に屯在しつる事ありやといふに、其は皆土着にて、平常は所在に耕耘し、事ある時は奔赴して、其統領に屬せし事、たとへば中臣部の中臣連に屬

し、忌部の忌部首に屬し、物部大伴部佐伯部の其部長に隨從せるが如くなりし事も考へ知らる、なり、其は和名抄の郷名を考ふるに、播磨揖保郡に中臣郷あり、豊前仲津郡に中臣郷あり、阿波麻殖郡に忌部郷あり、紀伊名草郡に忌部郷あり、出雲意宇郡に忌部郷あり、大和城下郡に鏡作土佐に香美郡あり、攝津菟原郡に豊見郷あり、美濃の郡郷の名に各務あり、下總の匝瑳埴生郡共に玉作郷あり、陸奥の磐城郡に玉造郷あり、又玉作郡に玉作郷あり、土佐安藝郡駿河駿河郡共に玉作郷あり、河内高安郡周防佐波郡に共に玉祖郷あり、これ五部緒の神の部曲の民どもの諸國に居りしものなり、(猿女の地名考ふる所なし) 尾張愛知郡駿河益頭郡下總千葉郡美濃本巢郡安八郡多藝郡下野芳賀郡丹波何鹿郡丹後與謝郡越後頸城郡備前三根郡石梨郡壹岐石田郡に物部郷あり、是物部連の部民の諸國に散在せるなり、常陸眞壁郡多珂郡相模足柄上郡安房長狹郡肥前小城郡に伴部郷あり、越中射水郡肥後葦北郡に伴部郷あり、安藝の郡名に佐伯あり、越後磐船郡丹波桑田郡美濃多藝郡に佐伯郷あり、是大伴連佐伯連の部曲の諸國に散在せるものなり、この他物部大伴佐伯の族類の諸國に居る者を擧げば、枚舉に遑なきほとなり、これにて武官の部曲の各地に屯在せし事を辨ふべし、

かく五伍の編制も備はりて隊伍をなし、(後の軍團の制のことく精しき事はあらされ



と)各地に屯在して事ある時は戈たちとりて寇を防ぎ、賊を鎮めしはいふまでもなき事なり、然れば兵を編み圍を置の制、古今精粗の別こそありけれ、其法度はや、備はりし故に孝徳の朝には、かの軍圍の制を模倣し、民情に遊ふへく古法を斟酌して、軍圍を設け置れしかば、兵役を免れんなど思ふ者はいと少く、(軍防令に、凡兵士簡點之次皆令比近圍割とある義解に假令、軍圍、在添上高市兩郡者、以葛城人配高市圍、以山邊人配添上圍之類也、と云るは、上古土着せる部曲の所在に耕耘しける舊制によれるものなる事、是にて其一端を知るべし)父母のわかれを悲みつゝも、大君の醜の御楯とならん事を思ひ、また神たちにこひのみて、皇軍にいでたつ由を男誥びしつるますら男もありけるなるべし、(萬葉集○軍圍の事は軍圍考にいふを俟て見るべし)

大凡上古神聖の國を治め給ふは、必しも文に偏せず、武にかたよらず、兵を農に寓して、天下みな兵なり、外政を内政に寓して、百官みな兵なり、故に文臣にして、兵寇を鎮むるの大將となり、武臣にして、天下の大政にも預りまかば、其所屬の臣民たる者、武人も政事思想にとみ、文臣も大和心いみしかりける也、されど大伴物部の二氏衰ふるに及て、蘇我氏に代る時は、蘇我氏かならずしも武を忘るゝにあらす、武勇の弊、其威力を恣にして、朝家の衰弱を醸せり、蘇我氏亡ひて藤原氏に代る時は、必しも文を忘るゝにあらす、文運の盛

なる反りて、天下の紀綱振はさるに至りぬるは、神聖治國の良法に背けばなり、漢土人の言に、文臣錢を愛せず、武臣死を惜まずば、天下太平ならんと、假初にも文官の大臣錢を愛して、賄賂公行し、金錢ある事を知りて、人民ある事知らず、狗彘人の食を食へども、檢する事知らず、道路に餓卒あれども、賑恤の策を施さずは、恐くは朝廷を怨み奉らん、武人死を惜まず、國家の干城たる者あるも、政事の大體に暗く、天下の大勢に明らかならず、大難前にあるも、之を諫むるの術なくは、海内或は大政を誹り奉るに至らん、文官の權勢を貪り、武官の兵力を恃むは、古今一轍といへども、豈文武各其職を分ちて、道を殊にするの弊にあらざらんや、余深く上古神聖天下後世を慮るの深遠に感ずる事あり、是に於てか、其制を記して國光雜誌に寄す、

軍圍の制附健兒の制 明治二十三年九月稿

軍圍の事は既に伊藤長胤が(制度通)に、軍圍の設は、諸郡に是を置く、然れども郡ごとに是ありともみえず、郡によりて或はおき、或は置かず、處々の要害土地の形勢によりて置かるゝなるべし、と云れたるは、唯大要を云るのみにて、未だ委からず、又栗原信充が(軍防令講義)に、武藏七黨を軍圍なりとして、武藏に七圍ある由を云ひ、又一番五十人、十番五百人を黨と云り、など説しは、委しきが如くなれど、證據なければ、従ひがたし、



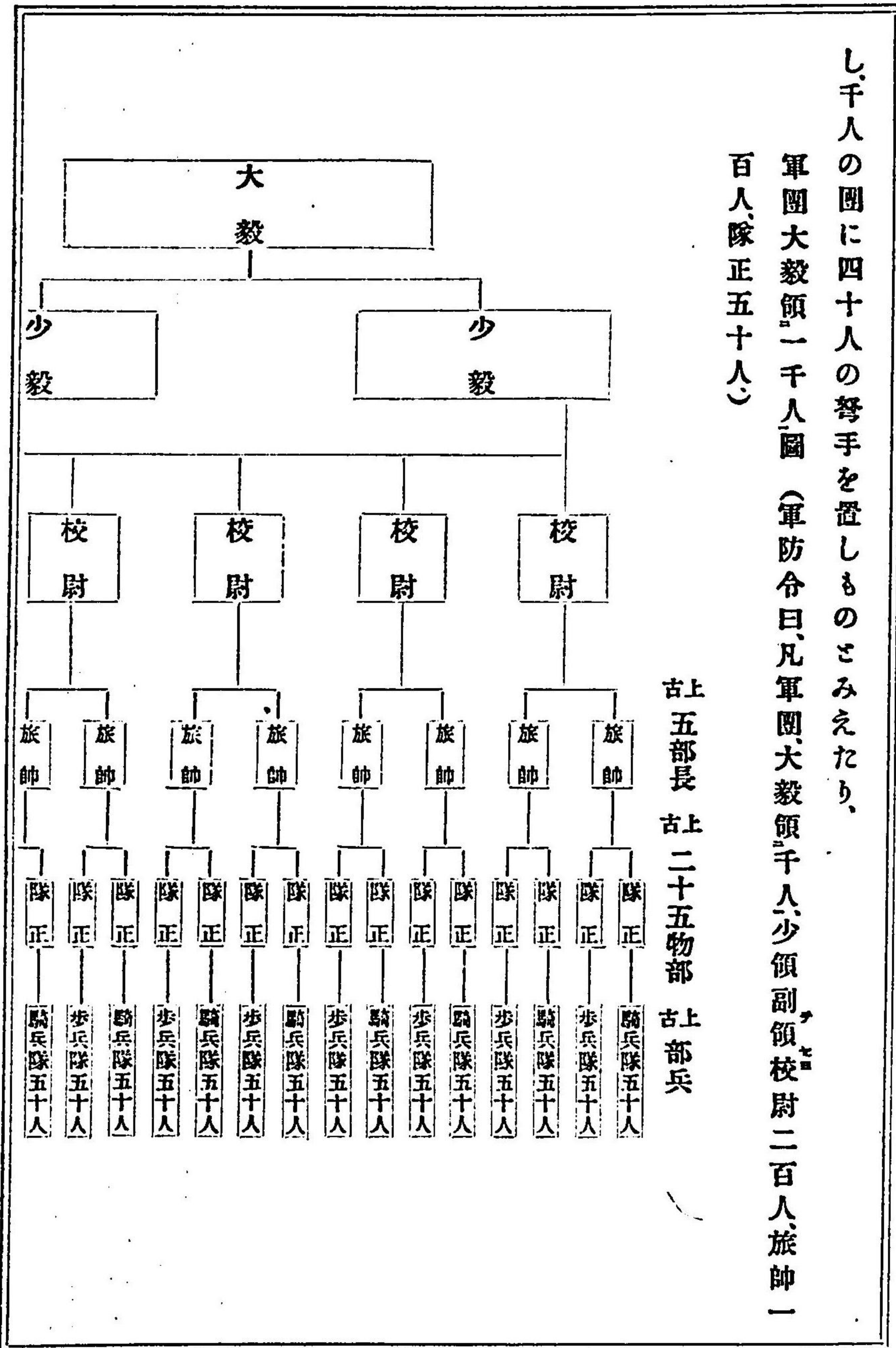
余その制の遂に世に明かならざらんを恐る、因て軍團の制を述べて、是非を江湖の識者に質す、遺漏誤謬きはめて多からん、請ふ幸に教示せられよ、  
軍團は諸國に兵士を聚め置て、非常の防備にせしものなり、其制は孝德天皇の朝、大化元年に於閑曠之所、起造兵庫、收聚國郡刀甲弓矢、邊國近與蝦夷接壤處者、可盡數集、其兵而猶假本主などあるに起りて、大寶の令に定りしものなるべし、(唐六典)諸府折衝都尉の條に、凡衛士三百人爲一團、以校尉領之、以便習騎射者爲越騎、餘爲步兵、其團十人爲火、備六駄之馬、(初置爲八、後改爲六)每歲十一月、以衛士帳上尙書、天下兵馬之數、以省聞、また兵部尙書侍郎の條に、凡兵士隸衛、各有其名、左右衛曰驍騎、左右驍衛曰豹騎、左右武衛曰熊渠、左右威衛曰羽林、左右領軍衛曰射聲、左右金吾衛曰欣飛、東宮左右衛率府曰超乘、左右司禦率府曰旅賁、左右清道率府曰直翼、總名爲衛士、皆取六品以下子孫及白丁無職役者、黠充、凡三年一簡點、成丁而入六十而免、量其遠近、以定番第、凡衛士各立名簿、具三年已來征防若差違、仍定優劣爲三等、每年正月十日、送本府印訖、仍錄一通、送本衛、若有差行、上番折衝府據簿而發之、凡差衛士、征戍鎮防、亦有團伍、其善弓馬者、爲越騎團、餘爲步兵團、主帥已下、統領之、火十人有六駄馬、(若无馬、鄉任備驢及牛)若父兄子弟不併遣之、若祖父母、母老疾無兼丁、免征行及番上、其居常則皆習射、唱大角歌、番集之日、府官率而課試、凡左右金吾衛有角手、諸衛有

弩手、左右羽林軍有飛騎、及左右万騎、驍騎、天下諸軍有健兒、皆定其籍之多少、與其番之上下、(其所取人、並具於兵衛)每季上中書門下、凡關內團結兵、京兆府六千三百二十七人、同州六千七百三十六人、華州五千二百二十三人、蒲州二千七百三十五人、云々、凡天下諸州差兵募取戶殷丁多、人材饒勇、選前資官勳官部分、強明堪統攝者、節級權補、主帥以領之、其義征者、別爲行伍、不入募人之營、凡軍行器物、皆於當州分給之、如不足、則自備、貧富必以均焉、云々、また唐書兵志に、諸府總曰折衝府、凡天下十道置府六百三十四、皆有名號、而關內二百六十有一、皆以隸諸衛、凡府三等、兵千二百人爲上、千人爲中、八百人爲下、府置折衝都尉一人、左右果毅都尉各一人、長史兵曹別將各一人、校尉六人、士以三百人爲團、團有校尉、五十人爲隊、隊有正十人、爲火、火有長、とあるを斟酌して、立たるものなり、凡軍團各一千以上に大毅一人、小毅二人あり、六百人以上に、大少毅各一人を置き、五百人以下に毅一人、二百人に校尉一人、一百人に旅帥一人、五十人に隊正一人を置て之を領す、凡兵士の軍行に従ふ時は、弓一張、征箭五十隻、太刀一口、(この外雜具あれど煩しければ省けり)をもち行くなり、十人に六駄馬とあれは、一隊五十人に馬三十匹にて、一團に六百匹の馬を備ふ、又軍團各置鼓二面、大角二口、小角四口とあるを以て、鼓を鳴し、角を吹て進退する事なるか、鼓は軍毅、大角は校尉、小角は旅帥の掌る由儀式にみえたり、件の一隊五十人毎に、強壯の者二人を定めて弩手と



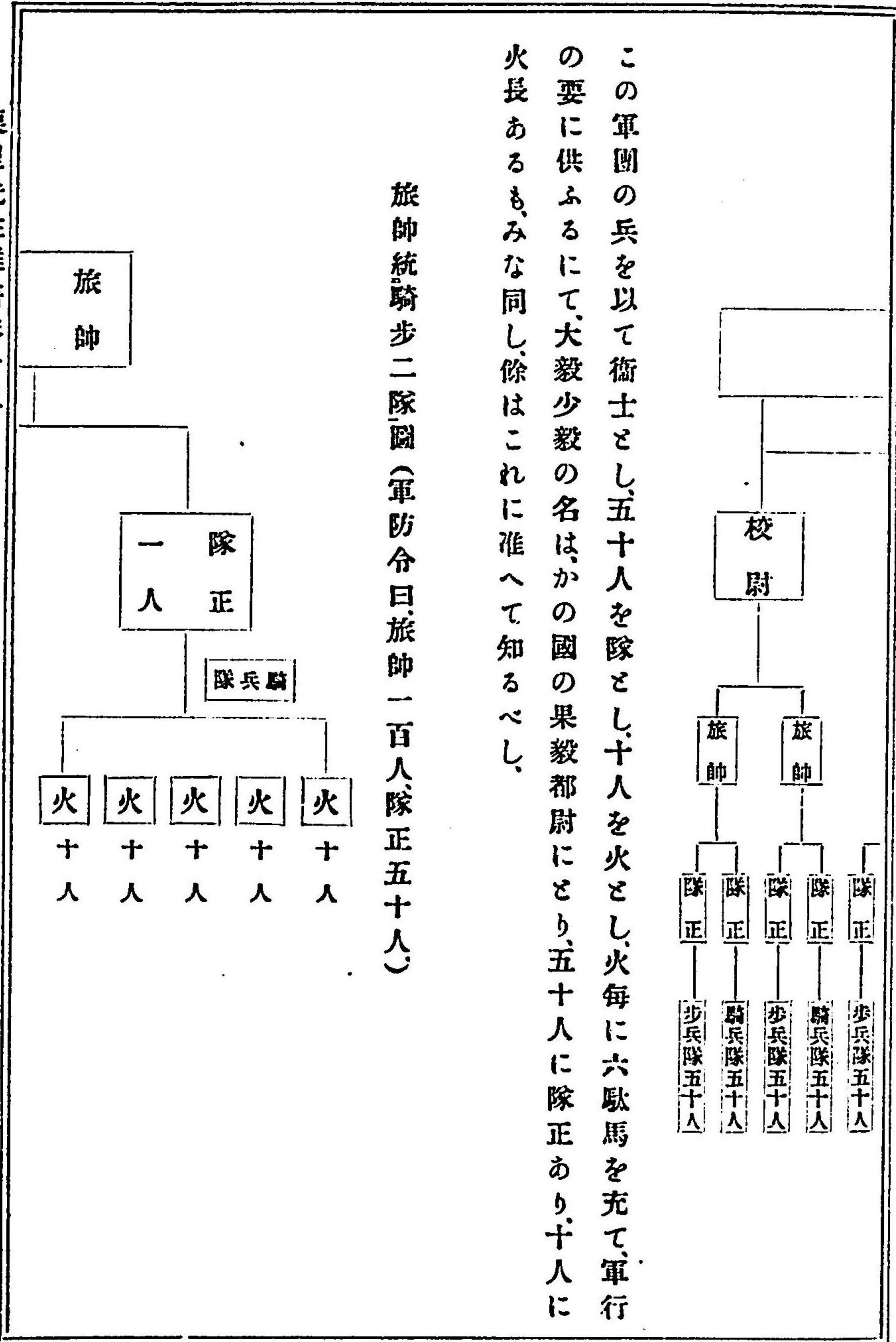
し千人の團に四十人の弩手を置しものとみえたり、

軍團大毅領一千人圖 (軍防令曰凡軍團大毅領千人少領副領校尉二百人旅帥一百人隊正五十人)

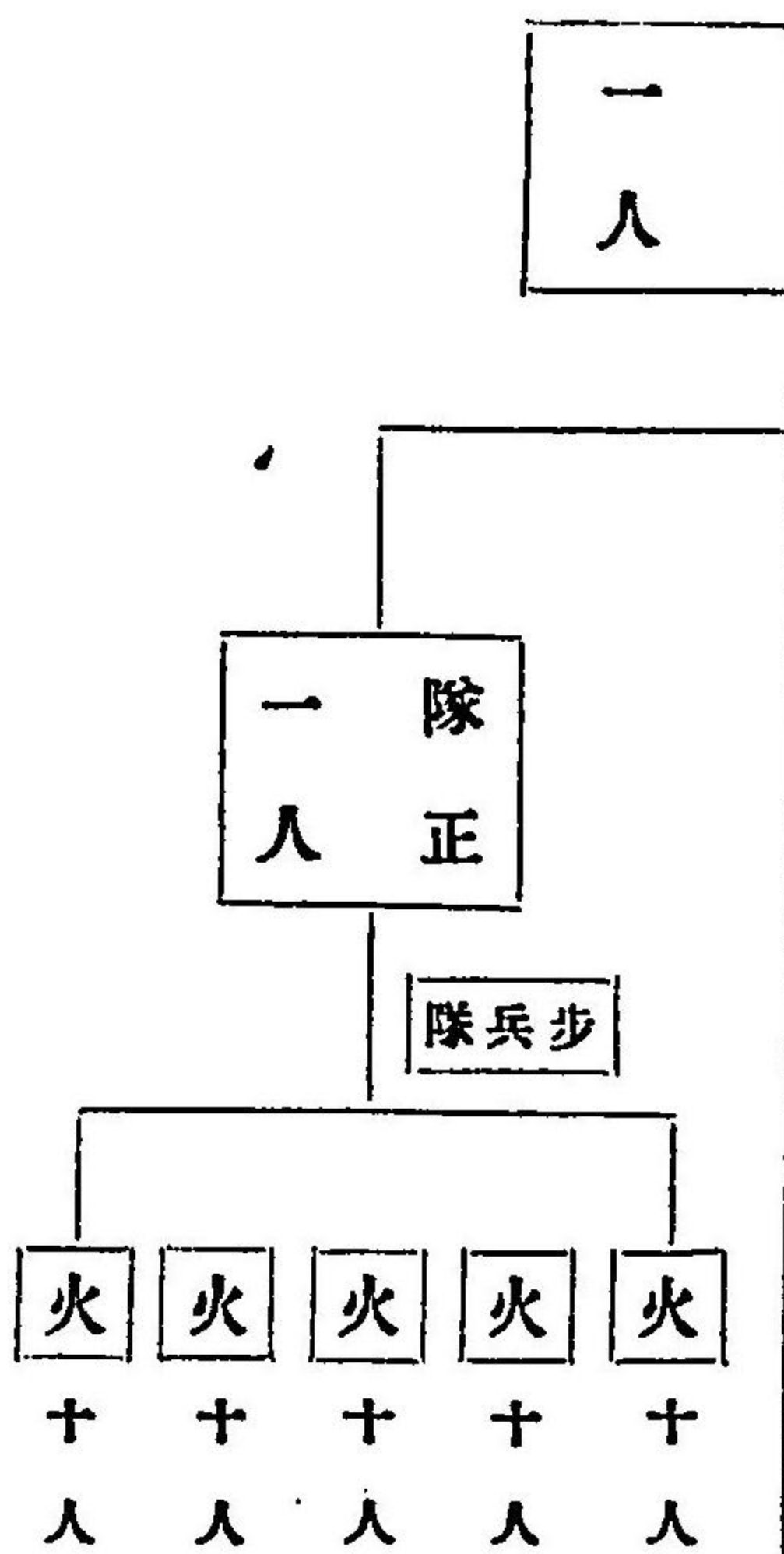


この軍團の兵を以て衛士とし、五十人を隊とし、十人を火とし、火毎に六駄馬を充て、軍行の要に供ふるにて、大毅少毅の名は、かの國の果毅都尉にとり、五十人に隊正あり、十人に火長あるも、みな同じ、餘はこれに准へて知るべし。

旅帥統騎歩二隊圖 (軍防令曰旅帥一百人隊正五十人)







その京師に番上する兵を衛士といひ、邊境を守るを防人といふ。衛士は一年の役なり、防人は三年の役なり、關ある所は軍團の兵を以て分番に守衛せしむ。陸奥出羽に鎮兵あり、健士あり、畿内六道諸國(西海道を除く)にみな健兒あり、健兒を以て各國の兵庫鈴藏及び國府を守衛せしむ。(健兒の數は下に云り)凡大團に主帳二人を置き、以外は一人を置く、陸奥七團の軍毅主帳三十五人の糧米は、太宰府の統領に准して正税を給ひ、佐渡雜太の團の軍毅には、職田二町、主帳は一町を給ふ、と令式にみえ、また續紀の養老三年十月戊戌、減定京畿及七道諸國軍團并大少毅兵士等數有差ともあるにて、諸國に軍團をおかれし事を知るべし、されど軍團は令文に記せるのみにて、其實行はれしにはあらず、など云ふ

ものもありげに聞ゆれば、さる人の爲に、實跡に行はれし微を擧て示さん、東大寺正倉院文書に、周防國天平十年正税帳、安藝國佐伯團、擬少毅板本連音足、長門國豐浦團、五十長凡海部我妹、また出雲國天平六年計會帳、熊谷團、兵士紀打原直忍熊意宇團、兵士埴部臣稻主、神門軍團、五十長刑部臣水刺熊谷軍團、百長大私部直足團、また天平十年駿河國正税帳、從陸奥國送攝津職、俘囚部領使相模國餘綾團、大毅大初位下大部出、俘囚部領大住團、少毅大初位下當麻部國勝、俘囚部領安倍團、少毅從八位上有度部黑背、また(紀伊國天平二年大税帳合七郡云々)軍團、精、天平元年定稻壹佰玖拾壹斛捌斗貳升壹合、また(但馬國天平九年正税帳)道因播磨國當國、大毅正八位上忍海部廣足、また出雲風土記に、意宇軍團、即屬郡家熊谷軍團、飯石郡家東北廿九里一百八十步神門軍團、郡家正東七里とあり、また(類聚三代格弘仁六年八月廿三日官符)舊數二千人(名取團、一千人、玉造團、一千人)今請加四千人(白河團、一千人、安積團、一千人、行方團、一千人、小田團、一千人)また四年八月九日官符、筑前國四千人、團、四、筑後國三千人、團、三、豐前國二千人、團、二、豐後國一千六百人、團、二、肥前國二千五百人、團、三、肥後國四千人、團、四、また同五年二月官符、應加軍毅、事(筑前筑後豐前豐後肥前)また六年八月十三日官符、應日向國加軍毅、一人、事云々、また續紀、神龜五年四月十日丁丑、陸奥國請新置白河軍團、又改丹取軍團、爲玉作團、並許之、天平四年八月壬辰、勅、節度使所管諸國軍



團。幕簽有欠者、割取今年應入京官物充價速令填備また（類聚三代格）大同四年官符に、陸奥國四團、軍殺十二人、常直城中、不顧私業、既備機速、曾无微祿、准其勤勞、理須優濟、云々伏請、准郡司將給職田者、云々、また（日本紀略）、弘仁四年二月辛未、太宰府言、肥前國司今月四日解備基肄、校尉真弓云々、などみえ、（延喜式）（主税）陸奥國七團、また（民部）佐渡國雜太團とあり、（三代格）貞觀十一年三月に隱岐十一月に長門、十二年五月に出雲、七月に因幡、十七年十一月に石見、元慶二年二月に壹岐對馬、伯耆、隱岐、因幡、出雲、長門、四年八月に越後、寛平六年八月に能登、七年七月に越後、十一月に伊豫、十二月に越中等の國、弩師の事あり、弩師は邊要の國に在りて弩手を教ふるもの、弩手は必ず軍團に屬するものなれば、此國々に軍團ありし事知るべし、（左經記）長元七年十二月十五日陸奥、解文に、綱丁從七位上白川團、擬○○（本書二字闕く校尉などの字ありしなるべし）卜部宿禰安倍とあれば、此頃まで軍團絶すありける事を思ふべし、（長元は後一條帝の年號なり）

かく考へたる因に、諸國の軍團の名を擧たるもの、及び其團數等を平均して（筑前は十五郡にして四團、筑後は十郡にして三團、豊前は八郡にして三團、豊後は八郡にて二團、肥前十一郡に三團、肥後十四郡に四團、日向五郡に一團、陸奥三十六郡に十團、出雲十郡に三團、相模八郡にして二團あるもの、其證なり、又國府にかならず一團を置し事著

ければ、國府所在の郡名を掲げて、國名を標す、數へ試むるに、疎密繁簡はありつらめと、大凡四郡に一團を置るが如し、然る時は、三郡また二郡の國は、軍團なきものとし、假りに五畿七道軍團配置圖を作る事、左の如し、

五畿七道軍團配置圖

○五畿内		○東海道	
管部八	山城 軍團二	管部四	伊賀 軍團一
	乙訓 團一 千人		阿拜 團一 千人
管部十四	河内 軍團三		
	志紀 團一 千人		
	國 團一 千人		
管部十三	攝津 軍團三		
	西成 團一 千人		
	團 團一 千人		
	右十一團兵士凡一万一千人		
管部十五	大和 軍團三	管部十四	伊勢 軍團三
	高市 團一 千人		鈴鹿 團一 千人
	團 團一 千人		團 團一 千人
管部三	和泉		



○東山道

常陸	上總	武藏	甲斐	駿河	參河	志摩	尾張	遠江	伊豆	相模	安房	下總
管部十一	管部十一	管部十一	管部四	管部七	管部八	管部二	管部八	管部十三	管部三	管部八	管部四	管部十一
軍團二	軍團二	軍團五	軍團一	軍團一	軍團二	軍團二	軍團二	軍團三	軍團一	軍團二	軍團一	軍團二
○茨城團一千人	○市原團一千人	○多摩團一千人 ○武藏團一千人 ○國團一千人	八代團一千人	安倍團一千人	○寶成團一千人	○中島團一千人	○豐田團一千人	○豐田團一千人	○餘綾團一千人	○大什團一千人	○平群團一千人	○葛飾團一千人

右二十七軍團兵士凡二萬七千人

○北陸道

若狹	出羽	陸奥	上野	飛騨	近江	美濃	信濃	下野	越前
管部三	管部十一	管部三十六	管部十四	管部三	管部十二	管部十四	管部十	管部九	管部六
軍團一	軍團二	軍團十	軍團三		軍團三	軍團四	軍團二	軍團二	軍團一
○丹生團一千人	○平鹿團一千人	○宮城團一千人 ○安積團一千人 ○名取團一千人	○群馬團一千人 ○國團一千人		○粟木團一千人	○不破團一千人	○筑摩團一千人	○都賀團一千人	

此載膽澤團者據和名鈔國府在宮城郡鎮守府在膽澤郡之文假填補耳非古書有明文也

右二十六軍團兵士凡二萬五千人



管部四 加賀 軍團二 ○能美團一千人  
 管部四 越中 軍團二 ○射水團一千人  
 管部三 佐波 軍團一 ○〇團一千人

管部四 能登 軍團二 ○能登團一千人  
 管部七 越後 軍團一 頸城團一千人

右八軍團兵士凡八千人

○山陰道

管部六 丹波 軍團一 桑田團一千人  
 管部八 但馬 軍團二 ○氣多團一千人  
 管部六 伯耆 軍團一 久米團一千人  
 管部六 石見 軍團一 那賀團一千人

管部五 丹後 軍團一 加佐團一千人  
 管部七 因幡 軍團一 法美團一千人  
 管部十 出雲 軍團三 意字團一千人  
 管部四 隱岐 軍團一 熊谷團一千人  
 周吉團一千人

右十一軍團兵士凡一萬一千人

○山陽道

管部十二 播磨 軍團三 ○師磨團一千人  
 管部八 備前 軍團二 ○加野團一千人  
 管部十四 備後 軍團三 ○茶田團一千人  
 管部六 周防 軍團一 佐波團一千人

管部七 美作 軍團一 若東團一千人  
 管部九 備中 軍團二 ○賀東團一千人  
 管部八 安藝 軍團二 安藝團一千人  
 管部五 長門 軍團一 豐浦團一千人

○南海道

右十五軍團兵士凡一萬五千人

管部七 紀伊 軍團一 名草團一千人  
 管部九 阿波 軍團二 ○名方團一千人

管部二 淡路 軍團一  
 管部十一 讚岐 軍團二 ○阿野團一千人



管部十四  
伊豫 軍團三 〇〇〇〇〇〇  
〇〇〇〇〇〇  
千人

管部七  
土佐 軍團一 長岡團一千人

右九軍團兵士凡九千人

○西海道

管部十五  
筑前 軍團四 〇〇〇〇〇〇  
〇〇〇〇〇〇  
千人

管部十  
筑後 軍團三 〇〇〇〇〇〇  
〇〇〇〇〇〇  
千人

管部十一  
肥前 軍團三 〇〇〇〇〇〇  
〇〇〇〇〇〇  
千人

管部十四  
肥後 軍團四 〇〇〇〇〇〇  
〇〇〇〇〇〇  
千人

按(類聚三代格)弘仁四年官符、肥前國二千五百人、團三、據此其一團爲五百人、也可知矣。

管部八  
豐前 軍團二 〇〇〇〇〇〇  
〇〇〇〇〇〇  
千人

管部八  
豐後 軍團二 〇〇〇〇〇〇  
〇〇〇〇〇〇  
千人

按(類聚三代格)弘仁四年符、豐後國一千六百人、團二。

管部五  
日向 軍團一 兒湯團一千人

管部八  
大隅 軍團二 〇〇〇〇〇〇  
〇〇〇〇〇〇  
千人

管部十三  
薩摩 軍團三 〇〇〇〇〇〇  
〇〇〇〇〇〇  
千人

管部二  
壹岐

管部二  
對馬

右二十四軍團兵士凡二萬三千一百人

天下諸國軍團總計一百三十一所

兵士總計十二萬九千一百人

次に擧る健兒の制は、大日本史の兵志にも載せあれど、延暦十一年六月、十九年二月、大同五年五月の官符をもらしたれば、因に此に其闕を補ひ、好古家の參考に供す。健兒は諸國の兵庫また鈴藏及國府等を守衛する事を掌るものにて、兵士の通稱と聞ゆ。健兒の稱は、皇極紀天智紀にみえたるを始とす、されど式にあるが如く、國々に定額ありしとも思はれず、(天智紀に、二年秋八月、日本國之救將、鹿原君率健兒萬餘、正當越海而至、願諸將軍等應預圖之、とあるは、唯兵士の事を云りしものにて、健兒といふ名稱にはあらず、されど皇極紀に、三年冬十一月、蘇我大臣蝦夷兒入鹿臣、双起家於甘檉、岡、稱大臣家曰宮門、入鹿家曰谷宮門、稱男女曰王子、家外作城柵、門傍作兵庫、每門置盛水舟一、木鈎數十、以備



火災恒使力人持兵守家大臣使長直於大丹穗山造梓削寺更起家於畝傍山東穿池爲城起庫儲箭恒將五十兵士繞身出入名健人曰東方僂從者氏々人等入侍其門名曰祖子孺者漢直等全侍二門とみえし力人は兵士にて次に五十兵士とあるに同じこの兵士は東方の人を用たる故に東方僂從者といへり決めては云がたけれど景行天皇東國に幸せる時國造等をして枕子を出さしむとみゆその枕子は堅子にて後の舍人の如くなりけむ其はもと東方人なりし故に朝家にて東方僂從者と云りしが蘇我氏專權の時それにならひて其兵士を置しなるべし是れ健兒といふ者の濫觴ならんとぞ思はる東國の風俗古へより慄悍なれば稱德紀の勅に是東人波常爾云久額爾方箭波立止毛背爾波箭方不立止云天君乎一心乎以天護物會とあり後の世に至りても太平記に日本六十餘州の兵を集めて武藏相模兩國に敵するも勝事を得ずとあるをも思ふべしまた皇極紀に五十兵士とあるにても上古の兵制に云るが如くはやくより五伍の制ありし事を辨知すべし續紀天平六年四月免諸道健兒儲士選士田租并雜徭之半とあれば是よりさき既に設け置れしなり十年五月停東海東山山陰山陽西海等諸國健兒とある健兒を十一年六月に緣停兵士國府兵庫點白丁作番令守之同十八年十二月京畿内及諸國兵士依舊點差とあるは健兒を復せしなるが兵士と書るをもて通稱なる事明らかし儲

士選士と兵士といかなる差別ありや未た考へず與羽にて健士と兵士と分ち云りこの兵士は鎮兵にして健士は勳位ある者を云り健兒とは別なりと思はる然るに勳位の人を健兒とするの制も見ゆれば健士と健兒と同じきにもやあらん延喜式に健兒をあけたるは延暦十一年六月十四日の官符をその儘に記せるものなるべし

諸國健兒

延喜兵部式

山城國二十人、大和國七十人、(三代格に三十人とあり) 河内國二十人、和泉國二十人、攝津國三十人、伊賀國三十人、伊勢國一百人、志摩國三十人、尾張國五十人、(三代格に三十人とあり) 參河國五十人、遠江國六十人、駿河國五十人、伊豆國三十人、甲斐國五十人、相模國一百人、武藏國一百五十人、(三代格に百五十とあるは五の下に十を脱せしなり) 安房國三十人、上總國一百人、下總國一百五十人、常陸國二百人、近江國二百人、美濃國一百人、飛騨國三十人、信濃國一百人、上野國一百人、下野國一百人、陸奥國三百二十四人、出羽國一百人、若狹國三十人、越前國一百人、加賀國五十人、能登國五十人、越中國五十人、越後國一百人、佐渡國三十人、丹波國五十人、丹後國三十人、但馬國五十人、因幡國五十人、伯耆



國五十人、出雲國一百人、石見國三十人、隱岐國三十人、播磨國一百人、美作國五十人、備前國五十人、備中國五十人、備後國五十人、安藝國四十人、周防國五十人、(三代格に安藝周防並に三十人とあり)長門國五十人、紀伊國六十人、(三代格に五十人とあり)淡路國三十人、阿波國三十人、讃岐國一百人、(三代格に五十人とあり)伊豫國五十人、土佐國三十人、

總計三千九百三十四人

其官符に以前被右大臣宣備奉勅今諸國兵士除邊要地之外皆從停廢其兵庫鈴藏及國府等類宜差健兒以宛守衛宜簡差郡司子弟作番令守とみえ同十六年十一月廿九日官符に應勤位人差健兒事(除大宰陸奥佐渡等府國也)右得美濃國解備被太政官去六月十一日符備外散位者便令直國馳使雜事量事閑繁令申其數餘令贈勞物送京庫者而有勤位人身雖強壯或乏家資無由贖勞望請停差白丁差勤位人結番上下以預考帳謹請官裁者被大納言從三位神王宣備奉勅依請諸國亦准此行之また十九年二月廿三日官符に(上の十六年の文をあげて諸國亦宜准此とみえ次に)式部兵部省相共通計滿前件數又大同五年五月十一日官符に兵士三百人を健兒とし健兒一人に馬子二人を充るの制を立たり其は一應給健兒馬子事(二ヶ條内)右得東山道觀察使正四位下兼行陸奥出羽按察使

藤原朝臣緒嗣解、天平五年十一月十四日勅符備兵士三百人以爲健兒者自爾已來以中男二人充健兒一人馬子雖有國例未見格式然不虞之支擬唯在健兒養兵之道不可不優請依舊給之者被右大臣宣備奉勅依請とみえ貞觀の頃に及ては健兒も名のみにて非常の用の供ふへきものにあらざりしかば健兒を選練するの命あり其は貞觀八年十一月十七日官符に應選練健兒事右被右大臣宣備奉勅云々如聞諸國所差健兒曾無才器徒稱爪牙之備不異螳螂之衝况復不教之民何禦非常之敵云々國司宜能簡其人勤加試練期令一以當百其太宰府統領選士亦宜准此とありこの健兒といふもの後世に聞ゆる事なきを唯常陸の府中に税所貞成といふあり國府の平岡といふ地に居るを以て平岡と稱し世々相傳て健兒所及檢斷職となる是より其職を氏とし健兒所といふ俗に小西生或は近衛所などかけるは皆誤なり(百濟系圖税所文書)また後世に小仁所氏とあるはこの同族なるべし(寛永中舊記)思ふにこの健兒所は國廳に健兒の兵庫守衛を掌る人などにてありければ健兒所といひしものと聞えたり太平記(藤房諫言の條)に國々には守護威を失ひ國司權を重くす是に依て非職凡卑の目代等貞應以後の新立の莊園を沒倒して在廳官人檢非違使健兒所等過分の勢を高せりとあるのみ他に考ふる所なし(頼山陽が外史源氏記に武衛使人來言曰我軍苦無事我有健兒龜次請得一力人角之乃遣鬼武



者勝而殺之とある健兒は、こゝにはゆる健兒といふ者の遺名の如く聞ゆれど、こは古への健兒と混らはしき事にも心つかで、唯強き人の由に云るものなれば、答むべきにもあらねど、後三年合戦記に、武衛かもとに、龜次並次と云ふ二人の打手あり、ならびなきつはものなり、是をこはうちと名付たり、武衛使を將軍の陣へつかはして消息していはく、た、かひやめられて、徒然かぎりなし、龜次といふこはうちなん侍る、めして御覽すべし、そなたよりも、しかるへき撃手一人出して、めしあはせ、たがひに徒然をなぐさめられ侍るべきかといひおくれり、將軍出すべき討手を求むるに、次任が舍人鬼武といふものあり、心たけく身のちからゆ、しかりけり、これをえらびていだす、龜次城の中よりおりくだる、二人闘の庭によりあへり、兩方の軍目もた、かすこれを見る、兩方すでによりあひて、うちあふ事半時なり、たがひにいづれすきまありともみえず、さるほどに、龜次が長刀のさきしきりにあがるやうにみゆるほどに、龜次兜きながら、鬼武がなきなたのさきにか、りておちぬ、將軍のいくさよろこびの時をつくりの、しる聲、天をひ、かす、これを見て、城中のつはもの龜次が首をとられじとうちより、くつはみをならべてかけ出將軍のつはもの又龜次が首をとらんとて、おなじくかけ合ぬ、兩方みだれまじりて、大きにた、かふ將軍のつはもの數多して、城より下る處のつはものこと、く、うちとりぬとみ

えつる、うち手またこは撃を健兒とかけるなり、大日本史に健卒とかける方や、勝れるが如し、こゝに軍ものがたりをかくながく、しくするすべきにもあらざるを、此のころのあつさわすれむと、端むしつるほどに見出たればいとす、しきこ、ちせらるゝゆへになん。

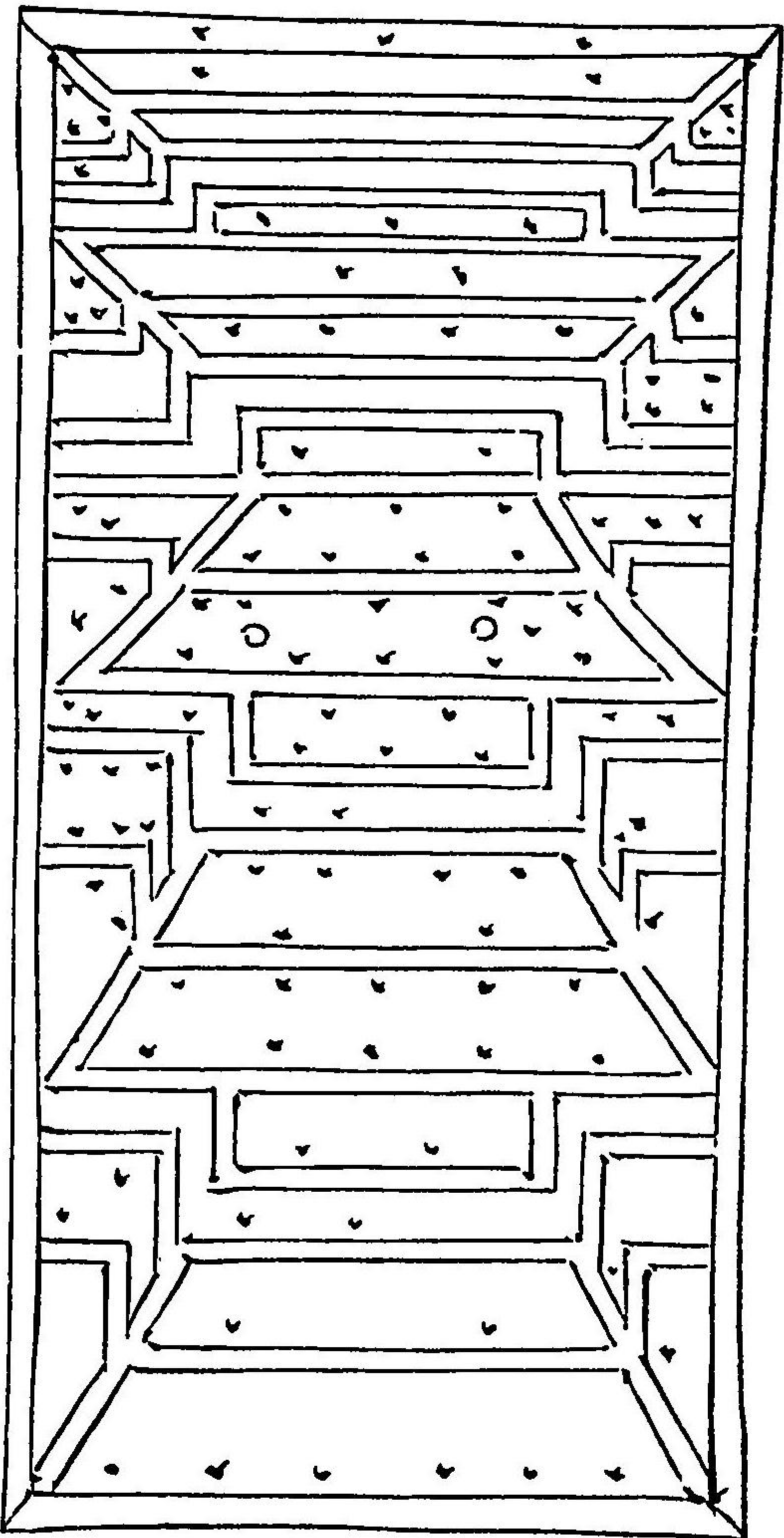
鐵盾のことにつきて

高宮正路氏の説に日本書紀仁德天皇御卷、二十二年秋七月辛未朔癸酉、高麗國貢鐵盾、鐵的、八月庚子朔己酉、饗高麗客於朝、是日集群臣及百寮、令射高麗所獻之鐵盾、的諸人不得、通的、唯的、臣祖盾人宿禰射鐵的、通焉、時高麗客等見之、畏其射之勝功、共起以拜朝、明日美盾人宿禰、而賜名曰、的、戸田宿禰、と見えたるが、其盾的は、何所に傳はりけん、と早く思ひ居たりしか、近き年頃石上神宮の神寶どもを拜見したるに、日の御盾と云物二枚あり、ともに鐵製にていと古く、矢跡とおぼしき穴さへありてなつかしき物なり、是はまさしく盾人宿禰か射たりし鐵盾ならん、(其は左にあらはせる圖の如し)

と云れたるはさる事なり、されど書紀の本文に、射鐵的、通焉とはあれど、盾を射し事みえざれば、知らぬ人は疑を起すべきなり、故に重複になれども、本文を記して此に聊か辨へ



石上神宮藏鐵盾之圖



日本書紀仁德卷十二年秋七月辛未朔癸酉高麗國貢鐵盾鐵的八月庚子朔己酉饗高麗客於朝是日集群臣及百寮令射高麗所獻之鐵盾的諸人不得通的唯的臣祖盾人宿禰射鐵

的通焉時高麗客等見之畏其射之勝巧共起以拜朝明日美盾人宿禰而賜名曰的戶田宿禰（高宮氏の引れたるには十二年を二十二年勝巧を勝功とあれどこは活刷の誤植なるべければ之を訂せり）とあるを日本紀竟寧（天慶六年）に得的戶田宿禰右兵衛督從四位下橘朝臣仲實（原書に橘を源とあるは誤れり今は訂して引り）久魯賀禰能麻度遠度保世流伊佐美爾蘇奈鳥多麻波利氏與爾都多弊計留とみえ其こと書におほさざきの天皇のみよにこまのくにくろがねのたてくろがねのまとをたてまつれりかのくにのまらうごにあへたまふひまぢきむだちをつごへてそのまをいさしめたまふにいとほすことなしたのすへねいとほせりこまのまらうごこのゆみいることこのすぐれたるをおぢてともにかごをかみすこれによりてあくるひかばねをたまひていくはとだのすくねといふと記せり臣は古事記境原宮段に建内宿禰之子並九葛城長江會都毘古者的臣云々等之祖也（姓氏錄も大むね同じ）といへるによりて思ふにこの盾人は建内宿禰には孫にして襲津彦の子などにはあらしか若し然らば襲津彦は萬葉に葛木之其津彦真弓など云るが如く世にすぐれたる弓の上手にてやありけん故に盾人の宿禰もその藝を傳へて射術に妙を得しかばかの鐵的を射貫きて韓人を畏れしめしものなるべし。



的は古事記傳に伊久波と訓り抑伊久波に的の字を書事は書紀に令射(仁德卷)射於朝廷(孝德卷)射于西門庭(天武紀)などある射を伊久布とも伊久比須とも訓るは射は的を射るわざを云なれば被射の意にて的をも伊久波と云にや又伊久波は本よりの古き名にて射は的射と云言にもあるべし(和名鈔には的高斗とのみありて伊久波てふ名は見えず但し射藝具に漢語抄云射梁以久波止古路世間云阿無豆知とあり)字鏡に的人姓由久波とあるは此姓を云るなり(伊を由と云は國名の壹伎をも由伎とも云るが如し)とあるにて的を射る術を伊久布と云由は明らかなれど的の古名を伊久波と云證はきこえず

細井貞雄か考には的は舊より麻止と云るを此氏にかぎりて以久波と云る事は彼鐵的を射通せしよりにて的を氏によべるときのみ也以久波は射る事の舊號なりさるから令射また射於朝廷などあるを伊久布伊久比須などよめり是は射ることながら的を射るにいへる古號なるを知るべしといへるに就て伊久波は姓にいふと的を射るとのみに云ふ由なる事明らけし

伴信友の考に仁德卷に令射をイクハシム(またイクハサシム)とよむべく假字つけたるを思ふにイクハスと云が本語にてイクヒイクフと活して云ふ言ときこえたりされ

と言の義は詳ならぬを強て考ふるに矢を射食すにて目當の物に矢の通貫るを其もの受て食ひ入るこゝろばえに云ふ言の如くきこゆ漢籍に矢のよく物に通貫たるを飲羽といふもおのづからその意似たり的をイクハといふはもとは鐵を的として射くはすうへより云名にて堅き物を通す事なりといへるは細井氏の説と合せて的を射る古言なる事知られたり

かれば的をイクハと云ふことは鐵的の堅きを射貫きしより起りて盾人の姓に賜へる的臣にもはら云ふ事なりしなり故字鏡にも的人姓由久波と書るにやなほよく考ふべしさてまた

伴氏の考に仁德紀に令射高麗所獻之鐵盾的諸人不得通的和と云事あるは此時盾をは通したる人ありしと聞ゆ其は獨りして持ばかりなる步楯にて板を鐵もて張たるによりて射通したる人のありしなるべしとあれどこは鐵盾を薄き鐵を張れる盾板と思ひしより尋常の人も射貫きしが鐵的は然らざるを以て盾人宿禰のみ射通したるならんと推測しものとみゆれど恐らくは非ならむ書紀の本文には鐵盾を射通しつる事は見えねど戸田宿禰を盾人と云るはかならずその鐵盾を射貫たるよりの稱へ名なる事は記傳に此人初よりの名盾人にて此時に戸田と賜へる如くおるは誤ならむか初名戸田にて



此時に盾人とは賜へるなるべし射鐵的とのみはあれどもかの鐵盾をも共に射通せるに因て賜へる名とこそ聞えたり。さて應神紀十六年の處に既に的戸田宿禰とあるは、後に賜へる姓を前へにも及ぼして記せるにて、戸田は當時の名なりけむと云はれたるぞ、まことに當れるが上に、今現に石上神社にこの鐵盾のあるにてもます、あきらかなれば、高宮氏の是まさしく盾人宿禰が射たりし鐵盾ならんと云るは然ることなりけり。

かくてこの鐵盾の事典書に見えたるは、勘仲記、弘安五年十二月廿一日丁未の條に、長者殿入御自金堂門、暫御座無量壽院南庇、此間諸卿多參入直著金堂前座、御迎、衆徒群參、總社内類、鳴貝、衆徒蜂起之由也、云々、神體出御之時（中略）長者殿已下群卿起座、平伏地上、其儀嚴重、一御體云々奉捧、二三四并若宮御體、次第奉捧之、云々、上皇於中、御門御所邊密々被立御車有、叙賢、云々、路次行列、先御前仕丁十六人、左方相並、第一二人捧杖、次布留鐵盾一枚、御神木六本、御弓矢、神人捧之、神主左兵衛尉宗繼（東帶步行）次勝手神與、云々、次本社並散在、神人云々、次神寶、次御正體（○以上探要）とあり、己が淺見には、この鐵盾の事のみあたりつるがのづらしければ、因みに引出つるなり、さて件の衆徒群參は、大日本史を考ふるに、弘安四年冬十月丙申、興福寺僧徒奉春日神木入京、訴石清水神人傷春日神人、とあるを

始めにて、五年壬申、春正月壬戌朔、以神木入京、元會不御殿、不奏吹笛などみえ、十二月二十一日丁未、春日神木歸座とある時の事也。

貞觀儀式考 附十陸八墓五墓考

明治十九年一月稿

平田氏が古史徵開題記第四に、諸司式儀式等の事を論ひて、弘仁内裡式三卷は殘闕なり、今また儀式と云物十卷傳はれり、序跋なき故に誰人の撰と云と知べき由なし、本朝書籍目錄に儀式十卷と見えたるに、卷數も符へれば、（桃華葉にも儀式十卷とあり）此ぞ諸司式に事見儀式とある典の全書ならむと、悉く然有處々に引合せ觀たるに、熟く合ふ條々も有れど、符はず缺たるが多く、また見儀式となき條々も彼此あり、また此儀式にかならず載べき事の載ざるが多かり、（年中行事の書等に、儀式云とて引たる文にも、同異の文これかれ有り）然ば此も延喜以前より有し儀式の書等の缺たるか、彼此残り傳はれるを、後人の綴り成しを、書籍目錄に儀式十卷と有るに、充たる物と所思たり、（新儀式に、五位已上表事、飛驒事、貶退事などの條々に、儀式を引たれど、此等の事、今本になし、さて書目錄に、弘仁儀式十卷、貞觀儀式十卷、延喜儀式十卷とあるは、別式にはあるべからず、只その時々、少つつ其趣の替れる故に、書改たるをやがて、當時の年號を冠して、某儀式と云るなるべし、卷數の同じきを以ても、其改少かりけむ事は知られたり、然れど、彼書目には



浮たる書名あれば一向には信じがたし。又世に貞觀儀式と題せるが有も、右の式と同書なり、貞觀の字は、荷田在滿が加たる由かねて聞おけり。(其はしか題せる本の奥書に、右十卷蒙有德廟台命下田師古校讎、尋之淺非奉政亦重校、然未能盡亥家、爾後蚊田在滿校正三度宮重信義亦與焉、於此乎爲定本以上官、其所上官之本即信義及蚊田御風繕寫焉、今以上官之稿、自本文至上層不誤一字摸寫、而與御風累校定、安永庚子之秋、郵義右と有るをも思合すべし)此は然も思ふべき由あり、然るに二三四の卷は大嘗祭儀なるを、延喜祭式と校合するに、互に漏たる事、風の異れる事も多く、精と龜との違もあるが中に、儀式なるは古に符へる事の多かる故に、推て全書を貞觀儀式と定たるならむ、然れど古寫本何れも唯に儀式とのみ有れば、強ひて貞觀のと定めむは非なり(以上)と云るに因て、實に此説の如くならんとのみ思ひ居りしに、此頃山陵の制に、遠陵、近陵、遠墓、近墓と云とあるを考る序てに、思ひよれる事どもを次々に言試むべし、まづ古事記傳二十(六十八丁)に、近陵、遠陵、近墓、遠墓とは、路程の近遠を以て、云に非ず、近陵墓は、いはゆる十陵入墓にて、其餘を凡て遠陵墓とす、近とは當代に親しく近き意を以て云なり、故、近陵の幣物は、こよなく多く、なほ別貢の幣物も多くありて、其は別に内藏寮より供ることにて、其色目は、内藏式に見え、又中務式に、凡十二月奉諸陵幣者、云々、其別貢幣者、臨幸便所奉送、其使參議已上及非參議

三位、太政官定之、自餘、點之、云々など見えたる如く、近と遠とは、甚く差別あるなり、抑此近遠の定まりしは、三代實錄に、天安二年十二月九日、詔定十陵四墓、獻年終、荷前之幣とあるや、始ならむ、其十陵は、天智天皇、田原天皇、光仁天皇、桓武天皇、平城天皇、仁明天皇、文德天皇と七代是當代の皇祖等なり、平城は然らざれども、近き故に加られたりと見ゆ、嵯峨、淳和は近けれども、遺詔にて山陵を置れざる故に入らず、如此七代をしも定められしは、漢國の七廟の制をまねばれたるなるべし、さて餘の三陵は、桓武の御母后と、皇后と、崇道天皇となり、崇道天皇は、延暦の廢太子にて、そのころ、膺玉へりしより、殊に祭らるゝなり、次に四墓は、贈太政大臣正一位藤原朝臣多武峯墓、藤原朝臣冬嗣墓、尙侍藤原朝臣美都子墓、源朝臣潔姫墓、これなり、冬嗣公は、文德天皇の御外祖、美都子は、同御外祖母、潔姫は、當代の御外祖母なればなり、然るに多武峯墓は、不比等公にて、聖武孝謙の御外祖にこそあれ、清和の御世に殊に祭らるべき由はなきに、此内に置れたるは、此時天皇は、未幼、坐せば、凡て良房、大臣の御心より出たる故なるべし、云々、さて又元慶八年十二月廿日、定、毎年獻幣、幣十陵五墓、云々、此時さきに定まれる内を除かれたると、新に置れたるとあり、其後御代々々に廢置ありて、延喜式の頃は、十陵八墓なり、斯て後々には、たゞ此近陵墓の御祭のみ、如くになりて、遠陵の奉幣のことは、隠れゆきて、をさく物にも見えず、いと心うきこと



なりかし云々と云るにて大凡は盡したりされど猶十陵四墓の制ありしより五墓となれる證文を擧て儀式の事に云及ぼすべし其は本居氏も云る如く三代實錄に天安二年十二月九日丙申詔定十陵四墓獻年終荷前之幣天智天皇山階山陵在山城國宇治郡春日宮御宇天皇田原山陵在大和國添上郡天智高紹天皇後田原山陵在大和國添上郡贈太皇太后高野氏大枝山陵在山城國乙訓郡桓武天皇柏原山陵在山城國紀伊郡贈太皇太后藤原氏長岡山陵在山城國乙訓郡崇道天皇八島山陵在大和國添上郡先太上天皇楊梅山陵在大和國添上郡仁明天皇深草山陵在山城國紀伊郡文德天皇田邑山陵在山城國葛野郡贈太政大臣正一位藤原朝臣鎌足多武峯墓在大和國十市郡（こは一本に鎌足となければ式と合へれど符宣鈔にも鎌足なる由みえたり此事別に考あり）後贈太政大臣正一位藤原朝臣冬嗣宇治墓在山城國宇治郡尚侍贈正一位藤原朝臣美都子次宇治墓在山城國宇治郡贈正一位源朝臣潔姬愛宕墓在山城國愛宕郡とあるが十陵四墓の始にて其十五日壬寅分遣公卿已下侍從已上於諸山陵墓獻荷前幣とあるは即件の陵墓に奉幣ありし由と聞えたりかくて是より後十五年を過て貞觀十四年十二月十三日己酉に先是天安二年十二月九日定十陵四墓獻年終荷前幣公卿奏請省（この五字印本になきを諸本によりて補へり）除贈太皇太后高野氏大枝山陵加太皇太皇藤原氏後山階山陵以足其數

在山城國宇治郡四墓加太政大臣贈正一位藤原朝臣良房愛宕墓爲五墓在山城國愛宕郡とみえしを以て四墓の制を五墓とせられし事知るべし

三代實錄所載十陵世係目安

一〇 天智 <small>山科陵</small>	二〇 春日宮天皇 <small>田原西陵</small>	三〇 光仁 <small>田原東陵</small>	四〇 桓武 <small>柏原陵</small>	五〇 皇太后藤原氏 <small>長岡陵式云高島陵 平城陵獻母</small>	五〇 平城 <small>楊梅陵</small>	嵯峨 <small>遺詔不置山陵</small>	太皇太后橘氏 <small>嵯峨陵</small>	淳和 <small>遺詔火葬</small>
--------------------------	------------------------------	---------------------------	--------------------------	---	--------------------------	--------------------------	---------------------------	------------------------



○崇道天皇八島陵 桓武廢太子

六○仁明深草陵

大皇太后藤原氏後山科陵

七○文德田邑陵

右の如くなれば、陵數は十なれども其世數は七にて七世親未だ盡さるの制を取りしもの也。この間天智の次に天武、文武、聖武、孝謙などあれども、(持統を加へて五世あれども)天武の統は、孝謙に至て絶たる故、光仁實に天智の統を承るより云ふときは文德までに七世なり、

延喜式所載十陵 ○ヲ標セルハ式ニ近陵近墓トアルモノ也

○天智山科陵

春日宮

○光仁田原東陵

○桓武柏原陵

平城

○皇太后藤原氏高島陵

嵯峨

○崇道八島陵

○仁明深草陵

○贈太皇太后藤原氏中尾陵

○文德田邑陵

○光孝後田邑陵

宇多未崩

醍醐延喜帝

こは當代の醍醐帝より山陵を數ふるときは、御父宇多帝を加へて十陵なれど、宇多御在世なるを以て九陵なるが、崇道と二后との陵を除き、取宇天皇をのみ數ふるときは、宇多と合せて七陵となるべき數にて、即七廟の制にかなへり、但し歴代の數を以てすれば、天智より醍醐に至るまで二十世にして、年代甚遠に似たれど、其親を以て之を云ふときは、七世に過ぎざる也、(清和は火葬にして、陽成は未崩したまはず)

四墓目安

藤原鎌足墓多武峯墓 ○藤原冬嗣五世祖

藤原冬嗣墓後宇治墓 ○文德外祖父

藤原美都子墓次宇治墓 ○文德外祖母

源潔姫墓愛宕墓 ○清和外祖母

この四墓の内三墓は文德、清和二帝の外祖父母なれば、事もなきを、多武峯墓は聖武孝謙の外祖にして當代に祭らるべき由はなきを、此内に加へたるは記傳にも云る如く、



良房大臣の私しに出しなるべし、扱此墓を鎌足とするは、三代實錄符宣抄にみえたり、此説によらば天智中興の業を輔け奉るによりて、中宗と共に祭らるべき由に定めて藤原氏不遷の廟とされしにや、又不比等墓とするは延喜式以下の説なり、是によりて云は、藤原氏にて外家たる人の始めなるを以て、不遷の廟と定めたるか、(政事要略廿九に式文を擧て多武峯墓、贈太政大臣正一位淡海公藤原朝臣、在大和十市郡、兆城東西十二町、南北十二町、無守戸、とありて、淡海公者、内大臣鎌足之長子也、依爲藤氏之先、雖多他墓別所注也、云々とみゆ)孰れにしても、當時藤原氏の驕僭のさま想ひやるへし、藤原良房墓愛宕墓、〇式作後愛宕墓

貞觀十四年に、此墓を加へて五墓とせらる、良房は當代の外祖父に當る故なり、この後次々に廢置ありて、醍醐天皇延喜の制に、八墓とせられし也、

延喜式所載八墓

- 文德外祖父母 ○藤原總繼墓拜志墓 宇多外祖父母 ○仲野親王高島墓
- 醍醐外祖父母 ○藤原氏墓八坂墓 ○當宗氏河島墓
- 藤原高藤墓小野墓
- 宮道氏墓後小野墓

○藤原不比等 多武峯墓

房前

眞楯

内麻呂

冬嗣 後宇治墓

良房 後愛宕墓

基經 次宇治墓 宇多中宮藤原温子父

延喜の制に、八墓とせられしは、藤原基經宇多中宮の父にて、延喜帝の爲には外祖父にあたるを以て天子七廟の制に擬して、其七世祖不比等を、外家不遷の廟と定めたるものとみゆ、且基經の子忠平、撰式の事に預るを以て、其父をば越前公藤原朝臣、其祖をば美濃公藤原朝臣と稱して名を書せず、皇子皇女の如きは、却て名を書して諱ます、不敬僭亂甚しと云へし、

上に云る如く、十陵四墓の制は、天安二年に定れるを、今の世に傳る儀式十卷本なる十二月奉山陵幣儀の下に、其使山階此、一陵、中納言以上柏原深草田邑、後山階、五陵、參議以上、若非參議三位以上、各一人云々、とある五陵と云ながら、四陵を擧たるは、必ず長岡の一陵を脱せしと明か也、次に楊梅一陵、云々、田原、後田原、八島三陵云々とみえたれば、十陵の數に適合へり、然るに天安の條には、大枝山陵ありて、後山階山陵はみわさるを、此儀式に擧たるは、三代實錄貞觀十三年九月廿八日、辛丑、太皇太后崩、太皇太后姓藤原氏、諱順子、贈太政